

政策・施策形成に係る進行管理調書 VOL.1

生涯を通して学び楽しむまちづくり

（教育、文化などの視点）

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	1.0	対象年度	25	担 当 課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	生涯を通して学び楽しむまちづくり							
政策1	社会教育の充実							
施策1	学習ニーズに則した魅力的な学習機会の充実							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	本町では、ライフステージにおける様々な課題に対応した教室・講座・学級を開催しています。しかし、近年では参加者の固定化の傾向が見られ、今後は、多くの住民が参加しやすい学習環境の整備に努めなければなりません。
➤	学習成果を本人の生きがいや健康づくりに役立てる一方、地域社会への貢献につなげたいと望む学習者も多く見受けられます。今後は、こうした住民の学習成果を社会貢献活動につなげられるような対策が求められます。
➤	生涯学習の振興における地域の主体的な取組みと人材育成への支援が求められます。
➤	社会情勢を反映した生涯学習振興計画の見直しが必要です。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	生涯学習振興計画の見直しを進めるとともに、社会の変化やライフステージにおける様々な課題に対応した学習体制の拡充を図ります。
(2)	健康で生きがいのあるくらしのため、社会貢献活動につなげる学習活動を推進します。
(3)	豊かな心を育む学習の場の充実を図ります。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	青少年問題等を踏まえた生涯学習振興計画の中間見直し
(2)	生涯を通じた学習機会の提供及び相談(乳幼児、青少年、成人、高齢者の各段階)
(3)	現代の課題に対応する学習機会の提供(国際化、情報化、環境問題、高齢化社会、人権等)
(4)	各関係機関との連携による出前講座の開催(施策28と連携)
(5)	生涯学習指導者及びボランティア人材の発掘
(6)	豊かな生活を送るための学習機会の提供(健康、消費生活、防災・防犯、まちづくり等)
(7)	赤ちゃんふれあい体験等の家庭教育に関する学習機会の提供(施策31と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

様々な課題に対応した学習体制の拡充を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	各種教室・講座の参加者			ベンチマーク (B M)		
指標名	コミュニティ施設が主催する各種教室・講座の満足度					
指標の 考え方	一層魅力的な学習機会の提供につなげるため、各教室・講座の参加者に対して、アンケート調査を実施します。アンケート調査における参加者満足度の向上を目標としました。 平成24年度に実施するアンケート調査結果を基準値とします。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	—	—	基準値	基準値 ↑	基準値 ↑	基準値 ↑
B M						
実績値			9 3 %			

基準値の設定概要	平成24年度に実施するアンケート調査で参加者の満足度を計り、基準値とする。
----------	---------------------------------------

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
美里町(青少年教育)旧2町	社会教育事業調査(事業数)			47				
涌谷町(青少年教育)	社会教育事業調査(事業数)			27				
大崎市(青少年教育)旧7町	社会教育事業調査(事業数)			141				
加美町(青少年教育)旧3町	社会教育事業調査(事業数)			69				
色麻町(青少年教育)	社会教育事業調査(事業数)			15				

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○それぞれのライフステージに応じた学習機会を提供したことにより、新しい知識や技能の習得が図られた。 ○チラシの配布及び、町ホームページ等による周知を行い、開催申し込みの受け付けに努めた。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○知識や技術等の知的資源を活用した宮城大学との連携・協力関係	○指定管理者によって事業の偏りがみられる
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
○みやぎ県民大学講座の活用 ○生涯学習ボランティアサークル「かもしかクラブ」の活用 ○公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワークとの連携		○住民ニーズの多様化 ○参加者の固定化	
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	○地域の諸課題の解決に、学術機関等と連携事業を行う。 ○様々な分野の専門的な外部講師を招き、学習の質の向上を図る。		
	【継続事業(改善内容)】		
	○時代とニーズにマッチした事業内容で、それぞれのライフステージに応じた学習機会を提供することにより、生涯学習の推進を図っていく。 ○単に「思いづくり」にならないよう、事業のねらいを明確にした事業を行っていく。 ○関係課や関係機関との連携をとりながら、出前講座の新しいメニューを準備していくとともに住民への広報活動が必要である。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・目標については、平成24年度に基準値を設定した状況から、今後の推移を継続的に把握すること。 ・目標である参加者満足度については、93%となっており、この状況が推移すると仮定するならば、一定の役割を終えているとも考えられることから、「生涯学習」と「まちづくり」が一体となった新たな事業展開や推進手法について、指定管理者と意志疎通を図りながら検討されたい。また、「 具体的な取組み」の(1)に掲げられている「青少年問題等を踏まえた生涯学習振興計画の中間見直し」についても併せて検討されたい。 ・エネルギー関連事業については、平成25年度から住民の意識啓発を目的に、「講座型」として事業着手しているが、平成26年度からは、「参加型」の事業へと発展させ一層の意識啓発を行われたい。 ・具体的な事例として、「節電所キャンペーン」や地元で活用されてきたいわゆる「たきぎ山」を活用した木質バイオマス事業などについて検討されたい。 ・なお、平成26年度からエネルギー関連事業を生涯学習事業とは切り離して推進されたい。 ・宮城大学との学術連携関連の事業については、具体的な内容が固まり次第、企画財政課に協議されたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	2 . 0	対象年度	2 5	担 当 課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	生涯を通して学び楽しむまちづくり							
政策1	社会教育の充実							
施策2	生涯学習拠点施設の整備と機能の充実							
分野別計画	美里町生涯学習振興計画							
行革関連項目	施設管理の民営化・委託化方針の策定							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	本町では、美里町公民館をはじめ小学校区ごとに地区公民館が設置され、各種教室、講座はもとより、各種団体の会議、研修、サークル活動、地域住民の憩いの場となっています。
➤	平成24年度から小牛田地域のすべての地区公民館の運営が、地区住民による指定管理に移行します。
➤	生涯学習推進拠点となる施設の維持管理、計画的な修繕等が求められています。
➤	また、定住自立圏構想により、近隣市町との連携も求められています。社会教育施設の相互利用による利便性の向上とあわせ、使用料の統一などの整理が必要です。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	誰もが利用しやすく親しめる施設運営を目指すとともに、長寿命化や更新時期の平準化の検討を進めるとともに、ライフサイクルコストを考慮した施設管理に努めます。
(2)	近隣市町との連携を強化し、社会教育施設の相互利用を促進します。また、使用料の見直しを行います。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	公民館本館、地区公民館における施設・設備の保守管理の徹底及び計画的な修繕
(2)	使用料の見直しや有料化の検討
(3)	指定管理者職員の育成とサポート

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

利用しやすく親しめる生涯学習施設の整備運営

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	住民			ベンチマーク (B M)		
指標名	住民一人当たりの公民館・地区公民館の年間利用回数					
指標の 考え方	誰もが利用しやすく親しめる施設運営を行い、公民館・地区公民館の拠点性を高めるため、住民一人当たりの公民館・地区公民館の年間利用回数の増加を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	5 . 9 回	5 回	6 回	6 回	6 回	6 回
B M						
実績値	5 . 9 回	4 . 9 回	5 . 6 回			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○ 住民一人当たりの年間利用回数は目標値に対して0.4回下回る結果となった。 ○ 東日本大震災により被害のあった施設について、平成24年度で全て災害復旧工事を終えて通常どおり利用が可能となったため、平成23年度に一時的に減少した利用回数も回復してきた。 ○ 平成23年度に2施設、平成24年度に3施設が指定管理者制度に移行したが、順調に管理運営がなされている。	
	内部要因	【プラス要因】 ○ 指定管理者との定期的な連絡調整会議 ○ 社会教育主事等による事業支援 ○ 災害復旧工事の完了	【マイナス要因】 ○ 施設の老朽化
		【プラス要因】 ○ 地域団体が指定管理者となり、職員も地域から採用されたため、住民にとって親しみやすい施設となっている。	【マイナス要因】 ○ 災害復旧工事により平成24年度中も一部利用できない施設や期間があった。
	外部環境	【プラス要因】 ○ 地域団体が指定管理者となり、職員も地域から採用されたため、住民にとって親しみやすい施設となっている。	【マイナス要因】 ○ 災害復旧工事により平成24年度中も一部利用できない施設や期間があった。
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○ 計画的な修繕を行いながら施設の安全管理に努める。 ○ 指定管理者と連携を図りながら適切な管理を行う。 ○ 利用料金の見直しを行い、近隣市町との相互利用を促進する。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・施設管理については、各指定管理者との連携を密にしながら、計画的に実施されたい。修繕等の積算については、精度を上げること。 ・「 具体的な取組み」の(2)の利用料金の見直し及び有料化の検討について、具体的な協議を開始すること。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	3 . 0	対象年度	2 5	担 当 課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	生涯を通して学び楽しむまちづくり							
政策1	社会教育の充実							
施策3	住民による主体的な学習の推進							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	本町では、各地域で生じている様々な課題について、住民との協働による取組を進めています。住民一人ひとりが、そして、町と地域がそれぞれの課題を認識することが必要です。
➤	地域住民自らが地域の課題を発見し、解決できるような環境づくりが求められています。
➤	地域住民の知識や技術を地域に還元したり、学んだ成果を生涯学習事業やコミュニティづくりに生かすことができるよう、支援体制の確立を図るとともに、住民による主体的な学習活動の支援が必要です。
➤	各社会教育団体の指導者を育成するとともに、自主・自立した運営ができるよう支援が必要です。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	住民の主体的な学習活動を推進します。
(2)	住民の学びの成果の活用とボランティア活動の奨励に努めます。
(3)	団塊の世代等の社会参加を促進するため、環境整備と機会の創出を図ります。
(4)	NPOや住民団体との協力・協働の取組を促進します。
(5)	地域づくり・まちづくりに関する学習機会の充実を図ります。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	住民による自主企画講座や企画展などの開催支援
(2)	住民が職業や学習を通じて培った経験を生かし、学校や地域に貢献できる環境の整備
(3)	社会教育団体やNPO等との協働事業の推進

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

住民の主体的な学習の推進を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	住民			ベンチマーク (B M)		
指標名	住民による自主企画講座・講習会等の開催回数					
指標の考え方	住民の主体的な学習の推進を図るため、住民自らが行う講座、講習会などの開催回数の増加を目標としました。					
目標又は基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	1 6 8回	1 5 8回	1 7 0回	1 7 0回	1 8 0回	1 8 0回
B M						
実績値	1 6 8回	1 5 8回	1 5 1回			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○生涯学習事業一覧、サークル情報誌等の情報提供をすることで、教室、講座及び、サークル活動に参加する町民が増加傾向にある。 ○コミュニティ施設で活動している自主的サークルの学習成果発表の機会を設けることで、地域活動の輪を広める機会ができた。 ○生涯学習に関する様々な相談に応じ、多くの町民が自ら学習する意識を高めることができた。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○相談、情報提供、人材バンクの提供等により、サークル活動に参加する町民が増加傾向 ○社会教育主事等による事業の支援	○情報の共有化と資料の整備が不十分 ○生涯学習指導ボランティアの登録者が少ない ○コミュニティ施設の老朽化が、自主サークル活動に影響を及ぼしている。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○大崎生涯学習センターとの連携事業	○一部のサークルは新規の登録者募集を行っていない。
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○人材バンク等の整備や最新の情報収集に努める。 ○地域住民自ら行う講座、講習会などの開催数の地域差の解消に取り組む。		
	【完了・廃止】		
	○「生涯学習相談事業」については、「学びの情報提供事業」へ統合を図り、事業廃止する。		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙 「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・目標は、達成できていない。特に、プラス要因としての取組総括がなされているが、年度目標を下回り、年々、回数も減少しており、改めて取組について検討されたい。 ・地域間の格差については、原因が町の取組にあるのか、住民側にあるのか分析を進め、解消を図られたい。 ・また、施策1及び施策2の推進とも関連するが、「生涯学習」と「まちづくり」が一体となった新たな事業展開や推進手法について、指定管理者との意思疎通を図りながら検討されたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	4.0	対象年度	25	担 当 課	教育総務課	課長名	大友 義孝
分野分類	生涯を通して学び楽しむまちづくり							
政策1	社会教育の充実							
施策4	図書館資料と情報提供の充実							
分野別計画								
行革関連項目	施設管理の民営化・委託化方針の策定							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	資料の収集については、近代文学館の開館以来、継続的に取り組んでいます。
➤	平成18年には、南郷図書館を開館し、住民の読書活動を支援するとともに、図書等の充実を図っていますが、郷土資料の収集については、十分に行われていません。
➤	今後は、積極的な収集と保存が重要になりますが、同時に保存をしていくための収蔵場所の確保が求められます。
➤	学校図書館のデータ化及びネットワーク化については、目録の電子化をはじめ、運用形態を考慮しながら進める必要があります。
➤	近年、電子媒体による情報取得が主流となっており、インターネットによる資料活用等を検討していく必要があります。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	図書、雑誌及び視聴覚資料の収集保存に努めます。
(2)	郷土資料の積極的な収集保存を行うための体制を整えます。
(3)	生涯学習の中核施設として、多様化するニーズや読書活動を支援し、電子媒体を含めた情報提供サービスの充実に努めます。
(4)	図書館と小学校・中学校図書室が連携を図り、図書の有効活用と図書館機能の充実を図ります。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	資料を整理保存し、提供するための図書館システムの更新
(2)	文化財保護委員会、近代文学館運営審議会等と連携した郷土資料の調査、収集及び整備
(3)	学校図書室との連携
(4)	住民のニーズに即した図書貸出サービスの充実
(5)	図書・資料のインターネット検索と図書予約検索による情報提供サービスの充実

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

図書館機能の充実を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	住民		ベンチマーク (B M)			
指標名	図書貸出しの実人数					
指標の 考え方	多様化するニーズに対応するため、図書及び視聴覚資料を充実させることにより、図書貸出実人数の増加を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	4 , 1 0 0 人	4 , 2 8 0 人	4 , 3 6 0 人	4 , 4 5 0 人	4 , 5 4 0 人	4 , 6 3 0 人
B M						
実績値	4 , 1 2 4 人	3 , 8 1 7 人	3 , 1 7 9 人			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
県内町立図書館における人口一人あたりの蔵書数	宮城県内公共図書館公民館図書室等現状調査		3.58冊	3.88冊				
美里町図書館における人口一人あたりの蔵書数	宮城県内公共図書館公民館図書室等現状調査		5.59冊	5.72冊	6.15冊			
加美町図書館における人口一人あたりの蔵書数	宮城県内公共図書館公民館図書室等現状調査		12.37冊	12.78冊				
亘理町図書館における人口一人あたりの蔵書数	宮城県内公共図書館公民館図書室等現状調査		4.16冊	4.44冊				

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○資料収集保存は継続的に行っている。また、古い資料では、今の社会情勢にそぐわない情報もあるため、新鮮な資料の収集も行っている。 ○県内町立図書館における一人当たりの蔵書数を上回っているが、同規模自治体の加美町の蔵書数より数値が下回っている。 ○保管場所の確保が難しくなっている。 ○一般に出版されている図書以外にも地域資料、震災関連資料の収集整理保存に行っている。しかし、地域資料は機会を逃すと入手することが難しい資料でもあるため、情報収集に努めていかなければならない。 ○利用の幅広い要望に応えるため、選書購入、他の図書館から借受提供しているが、すべてに対応できていない。 ○登録のみで現在利用していない人への図書館利用の促進が必要である。 ○インターネット活用した資料情報の提供、予約を図書館システムで行っており、図書館利用の利便性の向上に努めている。 ○図書館システム以外のインターネット利用検索が増加している。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○文化財係との連携による資料の保存 ○図書館システムによる情報の提供	○資料の保管場所の確保 ○資料費が少ない。 ○館内のインターネット検索が古くなっている。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○地区コミュニティセンターへの資料配置	
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○大崎定住化圏構想による相互利用に対応するためにはこれまで以上の資料の充実を進める。 ○地域資料、震災資料の収集を積極的に行う。 ○地区コミュニティセンターと連携協力を図りながら資料の収集充実を図る。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・平成23年を境に、貸出し実人員については約 1,000 人(22.9%減)の減少となっており、歯止めがかかっていない状況にある。利用者データを積極的に活用され、その原因と傾向を把握されたい。 ・学校図書室との連携を図り、利用状況の把握及び事業推進を進められたい。また、地区コミュニティセンターとの連携についても検討されたい。 ・また、目標達成に向けては、原因究明とともに事例研究などを通じて、事業推進に生かされたい。また、多賀城市の TSUTAYA 参入などに見られる民間の参入状況を研究されたい。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	5 . 0	対象年度	2 5	担 当 課	教育総務課	課長名	大友 義孝
分野分類	生涯を通して学び楽しむまちづくり							
政策 1	社会教育の充実							
施策 5	読書活動の推進							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

- 継続的な読書活動の推進を開館以来行ってきました。近年、テレビやインターネット等の普及により、子どもの読書離れが進み、図書館の利用も減少傾向にあります。
- また、20歳代以上を対象としたサービス提供が不足しているため、今後は幅広い年齢層、利用者への対応が課題となります。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

- (1) 図書館が住民にとって利用しやすいものとなるよう、読書環境の一層の整備に努めます。
- (2) 子ども読書推進計画の実施状況を検証するとともに、計画の見直しを行います。
- (3) 乳幼児期から本に親しむための支援や、児童・生徒の学習相談に対応できる体制の整備に努めます。
- (4) 図書館に来館が困難な利用者への図書貸し出しにも配慮するなど、子どもから高齢者まですべての住民にとって、図書館が学びの場となるよう利用の促進に努めます。
- (5) ボランティアの協力の下に、絵本の読み聞かせやおはなし会などの読書推進活動を展開します。また、ボランティアの養成と活動支援に努めます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

- (1) 図書館利用の広報活動
- (2) 子ども読書推進計画の見直し
- (3) 幼児を対象とするブックハロー(本との出会い)事業
- (4) 図書館、幼稚園、学校等における読み聞かせ活動の推進
- (5) 読み聞かせボランティアの活動支援
- (6) 来館が困難な方への図書貸出
- (7) 図書館まつりなどによる図書館事業のPR

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

読書活動を推進する。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	図書館利用者			ベンチマーク (B M)	宮城県内の町立公共図書館町民一人あたりの年間貸出冊数	
指標名	町民一人当たりの年間貸出冊数					
指標の考え方	貸し出し冊数の伸びは、読書活動の推進が図られた結果です。 このことから、町民一人当たりの年間貸出冊数の増加を目標としました。					
目標又は基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	6 . 7冊	7 . 0冊	7 . 2冊	7 . 4冊	7 . 6冊	7 . 8冊
B M	4 . 0 7冊	3 . 7 6冊				
実績値	6 . 7冊	6 . 0冊	6 . 1冊			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
宮城県内公共図書館人口一人当たりの貸出冊数	宮城県内公共図書館公民館図書室等現状調査		3 . 57冊	2 . 85冊				
加美町図書館人口一人当たりの貸出冊数	宮城県内公共図書館公民館図書室等現状調査		7 . 1冊	7 . 4冊				

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・B・M)	取組総括	○貸出しが若干増加したが、目標数値には届かなかった。 ○子ども読書活動に関して、小学校や幼稚園など教育機関、福祉機関と連携し、ボランティアの協力を得ながら読み聞かせ等の取組を行っているが、子どもの利用増加にはつながっていない。 ○子ども読書推進計画の見直しが必要である。 ○ベンチマークの県内町立公共図書館の数値では震災の影響もあり利用の減少がみられる。県内全体の数値を上回っているが、隣接する加美町図書館と比較すると下回る数値となっている。 ○広報「みさと」、ホームページ、館内広報チラシにより図書館事業の周知を行っている。ホームページの効果が大きく、利用者が情報得る重要な手段として利用促進につながっている。 ○大崎定住化圏構想による相互利用の検討を行ってきた。平成 26 年度より実施するが、利用方法などの検討が必要である。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○滞在型利用が増加している。 ○小学校、幼稚園の校外学習による図書館見学の増加	○専門職の技能向上が必要。 ○読み聞かせボランティアの人数不足
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○大崎定住自立圏共生ビジョンによる広域相互利用	○子どもの人口数の減少 ○防犯上子どもだけの外出が難しくなっている。 ○情報を得る手段としてインターネットが普及している。
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	○大崎定住自立圏共生ビジョンに基づき、美里町、大崎市、涌谷町、色麻町の図書館の相互利用が平成 26 年度から開始するため、利用の増加が見込まれる。		
	【継続事業(改善内容)】		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマリービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・施策4と一体的に検討を進められたい(施策4参照)。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	6.0	対象年度	25	担 当 課	教育総務課	課長名	大友 義孝
分野分類	生涯を通して学び楽しむまちづくり							
政策2	学校教育の充実							
施策6	個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

- 「美里町の学校教育ビジョン」に基づき、個性、心、基礎的学力を重視した教育を推進するため、少人数指導の取組や学力向上支援員の配置、学力向上委員会が中心となった取組を行ってきました。
- 教育ビジョンについての学校現場での評価についても、概ね、順調に進んでいるという評価が多いことから、一定の成果をあげてきました。
- しかし、基礎的学力の向上については、成果がそれほどあがっていない学校もあることから、今後はこれまで以上に、学校の実情にあわせた対応が望まれます。
- 義務教育期の基礎的学力の定着を図るとともに、自ら考え、判断し、表現する応用力の育成が重要課題となっています。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

- (1) 学校教育ビジョンに基づいた子ども一人ひとりの個性を重視した教育と、情操及び道德性を生み高める“心の教育”に取り組みます。
- (2) 子ども一人ひとりの学力の向上を図るため、個々の能力に応じた指導を充実します。
- (3) 豊かな人間性とたくましい身体を育むための取組を、学校・家庭・地域と連携を図りながら実践します。
- (4) 不登校の解消に向け、教育相談体制の充実を図ります。
- (5) 小学校における英語活動、小・中学校の連携や高等学校との交流活動への取組等から、特色ある魅力的な学校づくりを推進します。
- (6) 高等教育等を希望する学生に対する就学支援を継続して行います。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

- (1) 学校教育ビジョンの見直し
- (2) 少人数指導の拡充
- (3) 教員補助員等の配置
- (4) 学校教育専門指導員等の効果的な活用
- (5) 学力向上委員会の活性化
- (6) 小学校における英語活動の推進
- (7) 小・中学校や高等学校との交流活動の推進
- (8) 奨学金貸与事業の充実

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

基礎的学力の向上を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	町立小学校及び中学校の児童・生徒			ベンチマーク (BM)		
指標名	全国学力・学習状況調査の県平均正答率との差					
指標の 考え方	美里町の学校教育力アップの具体的な取組の一つとして、みやぎ単元ライブラリー(国語・算数・数学)を活用し、全国学力・学習状況調査の県平均を1ポイント以上上回ることを目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	3.9	—	1ポイント以上	1ポイント以上	1ポイント以上	1ポイント以上
BM						
実績値	3.9	—	4.6			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
家庭での学習習慣について (小学校)1時間以上	全国学力学習状況調査	4月	61.5%		61.2%			
家庭での学習習慣について (中学校)2時間以上	全国学力学習状況調査	4月	28.5%		30.0%			
家庭での学習時間 (小学校)1時間以上6年生	美里町学校教育力アップ到達度確認	4月				67.7%		
家庭での学習時間 (中学校)2時間以上3年生	美里町学校教育力アップ到達度確認	4月				12.7%		

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○平成24年全国学力学習状況調査の小学校国語A(知識に関するもの)が県平均正答率を上回ったものの他の調査項目では県平均を下回る結果であった。特に活用に関するB問題の正答率は小中ともに県平均を下回り、特に中学校のB問題においては県平均を大きく下回る結果となった。記述式の問題の正答率が低いことから、今後は自分の考えをまとめ表現する力を向上させる学習に力を入れる必要がある。学力向上支援員や教員補助員を配置し、子どもの実情に応じたより丁寧な指導を行うことが必要である。 ○学力向上のためには、予習復習といった家庭での学習習慣形成が重要であることから学び支援事業を実施して児童・生徒の家庭学習習慣形成の支援を行った。中学生の参加者が少なく、家庭での学習時間の目標達成率も小学生に比べて低いことから、支援日数を増やすなど事業実施にあたり改善が必要である。 ○学校教育力アップの具体策として学力の到達度を図る調査を年3回行っている。各校で結果を分析し指導に生かしているという評価がなされているが、各校での取組に留まり美里町全体の取組にまで生かしきれていないので、客観的な現状分析と学校教育専門指導員を活用するなどして町内統一した指導体制を確保する必要がある。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○学力向上支援員を配置したことにより児童生徒の学習意欲の向上が図られた。	○学習時間の目標達成率が低い。 ○活用に関する問題の正答率が低い。 ○算数や数学の正答率が低い。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○学力向上のためには、客観的なデータ分析を継続的に行っていくことが必要と考える。CRTテストを導入するなどして客観的なデータ分析を行い事業を推進する。 ○学習習慣形成の支援として、学び支援事業で夏冬の休業期間や週末に学習機会を設ける。 ○教員の指導力向上のため学校教育専門指導員の学校訪問回数を増やす。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・総合計画策定時においては、議論が多く出された施策目標でもある。 ・まず、学校も含め教育委員会として、施策目標の共通認識ができているのか改めて確認されたい。 ・改善が必要な学年や科目は明らかであることから、各事務事業を有効に作用させるため、そのアプローチ方法やロードマップなど、プログラム化する視点から再検討されたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	7.0	対象年度	25	担 当 課	教育総務課	課長名	大友 義孝
分野分類	生涯を通して学び楽しむまちづくり							
政策2	学校教育の充実							
施策7	計画的な施設修繕と教材設備の整備、充実							
分野別計画								
行革関連項目	公共施設の統廃合を含めた効率的な運用							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	学校教育の充実を重要と考えている住民は多く、これまでに、教育施設の建設や修繕を計画的に行ってきたことは、子育てを行っている年代層の住民満足度調査の結果にも表れています。
➤	少子化や教育施設の老朽化は、近年著しく進行しています。東日本大震災においても、大きな被害を受けましたが、その現実を踏まえた統廃合の議論がなされていません。
➤	教育に関する考え方は多岐にわたることが想定され、結論を得るまでに長期間を要することから、早期に計画を住民に示し、その議論を行う必要があります。
➤	また、学校施設の耐震化率は100%となっていますが、今回の東日本大震災により大きな被害を受けたことから、施設の修繕計画の見直しが必要となります。
➤	今後も一層進むと予想される情報化社会への対応は、次代に生きる子どもたちにとって、大きな課題となっています。
➤	小・中学校では、学習指導要領の改訂に伴い、教材等の整備が必要となります。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	教育施設の適正な規模と配置を目指し、学校教育施設の再編を見据えた施設等の整備計画を作成し、年次計画に基づいた施設の修繕や設備・備品の整備を進めます。
(2)	小・中学校における情報教育の環境を、年次計画に基づき整備し、情報教育の充実に努めます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	教育施設の震災復旧事業の早期完了
(2)	学校教育施設再編計画の策定(施策10、施策62と連携)
(3)	計画的な教育施設等の修繕及び設備の整備
(4)	教材用パソコンの有効活用

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

教育施設の適正な規模と配置を目指す。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	町立幼稚園・小学校・中学校
目 標	少子化や施設の老朽化が進行する中、教育施設の適正化を図るため幼稚園、小・中学校の再編を見据えた、望ましいと考えられる配置数に努めます。 文部科学省では、中学校で各学年3クラス、小学校で各学年2クラスを望ましい規模としています。

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○震災復興の一環とはいえ、小牛田幼稚園・北浦幼稚園・中埴幼稚園を統合してこごた幼稚園の開園に至った。 ○施設の老朽化は認識しながらも、小学校・中学校においては具体的な再編の論議が交わされていない。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○震災復旧工事の竣工	○学校施設の地域による新旧の格差
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○学校教育環境審議会の設置 ○子ども・子育て支援事業計画策定等委員会の設置準備	○国庫負担金・補助金建設単価の低率
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
○施設の修繕や設備・備品の整備については、これまでどおり年次計画により継続実施していく。 ○情報教育についても、年次計画により継続実施する。			
【完了・廃止】			
○震災復旧工事は概ね完了をした。			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・本施策の目標は定性目標であることから、「 具体的な取組」及び「 施策の意図」について、常に点検を行いながら着実に推進されたい。 ・特に、「 具体的な取組」の「(2)学校教育施設再編計画の策定」については、財源調整などの関係からも、着実に取り組まれたい。 ・施設の修繕については、「学校教育施設再編計画の策定」も考慮し、実施すること。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	8 . 0	対象年度	2 5	担 当 課	教育総務課	課長名	大友 義孝
分野分類	生涯を通して学び楽しむまちづくり							
政策2	学校教育の充実							
施策8	地域が支える学校づくり、地域に開かれた学校づくりの推進							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	地域や保護者の理解と協力により、いじめや不登校及び問題行動は少ない状況です。学級崩壊などの大きな問題もほとんど見られず、安定した落ち着いた学校生活を過ごしています。
➤	地域の人材活用や組織化については、学校によって差が見られる状況です。また、職場体験学習における事業所の確保が難しくなってきました。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	情報発信と外部の意見を広く取り入れながら、より良い学校づくりと教育環境の整備に努めます。
(2)	学校において、地域の人材を積極的に活用します。また、こうした取組みから生活体験に根差した教育を提供するとともに、地域と連携した学校づくりを進めます。
(3)	防犯活動、非行防止運動、クラブ活動、部活動、図書館教育等に、地域の人材を積極的に活用し、地域が支える学校運営を進めます。
(4)	職場体験学習や職場見学など、地域内外の教育資源を効果的に活用した“志教育”を推進するために、地域・企業等の連携体制の構築に努めます。
(5)	子ども同士が遊びを通して、社会性を養うための身近な遊びの確保など、「放課後子どもプラン」に基づく放課後児童対策を展開します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	幼稚園、小・中学校における学校評議員会制度の拡充
(2)	教育人材バンクの組織化及び研修会の実施
(3)	学校支援ボランティア組織の拡充
(4)	「志教育」の推進と関係機関との連携
(5)	放課後児童対策

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

地域に開かれた学校づくりを推進する。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	幼稚園、小・中学校における学校評議員会			ベンチマーク (B M)		
指標名	幼稚園、小・中学校における学校評議員会の開催率					
指標の 考え方	学校評議員会の充実が、より良い学校づくりと教育環境づくり、地域に開かれた学校づくりにつながることから、各学校評議員会の会議開催を3回／年(100%)の開催を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	5 0 %	5 0 %	8 3 %	9 1 %	1 0 0 %	1 0 0 %
B M						
実績値	7 4 %	6 7 %	7 1 %			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・B・M)	取組総括	○ 指標の実績値は、年度における目標値を初めてクリアすることができなかった。 ○ 多くの学校で年2回の開催に止まり、1回だけの学校も僅かだが存在した。 ○ 閉園した旧小牛田幼稚園、旧北浦幼稚園、旧中埴幼稚園においては年3回の目標を達成できた。 ○ 来年度には100%達成を掲げており、各幼稚園、小・中学校への働きかけを強化するものとする。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 幼稚園統合を前に、新しい幼稚園のあり方を論議する機会を得た。	○ 学校運営の中で会議を開催するために要する時間確保が困難である。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 人選においては地域の多方面から評議員会参画に理解を得た。	○ 複数の評議員との間での日程調整が困難である。
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
○ 学校評議員会運営においては、目標値達成に向けて開催回数の増加を掲げて継続する。 ○ 小学校農業体験学習推進事業は、当地の地域特性における地域交流事業として全ての小学校において根付いていることからこのまま継続する。			
【完了・廃止】			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙 「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・本目標は行動目標として設定されたものであるが、会議開催とともに検証と改善と繰り返しつつ、評議会機能への期待や限界などを併せて整理されたい。 ・また、他の関連施策への施策推進環境の強化といった視点から、学校運営協議会への移行の必要性についても、検討されたい。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	9.0	対象年度	25	担 当 課	教育総務課	課長名	大友 義孝
分野分類	生涯を通して学び楽しむまちづくり							
政策2	学校教育の充実							
施策9	安全・安心を確保するための対策							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	不審者の出没は減少する傾向が見られません。
➤	本町においては、凶悪な事件の発生はない状況ですが、不審者の出没情報が、年に数回寄せられています。
➤	スクールバスについては、幼稚園1km、小学校2kmの通園・通学距離を基本とし、距離的な制限を設けて運行していますが、近距離での利用希望もあります。今後、安全・安心を最優先にした運行計画についても検討が必要となっています。
➤	徒歩で通学する児童やスクールバス降車後の児童の安全確保については、防犯組織の拡充が課題となっています。
➤	東日本大震災を受けて、防災教育の点検・見直しを行う必要があります。
➤	東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響が美里町にも及んでいることが明らかとなり、児童・生徒の放射能への不安や関心が高まっており、不安解消や防御体制の確立を図る必要があります。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	学校、PTA、地域組織、老人クラブ等、個々に防犯活動を行っている団体・組織を有機的に結び付ける連携体制の充実を図ります。
(2)	住民一人ひとりが「地域の子どもたちを見守る意識」を高めるための啓発活動を積極的に展開します。
(3)	一定距離以上の地域に通園バス、通学バスを運行します。
(4)	学校防災マニュアルの見直しを行い、防災教育の充実を図ります。
(5)	子どもたちを放射能被害から守るため、放射線量の測定をはじめ、安全対策を進めます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	各防犯組織の連携体制の充実(施策47と連携)
(2)	通学路の街灯設置(施策44と連携)
(3)	歩道及び自転車道の設置
(4)	防犯教室、研修会等の開催
(5)	通園バス、通学バス運行の継続
(6)	学校防災マニュアルの見直し
(7)	空間放射線量の測定と安全対策(施策46と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

地域の子どもたちを見守る意識の向上

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	住民	ベンチマーク (B M)				
指標名	児童一人当たりの防犯組織加入者率					
指標の 考え方	児童・生徒の登下校時の安全を確保するためには、地域住民の協力を得ることが不可欠です。各学校に地域見守り隊が組織されていますが、さらに活動を推進するために、加入者を増やすことを目標としました。 (防犯組織加入者数÷町内小学校児童数×100)					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	4 6 %	5 0 %	5 0 %	5 5 %	5 5 %	6 0 %
B M						
実績値	4 6 %	3 5 %	3 9 %			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○指標の実績値については昨年よりも微増の傾向にある。 ○一昨年の数値と比しては、目標値に向けた未広がり活動になっているとは言い難く、さらに加入者を広く募る必要がある。 ○指数の高い小学校で75%にも上るが、低い小学校では7%しかなく、児童一人当たり加入率に格差が生じている。 ○各学校においては、活動に要する消耗品購入のための予算確保が問題となっている。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○県教育委員会と共催しての研修会の開催。	○学校間での組織率のばらつき。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○子どもを地域で守るという意識の高揚。	○組織の高齢化が顕著。
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
○防犯、バス、防災施策は継続とする。 ○放射線量測定に関しては国・県の動向を注視しながら完了時期を見定める。			
【完了・廃止】			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマリービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・引き続き、地域見守り隊の加入促進を図られるとともに、「学校保護者緊急連絡システム」の運用把握及び積極的活用を図られたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	10.0	対象年度	25	担 当 課	教育総務課	課長名	大友 義孝
分野分類	生涯を通して学び楽しむまちづくり							
政策2	学校教育の充実							
施策10	学校給食の充実、食育の推進							
分野別計画								
行革関連項目	事務事業の委託化方針の策定							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	小牛田地域の学校給食施設は自校方式、南郷地域はセンター方式となっています。
➤	小牛田地域の給食施設では、施設や設備の老朽化が進み、今後は、計画的な施設の改修と設備の更新を進めなければならない状況です。
➤	義務教育期は、望ましい食習慣を身につける重要な時期であり、学校給食は生きた教材としての役割があります。子どもたちに対し、安全で安心な給食の提供と食に対する感謝の心を育む食育の推進が求められます。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	生涯を通して元気で健康な身体をつくるために、美里町食育推進計画に基づき、食の教育を重点的に実践します。
(2)	食農教育を推進する観点から、地産地消に積極的に取り組みます。
(3)	衛生管理を徹底するため、ドライ化を目指した各学校の給食施設の整備に努めます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	食育推進計画に基づいた食育の推進(施策12、施策18と連携)
(2)	地産地消の推進(施策38と連携)
(3)	給食施設・設備の整備(施策7と連携)
(4)	学校給食等の放射能測定の実施(施策46と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

望ましい食習慣を身に付ける。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	小・中学校の児童・生徒			ベンチマーク (B M)		
指標名	朝食の摂取率					
指標の 考え方	将来にわたり健康であるためには、義務教育期に望ましい生活習慣を定着させることが大切です。国でも「早寝早起き朝ごはん」運動を推進しているように朝食の摂取が特に重要であることから、朝食摂取率を１００％にすることを目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	9 0 %	9 0 %	9 5 %	1 0 0 %	1 0 0 %	1 0 0 %
B M						
実績値	9 0 %	9 5 %	9 4 %			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
成人男性朝食欠食率 成人女性朝食欠食率	第2期美里町食育推進計画	平成24年7月	11.4% 9.3%	調査無	調査無			
朝食欠食者の割合 20～30歳男性 20～30歳女性	第2次みやぎ21健康プラン(県)	平成25年3月	30.8% 13.1%					

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○施設の老朽化が進んでいるが、適切な施設管理と衛生管理により安全な給食提供を行った。 ○各施設ごと地産地消を心掛け、行事食を献立に取り入れるなどして地域の特色を生かした食の体験を児童生徒に経験させた。 ○教育計画に基づき、各校で計画的に食育を推進した。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○各校に栄養士を配置しているので、多様な食育の実践が行われている。	○正規職員の配置されている学校と、非常勤の栄養士が配置されている学校間で食の指導に関する時間数に格差が生じている。 ○養護教諭との連携についても正規職員と非常勤栄養士とでは格差が生じている。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
			○保育所や健康福祉部門の栄養士と学校栄養士同士の連携が希薄である。
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○安全な給食提供のために老朽化した施設の適正な施設設備の計画的な維持管理を行う。 ○生涯を通じて健康であるため、一貫して食育を推進する必要があるため、健康福祉課や保育所といった他の部門との連携を密にしながら事業を進めていく。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・ただし、希望的な目標設定であることから、良好な状態ではある。 ・昨今、学校給食による「アナフィラキシー」によるショック死が発生したことから、アレルギー対策や行動マニュアル、「エビベン」の使用などについても対応を急がれたい。 ・給食費の公会計について、検討すること(給食費を町の債権として位置付ける条例の制定が必要)。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	11.0	対象年度	25	担 当 課	教育総務課	課長名	大友 義孝
分野分類	生涯を通して学び楽しむまちづくり							
政策2	学校教育の充実							
施策11	就学前教育の充実							
分野別計画								
行革関連項目	施設管理の民営化・委託化方針の策定							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤ 幼稚園施設については、平成24年度に小牛田中学校区における統合幼稚園の設置が予定されており、町全体で適正規模の施設環境が整います。
➤ 少子化が進行しているにもかかわらず、預かり保育の希望者は増加傾向にあります。また、駅東地区の住宅地開発により、受け入れ環境の地域間格差も予想されることから、預かり保育の充実、幼稚園と保育園の連携を一層図っていかねばなりません。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1) 安全・安心な園舎整備と効果的な幼児教育の観点から幼稚園の統合を行います。
(2) 家庭、地域、幼稚園の三者による総合的な幼児教育を積極的に推進します。
(3) 幼稚園と保育園(所)の連携・融合を推進するとともに、幼児生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図ります。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1) 統合幼稚園の建設及び教育施設機能の充実
(2) 幼稚園教育の充実(3歳児保育、預かり保育等)
(3) 幼稚園と保育園(所)の連携・融合の推進(施策30と連携)
(4) 幼保一体となった取組の推進(施策30と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

待機園児の解消を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	預かり保育を希望する幼稚園児及び保護者			ベンチマーク (B M)		
指標名	預かり保育の待機園児数					
指標の考え方	預かり保育を希望する保護者は年々増加しています。預かり保育の充実は、子育て支援の面からも重要なことから、待機児童の解消を目標としました。					
目標又は基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
B M						
実績値	0 人	0 人	0 人			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
宮城県統計 宮城県待機児童数(4月1日現在)の県内市町村平均	宮城県統計	4月1日現在	27.1人	26.3人	24.5人			
全国待機児童数	厚生労働省統計	4月1日現在	26,275人	25,556人	24,825人			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	平成25年1月に小牛田・北浦・中埜の3幼稚園を統合して「こごた幼稚園」を設置し教育環境を整備したことにより、3幼稚園の預かり保育については、北浦幼稚園に移動して実施してきたが、統合したことで移動が不要となった。 また、定員を20人増員したことにより、保護者の要望に応えることができた。 しかし、預かり保育に従事する非正規職員の確保が課題となっている。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		3幼稚園を統合して「こごた幼稚園」を設置し教育環境を整備した。また、預かり保育の定員を20人増員した。	預かり保育を希望する世帯数は増加傾向にあるが、預かり保育に従事する非正規職員(有資格者)は募集しても応募が少なく、人材確保に苦慮している。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		子ども子育て支援支援新制度が平成27年度から始動し、待機児童解消を目指している。	長引く不況等による賃金削減のため、共働き家庭が多くなってきており、保育所や幼稚園預かり保育を希望する世帯が増加傾向にある。
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
認定こども園への移行を目指していく。また、委託可能な業務は委託を検討しながら幼児教育の環境整備に努める。			
【完了・廃止】			
平成25年1月に小牛田・北浦・中埜の3幼稚園を統合し、こごた幼稚園を設置したことで、幼稚園建設事業は平成25年度で完了する。			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成している。 ・今後、保育所も含めた待機児童解消について、抜本的な見直しが必要である。 ・平成25年度から、「子ども・子育て支援事業計画」の策定作業がスタートすることから、幼保の連携や役割分担など、子ども家庭課における策定作業に積極的に関わりたい。 ・幼稚園教諭の確保について、保育士同様、現在の臨時及び非常勤の雇用条件から任期付き職員などへの移行や、現状の雇用状況から域外からの人材確保のための支援制度、待遇改善などの検討が必要である。また、今後、直営を堅持する方針であるのかを検討し、明らかにされたい。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	12.0	対象年度	25	担 当 課	教育総務課	課長名	大友 義孝
分野分類	生涯を通して学び楽しむまちづくり							
政策3	青少年の健全育成							
施策12	青少年の学習活動の提供と社会的な自立への支援							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

- 本町では、子どもから青年層までを対象に年代ごとに多種多様な教室・講座を開設しています。
- 特に、幼児から小学生までを対象とした事業は実施の要望が強く、参加者のアンケートからも継続した取組みが求められています。
- しかし、その一方で職員数が減少し、思うような事業展開が難しい状況となっており、今後、いかに学習機会の充実を図っていくかが課題となります。
- 平成24年度から勤労青少年ホームを制度上廃止しますが、青年対象事業については、町の将来を担うリーダー育成の位置付けのもと、引き続き実施する必要があります。
- 様々な問題を抱えて社会的に孤立するニートや引きこもりが社会問題となっています。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

- (1) 自立した社会性のある豊かな人間性を形成するため、多種多様な学習活動の機会の創出と充実に努めます。
- (2) 青少年の社会的自立を育む体験活動や社会参加機会の提供に努めます。
- (3) ふるさと教育、ふるさと学習の推進による「美里町への愛着と誇り」の醸成を図ります。
- (4) 国際交流・平和学習等を推進します。
- (5) 情報化社会に適應するための正しい知識の習得に努めます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

- (1) リーダー養成講座(小学生リーダー、ジュニアリーダー、アウトリーダー)
- (2) 多様な学習機会の提供(国際理解、非核・平和学習、郷土学習、再生可能エネルギー等)
- (3) 体験活動推進事業(自然体験、創作体験、交流体験、職業体験等)
- (4) 食育推進事業(施策10、施策18と連携)
- (5) 青年教育事業

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

社会性のある豊かな人間性を形成する。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	青少年			ベンチマーク (B M)		
指標名	各種教室・講座の満足度					
指標の 考え方	各教室・講座の参加者に対して、アンケート調査を実施します。アンケート調査における参加者満足度の向上を目標としました。 平成24年度に実施するアンケート調査結果を基準値とします。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	—	—	基準値	基準値 ↑	基準値 ↑	基準値 ↑
B M						
実績値			8 7			

基準値の 設定概要	平成24年度に実施するアンケート調査で参加者の満足度を計り、基準値とする。
--------------	---------------------------------------

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○ 社会見学、自然体験、職業体験活動を提供し、他校からの参加者との交流を通して、集団生活、仲間づくりを行なうことができた。 ○ インリーダー研修会受講後、中学生、高校生になってジュニアリーダーに入会する等、ネクストリーダーが育っている。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 小・中学校から協力を得ている ○ 青少年育成団体との連携が強い	○ 青少年活動ボランティア・サポーターの協力者が少ない ○ 青少年活動を担う人材育成が必要
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 中高生を対象とした県事業の活用	○ 参加者の固定化の傾向がある
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○ インリーダー研修会については、学校によって認識の差があり、子どもたちが参加していない学校もある。今後は、子どもたちが参加していない学校に対し協力要請を行いながら、地域バランスのとれた青少年リーダーの養成を進める。 ○ 地域教育機関等の連携を強め、青少年が夢を持てるような事業を検討・展開をしていく。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

- ・目標については、平成24年度に基準値を設定した状況から、今後の推移を継続的に把握すること。
- ・目標である参加者満足度については、87%となっている。高い値を示してはいるが、一方で調査手法の客観性など懐疑的な視点も必要である。
- ・事業の展開においては、裾野の拡大を図るとともに施策1とも同様に「青少年教育」と「まちづくり」が一体となった新たな事業展開や推進手法について検討されたい。
- ・「 具体的な取組」の(4)に掲げられている食育推進事業の推進に当たっては、健康福祉課や教育総務課などとの具体的な関わりを整理されたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	13.0	対象年度	25	担 当 課	教育総務課	課長名	大友 義孝
分野分類	生涯を通して学び楽しむまちづくり							
政策3	青少年の健全育成							
施策13	地域の教育力を向上させるための対策							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	各小学校区に放課後子ども教室を開設していますが、平成24年度から、小牛田地域のすべての地区公民館の運営が、地区住民による指定管理に移行することから、町が行ってきた地区公民館事業についても、これまで以上に「地域の子どもは地域で育てる」といった意識が求められ、地域のより一層の協力が求められます。
➤	本町には、青少年健全育成に関わる団体が複数あることから、事業の整理や組織の統合を進め、機能集約を図るとともに、地域の教育力を高めることが求められます。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	子どもが健やかで心豊かに育ち、家庭が安心して子どもを産み育てることができ、地域全体で喜びや楽しみをわかちあえる環境づくりを目指します。
(2)	たくましく思いやりのある青少年を育成するため、家庭・学校・地域が一体となり、地域の教育力向上に向けたよりよい環境づくりを目指します。
(3)	地域における青少年の健全育成機能や教育環境の向上を図るため、青少年を取り巻く環境の浄化や非行防止に向けた取組みを充実します。
(4)	青少年健全育成に関わる団体の整理、統合を進め、地域の教育力向上を目指します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	青少年健全育成指導者等の育成及び制度の確立
(2)	青少年健全育成団体の活動支援
(3)	学校教育と社会教育が連携・融合(学社融合)した取組み
(4)	地域資源(人材・施設・情報)を活用した交流・学習活動の支援
(5)	居場所づくり事業
(6)	こどもふれあいまつり事業
(7)	青少年健全育成団体の整理、統合の検討、実施

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

地域の教育力向上を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	住民			ベンチマーク (B M)		
指標名	青少年健全育成指導者等の数					
指標の 考え方	地域における青少年の健全育成機能や教育環境の向上を図るため、青少年健全育成指導者等の増加を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	3 5 人	3 5 人	3 7 人	3 9 人	4 1 人	4 3 人
B M						
実績値	3 5 人	3 4 人	3 4 人			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
美里町(青少年教育)旧2町	社会教育事業調査(事業数)			18				
涌谷町(青少年教育)	社会教育事業調査(事業数)			16				
大崎市(青少年教育)旧7町	社会教育事業調査(事業数)			43				
加美町(青少年教育)旧3町	社会教育事業調査(事業数)			19				
色麻町(青少年教育)	社会教育事業調査(事業数)			5				

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○ 地域の人達がお互い個人の持っている能力や技術を出し合って、自分自身の向上と、自分の周りの人達や社会に役立つような地域づくりができた。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 学校教育と社会教育の学社連携 ○ 青少年関係団体との連携が強い	○ 青少年活動を担う人材育成が必要
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 小学生を対象とした文部科学省の委託事業の活用	
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○ 家庭教育支援、学校教育支援、地域活動支援の3つの柱とした協働教育を展開していく。 ○ 居場所づくり事業は、各学校で事業スタイルが定着してきた一方で、事業に協力してきたスタッフ・サポーターが不足している等課題が徐々に浮き彫りになってきている。この事業の目的を理解してもらうために各学校区の関係団体等に対して丁寧な説明を行うとともに、地区実行委員会へ必要なサポートを行っていく。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙 「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・「家庭教育支援」「学校教育支援」「地域活動支援」の3つの柱の設定は良い。この柱を具体的な手段として、どう事務事業を位置づけているのか検証が必要である。 ・その上で、「 具体的な取組」の(1)にも掲げられているとおり、青少年健全育成指導者等の育成制度の仕組みづくりを検討されたい。 ・目標を達成し、また、地域活動支援を担う、青少年健全育成指導者等どのように確保して行くのか整理されたい。 ・「 具体的な取組」の(3)の学社融合についての取組について整理されたい。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	14.0	対象年度	25	担 当 課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	生涯を通して学び楽しむまちづくり							
政策4	文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承							
施策14	地域の特色を活かした文化・芸術活動を推進するための対策							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤ 本町の文化・芸術活動は、文化協会に加盟する団体をはじめ、多くの個人・団体によって自主的に展開されています。
➤ 今後とも住民の自主的な取組から、個々の活動を一層活性化させるとともに、これらの活動が「人づくり」、「まちづくり」につなげていくことが求められます。
➤ 文化協会加盟団体の構成員や各種サークルの加入者が高齢化してきています。
➤ 幼少期から質の高い芸術文化に触れる機会を提供するとともに、地域の文化・芸術をリードする人材の養成と地域の特性を生かした新たな文化・芸術の創造が求められます。
➤ 美里町文化会館をはじめとする町内の公共施設において、文化・芸術を鑑賞する機会が提供されています。計画的な施設の修繕・整備を図るとともに、文化・芸術振興の核となる文化会館指定管理者との連携と継続した支援が求められます。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1) 文化・芸術活動を担う人材や団体の育成を図ります。
(2) 地域の特色を生かした多彩な文化・芸術活動を推進します。
(3) 子どもたちの文化・芸術活動の充実を図ります。
(4) 文化・芸術振興の核となる文化会館の活用促進を図るため、文化会館指定管理者との連携、継続した支援を行います。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1) 文化・芸術活動を行う場や情報の提供
(2) 文化・芸術活動を行う個人や団体の育成
(3) 多彩な文化・芸術に触れ、主体的に参加できる環境づくり
(4) 地域の文化・芸術を地域経済や観光等、広くまちづくりに生かす取組み
(5) 学習活動の成果や文化活動の成果を地域で鑑賞・発表できる環境づくり
(6) 子どもたちの豊かな心や感性・創造性を育むため、伝統文化や現代の文化・芸術に触れる機会の充実
(7) 学校の文化・芸術活動を地域ぐるみで支援する体制づくり

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

芸術文化活動の充実を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	住民
目 標	地域の文化・芸術の振興を図るため、芸術文化に触れる機会の充実と、文化活動への支援を積極的に行います。

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○開始 稽古 発表という文化芸術活動のサイクルが十分機能するよう、各観点に基づいた事業を行っている。 ○文化芸術活動を開始する町民への支援として、情報発信を行っている。紙ベースでの情報周知に取り組んでいるが、インターネットを利用した情報発信については十分でない。 ○コミュニティー施設の貸館事業によって、文化活動の質を高める稽古の場を提供し各サークルの自主的な活動を支援することができている。 ○文化活動の発表の場として、各地区コミュニティー施設で行われている文化祭・発表会を開催している。また、文化協会主催の町民文化祭は町内文化芸術活動の中でも規模が大きく、一般町民に広く文化芸術に触れる機会を提供できている。 ○文化芸術活動に携わるサークル・団体の構成員が高齢化しており、次世代の人材育成が必要である。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○町民が自主的に文化活動を展開している	○インターネットによる情報発信が十分でない ○職員の文化芸術に対する知識習得が必要 ○各コミュニティー施設の老朽化 ○文化芸術に携わる施設・団体間の連携が弱い ○文化協会所属会員の高齢化 ○文化芸術活動を担う人材育成が必要
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
○小中学生を対象とした文化庁事業の活用		○近隣市町村の文化活動団体との交流促進が必要	
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○文化芸術に携わる施設・団体間の連携を密にしてゆく。 ○外部講師を招いたワークショップ型講座などを展開し、既存団体の活動の質を高めるとともに、次代を担う人材育成をはかる。		
	【完了・廃止】		
	○「文化活動団体支援事業」については、「文化振興事業」に統合を図り、廃止とする。		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・本施策の目標は定性目標であることから「 具体的な取組」及び「 施策の意図」について、常に点検を行いながら着実に推進されたい。 また、指定管理者との共有を図られたい。 ・「 施策に対する自己評価」の「内部要因」の「マイナス要因」について、継続した改善活動に取り組まれない。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	15.0	対象年度	25	担 当 課	教育総務課	課長名	大友 義孝
分野分類	生涯を通して学び楽しむまちづくり							
政策4	文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承							
施策15	歴史・文化を保存し継承するための対策							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	本町には、国指定史跡山前遺跡をはじめとする埋蔵文化財が数多く存在しており、適切な保存が求められます。
➤	住宅地の地下に埋蔵されている遺跡も多く、個人住宅、事業所等の建替等に伴う調査費用の公費負担が求められています。また、東日本大震災の影響により、その件数は増加しています。
➤	本町には、町指定無形民俗文化財の神楽をはじめとする民俗芸能や伝統行事があります。しかし、近年、伝承者の高齢化と後継者の育成が課題となっています。
➤	町内に存在する未指定の文化遺産については、調査と研究及び保存と伝承に努めるとともに、文化財指定や財政措置等も含めた、具体的な保護策が求められています。
➤	伝統芸能や伝統行事等の地域に息づく歴史や文化についても、地域共通の財産として、その継承に努めていかなければなりません。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	町内の文化遺産の保護を推進するために「文化財保護意識の向上」、「文化財保護体制の確立」、「文化財保護施設の整備」を目指します。
(2)	関根神楽をはじめとする無形民俗文化財の保存・伝承に努めます。
(3)	埋蔵文化財をはじめとする各種文化遺産の保護・保存に努めます。
(4)	指定・未指定を問わない文化遺産全体の調査・研究を推進します。
(5)	町収蔵資料及び町内所蔵資料の把握と整理・活用を図ります。
(6)	様々な資料を整理・保存するための施設と設備の充実を図ります。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	無形民俗文化財の継承及び活動支援
(2)	文化遺産の町指定化の実施
(3)	埋蔵文化財の保存と調査の実施
(4)	過去の発掘調査出土品の整理
(5)	町の収蔵資料の整理と活用
(6)	郷土の歴史や文化財に関する学習機会の提供
(7)	歴史資料となる行政文書の整理、保管
(8)	文化財関係出版物の刊行
(9)	遺跡標柱、文化財看板の整備等
(10)	指定・未指定を問わない文化遺産の調査と研究
(11)	各種文化遺産の保存や歴史学習の個別支援

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

文化財・文化遺産の保護・保存の推進

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	住民
目 標	町内の文化遺産を積極的に保護するとともに、民俗芸能の継承をはじめ、失われる危険性の高い文化遺産の保護を通じて、指定・未指定を問わない住民の文化遺産の保護、保存意識の向上に努めます。

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
涌谷町指定文化財の件数			2 2	2 2	2 2			
大崎市指定文化財の件数 (1市6町の合計件数)			93 平均 13	93	93			
町保管未整理郷土資料の 件数(テンバコ換算)			601	761	601			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標B.M)	取組総括	○文化遺産の積極的な保護に向けた活動が開始され、保護意識の向上に繋がった。 ○一部調査費用の予算化などにより、埋蔵文化財保護関連の体制が充実してきた。 ○臨時職員の雇用により収蔵資料の整理・活用が進みつつあるが、施設の状況は改善されていない。 ○町教委の支援により民俗芸能の保存活動が維持されているものの、後継者確保には至っていない。 ○学習講座の実施により保管資料の活用や町内の文化遺産の把握が図られている。 ○標柱などの整備や史跡管理方法の見直しなどにより、文化遺産活用の足掛かりができつつある。 ○学習事業の成果による配布物は作成されているが、出版物の刊行には至っていない。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○震災による意識改革からの文化財保護活動が活発化 ○調査費や標柱設置費など、必要な予算の措置 ○緊急雇用創出事業の活用で臨時職員を確保 ○組織改編と配置見直しによる係本来の業務への専念 ○学習講座の推進による多くの文化遺産の活用	○緊急雇用創出事業終了後の町単費予算措置の是非 ○収蔵施設や展示施設の不足と未整備 ○観光資源化が可能な文化遺産に関する学習
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○宮城県史跡整備市町村協議会による課題検討の成果 ○国による緊急雇用創出事業の実施 ○県教委からの各種事業提案と支援 ○仙台宮城 DC 実施による文化遺産活用の意識改革	○国の緊急雇用創出事業の終了
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○無形民俗文化財の後継者育成を図る為、保存会と協働して平成25年度中に地域検討会の実施と、学校外部での練習会の開催にむけた参加者の確保を行う。 ○収蔵庫に入りきれなくなっている出土遺物や、歴史資料と成りうる行政文書などについて、適切な管理と資料化を図る為、その整理、保管方法についての庁内検討会を平成26年度から開催する。 ○合併後は美里町の文化遺産について周知するため、合併10周年を前に文化財関連冊子を作成すべく、平成26年度から作成委員会を設け、平成27年度の刊行を目指す。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・本施策の目標は定性目標であることから、引き続き、「 具体的な取組」及び「 施策の意図」について、常に点検を行いながら着実に推進されたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	16.0	対象年度	25	担 当 課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	生涯を通して学び楽しむまちづくり							
政策5	社会体育の振興							
施策16	健康と生きがいをつくる生涯スポーツと地域スポーツの推進							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	子どもたちの基礎体力の向上、現役世代のストレス解消、高齢者の健康づくりや生きがいづくりには、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを通して健全な精神と体力を保持することが大切です。
➤	「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」生涯スポーツ社会の実現には、住民一人ひとりの活動と併せて、地域スポーツの振興が必要です。
➤	平成24年度から体育館やスイミングセンター等の主要な体育施設は、指定管理に移行するため、指定管理者とスポーツ振興における方向性、事業展開について連携を図り、社会体育の更なる推進とサービス向上を図ることが求められます。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	健康と生きがいをつくる生涯スポーツと地域スポーツの推進を目指します。
(2)	地域コミュニティの推進と青少年の健全育成を図るために、より多くの地区に総合型地域スポーツクラブが設立されるよう支援します。
(3)	住民の主体的な活動を奨励するため、体育協会及びスポーツ少年団の組織強化を支援します。
(4)	スポーツ推進委員やスポーツ普及員をはじめ、各種スポーツ指導者の確保と養成を行います。また、指導時の不慮の事故における賠償責任から指導者を守るための体制の整備等を図ります。
(5)	指定管理者と連携し、従来の大会・行事はもちろんのこと、気軽にできるスポーツの普及や自然を活用したウォーキングなどアウトドアスポーツの振興を図ります。
(6)	スイミングセンターを気軽に利用してもらえるよう努めるとともに、これまで実施してきた教室や事業等の一層の充実を図ります。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	スポーツ基本法の周知とスポーツ振興計画の策定
(2)	総合型地域スポーツクラブの設立支援
(3)	スポーツ推進委員、スポーツ普及員等の指導者育成
(4)	体育協会、スポーツ少年団の活動支援
(5)	スポーツ大会、スポーツ教室の開催
(6)	アウトドアスポーツの推進
(7)	スポーツ器具・用具の有効活用と情報の提供
(8)	ニュースポーツ等の普及促進

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

スポーツ活動をより身近なものとする。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	住民			ベンチマーク (B M)		
指標名	総合型地域スポーツクラブの数					
指標の 考え方	日常的にスポーツに親しみ「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」生涯スポーツ社会の実現には、地域スポーツの推進が必要なことから、各地区に設置される総合型地域スポーツクラブの増加を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	2 団体	2 団体	設立準備	3 団体	3 団体	5 団体
B M						
実績値	2 団体	2 団体	2 団体			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
宮城県	総合型クラブ設立状況	年度	31団体	34団体	41団体 / 21市町村 (35)			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	町体育協会の町体育施設の指定管理の委託初年度に伴い、その育成を図りつつその基盤づくりを図った。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		体育協会は年間としてスポーツ活動をしている団体のため、教室や大会の参加者が増えるようスポーツ事業の工夫をすることができた。	スポーツ施設の災害復旧工事のため、スポーツできる場所が限定されてしまった。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		体育協会をはじめ、スポーツ少年団等のスポーツ団体が活発に活動しており、日常的にスポーツに親しむ方々が増えている。	体育協会やスポーツ少年団等のスポーツ団体が活発に活動している。
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
スポーツ活動をより身近なものとし、生涯スポーツと地域スポーツの推進を図っていくためには、体育協会やスポーツ推進委員、スポーツ普及員に加え、各行政区長や地元スポーツ愛好者の協力が不可欠である。スポーツ施設の管理と事業運営に指定管理者として当たる体育協会と連携を取りながらすすめていく。			
【完了・廃止】			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・東日本大震災の復旧工事にともない平成23年度及び平成24年度と貸館業務が十分にできない状況にあった。しかし一方で、目標に掲げる団体育成の設立準備に費やす時間は確保できたであろうが、何ら準備がされていない状況である。 ・目標達成に向けた工程表を作成するなど、自ら推進しようとする姿勢が必要である。 ・また、本調書の説明にあるような「日常的にスポーツに親しむ方々が増えている」とした事象については、調書上、確認できる事実はない。 仮に、事実であれば既に役割を終えた施策として、投入資源(ヒト、モノ、カネ)の削減により、一層の効率化を推進する必要がある。 ・「 具体的な取組」の(1)に掲げるスポーツ振興計画の策定に早期に着手されたい。また、施策1の生涯学習振興計画」や地域づくりに関する計画などとの一本化なども併せて検討されたい。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	17.0	対象年度	25	担 当 課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	生涯を通して学び楽しむまちづくり							
政策5	社会体育の振興							
施策17	スポーツ施設の機能充実と活用の促進							
分野別計画								
行革関連項目	電子自治体の推進(施設予約システム導入)							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤ 東日本大震災により、各スポーツ施設に大きな被害を受けたことから、施設維持管理計画を見直す必要があります。
➤ 「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」よう、良好な施設環境の保持と併せ、効率的な施設運営・管理が求められています。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1) スポーツ施設の機能充実と活用の推進を目指します。
(2) 利用者間における利用要望日時の緊密な調整により、効率的な施設利用を図るとともに、各種スポーツイベントの誘致や企画事業の開催によって、施設の有効的な利活用を図ります。
(3) 施設使用料については、受益者負担の原則から現在の使用料体系を見直し、そのコストに見合う良質なサービスの提供に努めます。
(4) 農業者トレーニングセンターと南郷体育館において一般開放スペースを確保し、“いつでもだれもが”気軽に運動ができる環境をつくります。
(5) 生涯スポーツ、地域スポーツを推進するため、学校と緊密な調整を図り、学校施設の開放を積極的に進めます。
(6) スポーツをしたい人や健康づくりをしたい人が、気軽に訪れ相談できる環境を整備します。
(7) 東日本大震災を受け、施設維持管理計画を見直します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1) 住民が気兼ねなく、スポーツについての相談ができる環境の整備
(2) 利用者のニーズに合わせたスポーツ施設・器具の整備や充実
(3) 施設使用料の見直し
(4) 体育館における一般開放スペースの確保
(5) 学校施設開放の推進
(6) スイミングセンターの利用促進
(7) 施設維持管理計画の見直し

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

日常的にスポーツ施設を利用する住民を増やす。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	住民			ベンチマーク (B M)		
指標名	住民一人当たりのスポーツ施設の年間利用回数					
指標の 考え方	スポーツ施設の年間利用回数の伸びは、日常的にスポーツを楽しむ住民が増えたこと、気軽にスポーツ施設を利用できる環境につながった結果であることから、住民一人当たりの年間利用回数の増加を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	1 . 4 9回	1 . 4 8回	1 . 4 9回	1 . 5 0回	1 . 5 1回	1 . 5 2回
B M						
実績値	1 . 4 6回	—	0 . 5 7回			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
社会体育施設の利用者数	文科省スポーツ振興基本計画基礎データ	平成23年7月		19.9千人				

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	東日本大震災に伴う施設復旧を図った。 平成24年度からスポーツ施設は地区運動場等を除き、指定管理に移行し町体育協会が管理運営している。そのスムーズな移行と施設の利用の促進を図る。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		施設の維持管理を行う経費が安く抑えられた。	災害復旧工事が長期にわたったため、開放できたスポーツ施設が限定され、スポーツを楽しめる環境を提供することができなかった。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		地域に密着した団体が施設の管理を行うので、これまで以上に利用者が気軽にスポーツ施設を利用しやすくなった。	施設の老朽化
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
指定管理者と事業のすりあわせを密にし、施設管理及び社会体事業を展開していく。			
【完了・廃止】			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙 「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・東日本大震災の復旧工事にともない平成23年度及び平成24年度と貸館業務が十分にできない状況にあった。しかし一方で、目標に掲げる団体育成の設立準備に費やす時間は確保できたであろうが、何ら準備がされていない状況である。 ・また、本調書の説明にあるような「日常的にスポーツに親しむ方々が増えている」とした事象については、調書上、確認できる事実はない。 ・「 具体的な取組」の掲載内容を再度、確認するとともに目標達成に向けた工程表を作成するなど、自ら推進しようとする姿勢が必要である。 ・施設維持管理については、各指定管理者との連携を密にしながら、計画的に実施されたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書 VOL.2

健やかで安心なまちづくり

（保健、医療、福祉などの視点）

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	18.0	対象年度	25	担 当 課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策6	保健の充実							
施策18	生活習慣病、各種がん疾病などから住民を守るための保健活動の推進							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤ 全国的な傾向と同様に本町における死亡原因も、がん、心疾患、脳卒中が高い割合を示しています。
➤ これら生活習慣病の予防には正しい知識の普及とともにそれを生活に生かすこと、検診等で早期に発見し、早期治療に結びつけることが必要です。
➤ 知識習得の動機づけをする健康教育、相談、個別訪問においては、働き盛りの30歳代から50歳代へのアプローチが難しく、検討課題となっています。
➤ 検診後の要精検者への受診勧奨体制については、確立されています。一方で、要指導者に対しては、同じ検査項目で毎年要指導になっている住民がいるなど、受診勧奨体制が不十分となっています。
➤ 今後、受診勧奨体制の確立と併せ、継続的なかわりを実践するために、保健師の確保についても課題です。また、保健指導や心の相談に関する研修参加が少ないことから、研修機会の増加と職員の資質向上が求められます。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1) 健康増進法に基づき、疾病の早期発見・早期治療の勧奨と必要な保健指導を行い、住民の健康保持と生活習慣病の予防に努めます。
(2) 宮城県の健康増進計画「みやぎ21健康プラン」における各種検診の受診率目標を達成するため、検診会場、日時、個別勧奨、地域に出向いての啓発活動など、受診率の向上に向けた取組みを推進します。
(3) 町の健康増進計画や食育推進計画に基づき、今後も健康づくりの環境整備を推進します。
(4) 生活習慣病予防のほか、自殺防止への取組みとして、民生委員や健康協力員、住民を対象とした研修会等を開催するとともに、相談窓口の周知を図ります。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1) 疾病の早期発見・早期治療の勧奨と保健指導の実施
(2) 各種検診の受診率向上に向けた対策
(3) 健診事業に係る住民意向調査の実施
(4) 健康づくりを推進する環境の整備(施策10、施策12と連携)
(5) 自殺予防対策の実施と相談窓口の周知活動の展開

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

三大疾病(がん、心疾患、脳卒中)による死亡者を減少させる。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	住民			ベンチマーク (B M)		
指標名	三大疾病による死亡者の割合					
指標の 考え方	宮城県衛生統計における三大疾病(がん、心疾患、脳卒中)による死亡が死亡者全体の５５．２％となっています。このことから、三大疾病による死亡率の低下を目標にしました。 三大疾病 (がん、心疾患、脳卒中) ÷ 死亡者 × １００					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	５ ５ ． ２ %	５ ５ %	５ ５ %	５ ４ %	５ ４ %	５ ３ %
B M						
実績値	５ ５ ． ２ %	５ ２ ． ５ %				

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
がん検診受診率(胃がん)	がん検診の結果別人員等調査	翌年度6月	15.1%	14.1%				
がん検診受診率(大腸がん)	がん検診の結果別人員等調査	翌年度6月	25.4%	26.5%				
がん検診受診率(肺がん)	がん検診の結果別人員等調査	翌年度6月	58.2%	56.3%				
がん検診受診率(子宮がん)	がん検診の結果別人員等調査	翌年度6月	27.8%	28.6%				
がん検診受診率(乳がん)	がん検診の結果別人員等調査	翌年度6月	26.9%	25.6%				
特定健診受診率	特定健診法定報告	翌年度12月	45.1%	43.4%				

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○三大疾病による死亡率は数値としては下がったが、三大疾病の死亡数の合計は増加している状況であった。 ○健康に関する正しい知識の習得のため地区に出向いて健康講座・健康教育・健康相談の実施や、検診受診率向上のために個別勧奨等を実施したが、受診率が増加した検診種別は一部であった。 ○精密検査該当者に対し、個別に勧奨し(検査を受けてもらい)疾病の早期発見につなげた。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○地区の健康教室での啓発 ○がん検診受診率向上事業により個別勧奨 ○がん検診推進事業により検診手帳・無料クーポン券配布 ○地区に出向いての健康教育・相談・個別訪問実施	○個別勧奨や無料クーポン券を配布しているが、受診率が横ばい ○働き盛りの30代～50代へのアプローチがむずかしい
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○メディアを活用したがん予防啓発(がん検診に関するイベント(ピンクリボンフェスティバル)やコマーシャル放映) ○ポスター、パンフレットの配布	○周知はしているが、それ以上の活用がない
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
		【継続事業(改善内容)】	
		○検診の継続実施・受診勧奨継続(3歳児健診時に保護者向けがん予防健康教育・精検者への個別勧奨) ○未受診者対策:申し込んでも受診できなかった人を対象とした未検者検診(胃がん検診)の実施。 ○年間の検診申込み時に、受診希望なしの理由を調査し対策の検討をする。	
		【完了・廃止】	

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・ベンチマークの設定などにより、施策の推進状況を具体的な数値で多面的に捉えられたい。 ・「 主要な目標を補足する統計資料等」の記述では、三大疾病のうち、がん、心疾患、脳卒中のいずれの死因が大きく作用しているのか、情報が不十分である。 ・更に、それぞれの死因に対し、また、性別、年代などの属性に対し、何の手法が適切なのか十分に検討されていない。 ・自己評価については、個別勧奨や保健指導がどの程度の規模で行われたのか不明である。 ・また、要因分析については、目標達成に向けた分析とはなっていない。 ・今後、予防、発見及び指導を進めるに当たり、本施策の分析から何が最も求められ、何が効果的で、何に集中すべきか整理された上で、事業を推進されたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	19.0	対象年度	25	担 当 課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策6	保健の充実							
施策19	健やかな母子保健活動の推進							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	乳幼児等を取り巻く環境が大きく変化する中で、子どもに対する接し方や関わり方についても、個々の家庭や養育者が抱える問題は多様化しており、状況や内容に応じた個別支援が大切となっています。
➤	虫歯予防対策に取り組むことは、乳児期からの規則正しい食生活習慣を築くとともに、全身の健康にもかかわることから、健診結果に基づく指導を今後も充実させていく必要があります。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	出産や育児等について、気軽に相談できる環境やその機会を提供し、育児不安の軽減に努めます。
(2)	養育者が育児不安を持ちやすい時期、とりわけ新生児期に個別訪問することで、支援の必要な家庭を早期に把握し、対応します。
(3)	養育支援が必要な家庭に対し、関係機関と連携を図り、必要な支援ができるよう取り組みます。
(4)	1歳6か月検診におけるフッ素塗布及びブラッシング指導を継続し、幼児健診における虫歯予防のための保健指導の充実を図ります。
(5)	元気で健康な子どもを育むために、予防接種未接種者の対策を継続して取り組みます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	気軽に利用できる育児相談(親と子の心の相談事業、健診時における心の相談)(施策31と連携)
(2)	新生児及び産婦への早期個別訪問に向けた体制強化(生後28日以内の訪問)
(3)	町が独自に行う1歳3か月児健診の継続実施
(4)	適正な食習慣指導及び幼児歯科検診による虫歯予防対策
(5)	予防接種未接種者への対策

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

健やかな成長を支援する。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	乳幼児及び養育者			ベンチマーク (B M)		
指標名	乳幼児健診受診率の維持					
指標の 考え方	乳幼児期における健やかな発育には、乳幼児健診がとても大切です。また、健診にあわせ「心の相談」を実施しており、健診は相談の機会にもつながっています。 このことから、乳幼児健診の受診率95%以上を維持することを目標にしました。 (受診者実数÷受診対象者×100) 4か月児、1歳3か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児及び股関節検査					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	9 4 . 6 %	9 5 . 0 %	9 5 . 0 %	9 5 . 0 %	9 5 . 0 %	9 5 . 0 %
B M						
実績値	9 4 . 6 %	9 3 . 6 %	9 3 . 3 %			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
親と子のこころの相談事業 実(述べ)件	親と子のこころの 相談事業	3月	21(35) 件	24(30) 件	30(43) 件			
健診時の心の相談件数 (実数)	2歳児健康診査	3月	31件	50件	32件			
新生児訪問実施率	新生児訪問	3月	99.4%	99.4%	99.2%			
3歳児の一人平均虫歯数	3歳児健康診査	3月	1.63本	1.48本	1.26本			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○健診時における「心の相談」は、ほぼ毎年同様の相談件数があり、健診の流れからの相談体制が定着した。 ○乳幼児健診の受診率は目標値に近づいているが、乳児健診では目標達成できているものの、幼児健診では目標値を下回る結果であった。 ○乳児期からの歯科保健指導の取り組みにより、3歳児健康診査時における虫歯保有率も低下してきている。単年で結果が現れるものではないため、今後も継続した取り組みが必要である。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○妊娠届時から保健師との面接が定着しており、早期からの相談や支援の展開が可能	○多様な相談に対応できる知識や能力の向上が必要
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○相談事業等における心理士配置体制の確保 ○健診医(特に小児科医)の継続派遣	○基本的に相談事業実施日や健診日が決まっているため、タイムリーな相談にならない場合もある。
今後の取組方針 (事務事業編成)		【新規事業】	
		【継続事業(改善内容)】	
		○乳幼児健診の未受診者に対しては、今後も受診勧奨を行っていく。 ○元気で健康な子どもを育むために、予防接種未接種者の対策を継続するとともに、任意予防接種であるおたふくかぜ、水痘、ロタウイルスの接種費用を助成する。	
		【完了・廃止】	

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙 「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・ベンチマークの設定などにより、施策の推進状況を具体的な数値で多面的に捉えられたい。 ・予防接種については、対象範囲及び接種率を加味し、事業費の積算を行うこと。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	20.0	対象年度	25	担 当 課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策6	保健の充実							
施策20	健康危機管理対策の推進							
分野別計画	災害時要援護者支援マニュアル							
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

- 東日本大震災を踏まえて、災害時要援護者の登録者だけでなく、援護が必要な未登録者の把握を含めた台帳整備が求められます。
- また、乳児・妊婦などは災害時要援護者の登録の対象者になっていないことから、今後の対応方法を明らかにする必要があります。
- 災害発生時に、自主防災組織が行う安否確認後の災害弱者の避難先や、受け入れ態勢を具体的に決めておく必要があります。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

- (1) 健康危機管理対策の啓発活動を推進します。
- (2) 災害弱者を事前に把握しておくと同時に、災害発生時における安否確認から避難所運営までの救済方法と救済体制の整備を進めます。
- (3) 非常時の情報通信手段の確保を図ります。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

- (1) 健康危機管理意識の啓発
- (2) 災害時要援護者台帳の運用ルールの明確化(施策28と連携)
- (3) 民生委員や社会福祉協議会と連携した災害弱者対策の整備
- (4) 災害対応マニュアルの策定
- (5) 災害時における情報通信手段の確保(施策46と連携)
- (6) 空間放射線量モニタリングポストの設置(施策46と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

災害時の支援体制を確立する。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	災害時要援護者(乳児及び妊婦を含む。)
目 標	乳児、妊婦などを含めた災害時要援護者の支援体制の確立を図ります。

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	・乳児、妊婦の名簿を作成している。また、災害時要援護者の登録者だけでなく、援護が必要な高齢者の把握を行っている。 ・本年度に災害時に要援護者を受入れる福祉避難所に防災用品を整備し、避難所の備えを強化する。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		・町内の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人デイサービス施設等13施設、障害者施設2施設を福祉避難所に指定する。 ・公共施設等に無線電話が設置され、災害時の情報伝達手段が確保された。	
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		・	平常時、個人情報保護の観点から、乳児、妊婦の情報を関係者に提供できない。
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
		【継続事業(改善内容)】	
		【完了・廃止】	

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙 「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマリーレビューの結果】

- ・本施策の目標は定性目標であることから、引き続き、「 具体的な取組」及び「 施策の意図」について、常に点検を行いながら着実に推進されたい。
- ・速やかに災害対応マニュアルを策定されたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	21.0	対象年度	25	担 当 課	町民生活課	課長名	後藤 康博
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策6	保健の充実							
施策21	国民健康保険事業の充実							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	先進医療の発達等により長寿社会を迎えました。その反面、医療費の上昇傾向が続いており、国民健康保険税への影響のみならず、国民健康保険財政全体が厳しい運営状況にあります。
➤	医療費を抑制するためには、定期的な検診の受診などとあわせ、“自分の健康は自分で守る”といった住民一人ひとりの健康に対する意識向上が求められます。
➤	平成25年度を目標に市町村国民健康保険事業の都道府県単位化が計画されていることから、その動向を注視しながら保険事業運営を進める必要があります。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1) 重複受診の防止策として訪問指導等の徹底を図り、ジェネリック医薬品を推奨していきます。
(2) 特定健康診査等の受診率向上を図り、早期発見、早期治療に努めます。
(3) 国民健康保険財政の安定化を図るため、国民健康保険税の徴収対策を徹底します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1) 重複受診者の把握と保健師による訪問指導の実施
(2) ジェネリック医薬品希望カード及びリーフレットの配布
(3) 特定健康診査などにおける個別検診の実施

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

国民健康保険事業の安定化を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	国民健康保険被保険者			ベンチマーク (B M)	全国平均受診率は、宮城県がトップであるため、県内市町村の平均受診率を設定	
指標名	特定健康診査の受診率					
指標の考え方	メタボリックシンドロームの予防及び改善は、生活習慣病の予防につながり、医療費の抑制及び安定した国民健康保険事業につながることから、特定健康診査の受診率の向上を目標としました。					
目標又は基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	4 4 . 6 %	4 5 . 0 %	4 7 . 0 %	4 8 . 0 %	4 9 . 0 %	5 0 . 0 %
B M	4 5 . 2 %	4 3 . 4 %				
実績値	4 4 . 9 %	4 5 . 1 %	4 4 . 0 % (見込み)			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
年度平均被保険者数	国保事業年報		8,074 人	7,970 人	7,713 人			
保険給付費	国保事業年報		1,862,645 千円	2,012,956 千円	2,183,626 千円			
国民健康保険税徴収実績 (現年度分＋滞納繰越分)	市町村課		65.16%	65.89%	71.27%			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○東日本大震災による一部負担金免除及び国保税の減免の実施により被災者の支援を行った。また、これに伴い予定外の国保会計の動きがあったが、結果的に黒字決算となった。 ○ジェネリック医薬品の推奨に関しては、被保険者証の更新時に希望カードとリーフレットを同封し郵送した。 ○特定健康診査の受診率の増加を目標に、集団健診の他、医療機関で行う個別健診を平成23年度より実施した。個別健診受診者数は多くなかったが、受診率は0.2%の増加であった。 ○『自分の健康は自分で守る』といった住民一人ひとりの健康に対する意識向上を促し、健診の必要性や意義を周知することを目的に、被保険全世帯にリーフレットを配布した。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○特定健康診査の実施場所を、集団健診・個別健診・町が行う人間ドックなど、選択して受けることができる。 ○特定健診基本項目以外に、町健康課題を基に、独自に血清クレアチニン検査や尿酸検査を追加実施 ○特定健診と結核検診やがん検診等同時に受診可能であることによる住民の利便性	○特定健康診査の対象が国保被保険者全員であるが、治療中の方は受診を希望しない、など住民の意識を変えることが難しい。 ○特定健康診査の結果、特定保健指導の対象者には、文書によるお知らせや電話での受診勧奨を行っているが、参加者が非常に少なく、健診結果を生活習慣の改善に結びつけるための動機づけが難しい。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
			○個別健診の実施医療機関が遠田郡内の医療機関に限っているが、郡外の医療機関が主治医である場合、特定健診の受診に結びつかない。
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○未受診者に対し、二次健診の受診勧奨通知を実施する。 ○国保保険者の都道府県単位化は調整が難航し大幅に遅れる見込みであるが、引き続きその動向を注視しながら保険事業を運営する必要がある。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙 「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・国民健康保険者の都道府県単位化 保険者の都道府県を単位とした共同事業については、当初、平成25年度を目途に進められていたところであるが、現在、平成29年度以降になるのではとの見通しである。 ・このため、計画期間終了後も引き続き、町単独での安定運営が求められる。 ・国民健康保険税の徴収率については、大きく改善している状況であるが、一方で、給付費は上昇傾向を、被保険者は減少傾向にあることから、年代別の給付状況を踏まえながら、対象をより細分化した予防対策を講じられたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	22.0	対象年度	25	担 当 課	南郷病院	課長名	大橋 浩二
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策7	医療の充実							
施策22	地域医療体制と町立南郷病院の充実							
分野別計画								
行革関連項目	町立南郷病院の経営健全化							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	本町の医療機関は、内科、外科、小児科、眼科及び整形外科を持つ町立南郷病院のほか、2病院、8医院、11歯科医院(平成24年3月末)があります。
➤	しかし、町内には、産婦人科や精神科等の診療機関がなく、また、町立南郷病院の小児科も週に1日、眼科と整形外科にあっては月に2日のみの診療で、多くを近隣市町の医療機関に依存しているのが現状です。
➤	町立南郷病院では、内科医及び外科医による在宅訪問診療を実施していますが、高齢化社会の進行により、在宅医療サービスを必要とする患者が年々増加しています。こうした需要に応えるために在宅訪問診療の一層の展開が求められています。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	医師の安定的な確保と機能の充実強化から、町立南郷病院を町の医療拠点に位置づけるとともに、通院手段となる住民バスの運行を継続するなど、交通弱者にも通院しやすい環境を整備します。
(2)	町立南郷病院における外来診療と入院診療を充実させるとともに、今後、新たな需要と期待される在宅訪問診療の拡充に努めます。
(3)	町内及び周辺市町の医療機関の協力を得ながら、また、周辺自治体との連携強化を図りながら地域医療体制の整備を進めます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	地域医療拠点としての町立南郷病院の充実(施策45と連携)
(2)	在宅訪問診療の拡充
(3)	医療機関及び周辺自治体との連携強化

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

地域医療サービスの充実を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	住民等		ベンチマーク (B M)			
指標名	在宅訪問診療件数					
指標の 考え方	高齢化の進行により、在宅医療サービスを必要とする患者が年々増加する傾向にあることから、在宅訪問診療回数の増加を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	5 6 0件	5 6 0件	5 7 0件	5 8 0件	5 9 0件	6 0 0件
B M						
実績値	5 6 0件	5 2 5件	4 7 3件			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
県内の高齢者人口と高齢化率の推移(大崎地域)	みやぎ高齢者元気プラン		54,520人 25.6%	53,954人 25.4%				58,427人 28.7%
施設・居住系サービスの利用定員数見込(大崎地域)	みやぎ高齢者元気プラン			2,063人	2,405人	2,618人	2,686人	

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	在宅訪問診療の件数が減少して来ているのは、訪問診療患者の死亡やいなほの里の増床にみられるように特養等の高齢者施設の増床増加により、訪問診療以外のサービスの充実により対象者の選択肢が増えたためと思われる。現在は依頼のある限り対応している。現状維持で対応できていると考えられる。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		訪問診療を在宅医療の一端ととらえ他の医療機関や施設と連携を進めている。 対象者の要望にはできるだけ応えている。 医業収益の確保ができている。	医師不足等によって院内の業務が滞ることにより訪問診療の対応できる数に限りがある。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		今後10年のうちに団塊の世代が、後期高齢者となると医療施設は不足すると予想されており、訪問診療を必要とする対象者が増加する可能性がある。	高齢者に対する保健施策や健康対策が多岐にわたり充実し、訪問診療だけではなくなっている。 在宅医療に関する情報が十分でない。
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
なし			
【継続事業(改善内容)】			
医師の確保、医療機器の更新			
【完了・廃止】			
なし			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていないが、ニーズに対しては対応できている。 ・引き続き、地域医療サービスの充実に努められたい。 ・公営企業会計制度見直しに対する対応について、スムーズに移行できるよう努められたい。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	23.0	対象年度	25	担 当 課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策7	医療の充実							
施策23	救急医療体制・広域医療体制の整備と充実							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤ 必要な救急医療活動を妨げる安易な救急車の利用や、診療時間外の軽症患者の受診が増加しています。
➤ 休日の初期救急医療については、遠田郡及び大崎地区の医師会等の協力を得て、在宅当番医制事業や大崎地域病院群輪番制事業で対応しています。
➤ 町立南郷病院では、平日夜間を含め初期救急医療を行っています。
➤ 平日夜間の救急医療や高次の医療機関整備が求められていますが、町単独で整備していくことは実質的に困難なことから、医療圏単位における検討、整備が必要です。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1) 救急患者の救命率向上に有効な応急手当等の普及や、救急医療機関の適切な利用についての啓発活動を推進します。
(2) 周辺自治体と連携強化を図りながら、大崎医療圏としての救急医療体制の整備、充実を推進します。
(3) 住み慣れた地域における適切な医療確保のため、町立南郷病院の充実に努めます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1) 救急医療機関の適正利用の啓発活動の展開
(2) 救急医療体制の広域的整備の検討
(3) 大崎市民病院救命救急センターとの連携強化

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

初期救急医療を維持する。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	平日夜間・休日の救急急病患者			ベンチマーク (B M)		
指標名	平日夜間・休日の初期救急医療体制が整っている日数					
指標の 考え方	遠田郡及び大崎地区の医師会等との連携協力や町立南郷病院での対応により、今後も、平日夜間・休日の初期救急医療体制を維持していくことを目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	3 6 5 日	3 6 6 日	3 6 5 日	3 6 5 日	3 6 5 日	3 6 6 日
B M						
実績値	3 6 5 日	3 6 6 日	3 6 5 日			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○ 乳幼児健診時に、誤飲防止等事故防止や応急手当について啓発するとともに、宮城県子ども夜間安心コールなど、急病時の対応方法について周知を図った。	
		○ 広報誌を活用し、救急医療の適切な利用について啓発活動を行った。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 町立南郷病院では、平日夜間を含め初期救急医療を行っている。	○ 医師・看護師の不足 ○ 専門外の救急患者の対応等は難しい現状がある。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 遠田郡医師会による休日昼間の初期救急医療や大崎病院群による休日昼間・夜間の輪番制事業の実施により初期救急及び二次救急医療の体制がとれた。	○ 大崎市医師会が行っていた平日夜間の診療時間が10時までに変更された後、本来重篤患者の救命を担う大崎市民病院救命救急センターに初期救急患者の受診数が増えていることから、重篤患者の救急医療体制に支障をきたす状況になっている。
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○ 大崎医療圏内における救急医療体制について近隣市町や関係機関と協議		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成している。 ・遠田郡及び大崎地域の医師会等との連携協力を図り、引き続き、平日夜間・休日の初期救急医療体制を維持されたい。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	24.0	対象年度	25	担 当 課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策8	高齢者福祉の充実							
施策24	高齢者が健康で元気に暮らすための対策							
分野別計画	美里町高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画							
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	本町の高齢化率は、28.8%(平成22年国勢調査)と県平均の22.3%を上回り、県内35市町村中12番目の高い水準となっています。
➤	また、一般世帯に占める高齢単身世帯が8.5%、高齢夫婦世帯が10.4%と、いずれも高い割合を示しています。
➤	今後、団塊の世代が高齢期を迎える中で、少子高齢化、核家族化は一層進んでいくものと予想されます。
➤	一人ひとりの高齢者ができるだけ住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、地域で支える地域福祉の力が求められるとともに、要介護状態になる前からのそれぞれに応じた予防対策が求められます。
➤	こうした中、高齢者自身が健康を維持し、社会参加への促進は重要な課題であり、就業や交流事業など、生きがいづくりへの支援が必要となっています。
➤	シルバー人材センター事業は、公共性、公益性が高い事業であり、事業運営に対する財政支援が求められます。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	要支援予備軍(二次予防事業対象者)を対象に、要支援状態へ移行しないための介護予防対策を重点的に展開します。
(2)	高齢者を要介護状態から守るための取組みを町内の各地域において継続的に展開します。
(3)	クラブ活動、地域活動などを通して、より多くの高齢者が社会活動に参加できるよう支援します。
(4)	シルバー人材センターの活性化等により、高齢者の就業の場を確保します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	要支援予備軍である二次予防事業対象者の把握
(2)	介護予防事業(生きがいデサービス、運動機能向上事業、口腔器の機能向上事業、介護予防の地区健康教室・啓発事業、認知症サポーター養成講座)
(3)	高齢者社会活動支援事業(老人クラブ助成、敬老事業)
(4)	シルバー人材センター支援事業(施策42と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

65歳以上の元気な高齢者の維持、増加

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	65歳以上の高齢者			ベンチマーク (BM)	介護保険事業状況報告月報による大崎圏域の65歳以上の高齢者のうち要介護認定を受けていない方の割合	
指標名	65歳以上の高齢者のうち要介護認定を受けていない方の割合					
指標の考え方	介護認定を受けることのない65歳以上の高齢者が多くなれば、元気な高齢者が多いということになることから、要介護認定を受けていない高齢者の割合を目標としました。 介護認定を受けていない高齢者の割合＝1－要介護認定率(介護認定者数÷65歳以上の人口×100)					
目標又は基準値	H22	H23	H24	H25	H26	H27
	83.57%	83.40%	84.00%	85.00%	86.00%	86.00%
BM	83.18%	82.41%	81.67%			
実績値	83.57%	83.55%	83.00%			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
運動機能向上事業・口腔器の機能向上事業の参加者数(実人数)	介護予防に努める人の増加	年度末	32人	14人	28人			
包括支援センターへの相談件数	早期に問題解決できる	年度末	2,777件	2,375件	2,500件			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○65歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない方の割合は、目標値に対し1%下回る結果となった。 ○ベンチマークとした大崎圏域の割合は減少傾向にある。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○高齢者の介護や生活に関する相談の増加 ○教室参加者の事業への取り組みが積極的である	○職員のマンパワー不足
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
○メディアによる認知症啓発が増加		○核家族化が進み、介護力が低下 ○老人クラブへの入会者の減少 ○交通機関が少ない ○運動施設の不足	
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○介護予防事業の各事業については、継続して実施するが、一般高齢者に対しての啓発をより実施していく。 ○老人クラブ助成は継続して実施し、敬老事業は実施方法を検討しながら継続する。 ○要介護状態になる前の相談窓口の在り方を検討する。 ○認知症についての相談の仕組みを構築する。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマリービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・本施策は、今後の介護保険事業会計のみならず、町の行財政運営に大きく影響を及ぼす施策でもある。 ・介護予防関連事業の推進方策について、事業委託も含めた検討を進めるとともに、引き続き、参加者の拡大に努められたい。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	25.0	対象年度	25	担 当 課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策8	高齢者福祉の充実							
施策25	高齢者福祉サービスの充実							
分野別計画	高齢者福祉計画							
行革関連項目	不断の組織体制の見直し							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤ 高齢化の進展とともに、介護サービスを必要とする高齢者、またそれを支える家族が地域には増えていきます。
➤ 独居や高齢者世帯が増加する中では、介護保険制度や高齢者福祉サービス等を活用しながらの生活が必要となります。
➤ 高齢者や介護している家族が安心して生活が送れるよう、各サービス事業所との連携や見守りの強化、また、包括支援センターの相談業務の強化が求められます。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1) 支援が必要な高齢者が利用できるよう高齢者福祉サービスを継続的に実施します。
(2) 高齢者の介護及び支援を行っている家族に対し、その負担を軽減できるよう支援します。
(3) 高齢者とその家族が安心して生活できるよう、各サービス事業所との連携や地域の見守り体制の構築を図ります。
(4) 介護サービス事業所が町内に参入しやすい環境づくりを進め、サービス基盤の整備を促進します。
(5) 介護保険制度を正しく理解していただくための広報・啓発活動を展開します。
(6) 認知症に対する対策を推進します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1) 高齢者支援(生きがいデイサービス・外出支援・配食サービス・生活管理指導短期宿泊)
(2) 介護家族支援(紙おむつ等支給・徘徊高齢者家族支援・介護慰労金支給・サービス事業所との連携と相談業務の強化・高齢者の疾病や介護についての学習会の開催)
(3) 支援体制の強化(高齢者世帯の見守り・緊急通報システム・サービス事業所との連携と相談業務の強化)
(4) 利用しやすい介護サービスの推進
(5) 介護保険制度の適正な運用と広報活動
(6) 認知症対策(相談の実施、認知症サポーター養成講座・認知症や認知症の介護についての学習会・認知症家族介護者交流会の開催)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

高齢者やその家族が安心して生活が送れるサービスの向上を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	高齢者福祉サービス利用者等			ベンチマーク (B M)	なし	
指標名	高齢者福祉サービスの利用満足度					
指標の 考え方	支援を必要とする高齢者やその家族が、安心して生活が送れるよう、利用者の立場に立った高齢者福祉サービスを確保するため、サービス利用者の満足度の向上を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	—	—	4 . 2 1	4 . 3 0	4 . 4 0	4 . 5 0
B M	—	—	—	—	—	—
実績値	—	—	4 . 2 1			

基準値の設定概要	毎年度末に、各種サービスの利用者に対して、現在利用中のサービス等についての満足度を調査する。
----------	--

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○平成24年度から基準値を設定したが、各種サービス利用者の利用満足度については5点満点中4.21点であり、利用者については概ね満足していると受け止めることができる結果であった。今後の目標としては、更に利用者の満足度を高めるため、対象者に対する支援の内容を相談、検討しながら、その方に適した各種サービスの提供を行えるよう体制づくりをしていく必要がある。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○現在、支援対象となる高齢者の窓口的に機能している包括支援センターと各種サービス担当係である高齢福祉係、介護保険係と同じセクションにあることから、情報を共有化し連携を取りやすく、事務手続きも横断的に行えるメリットがある。	○人員については少数であり、支援対象者の実態把握が困難となっている。また、隠れた支援対象者の掘り起しが遅れることがある。きめ細やかな対応が困難となっている。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
○介護保険制度については制度が始まり、12年が経過しており、住民にもある程度浸透してきている。また、サービス事業所も年々増えてきており、同じサービスを受けるにしても利用者において事業所を選択できる状況ともなっている。		○高齢化率は年々進展し、各種サービスの利用対象者となりうる人数も増加の一途を辿っている。対象者の増加により速やかな支援の実施が困難な場合も見受けられるようになった。 ○身寄りがなく、近隣との関係希薄な高齢者が増加しており、サービス提供につながらないケースが見受けられるようになった。	
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○高齢者福祉計画については、平成27年度から3か年の次期計画を第6期介護保険計画と併せて策定する。 ○高齢者が地域で継続して生活できるように支援と見守りの体制を更に強化を行う。具体的には地域における支援対象者の実態把握のため、民生委員や行政区長などを中心とした地域の方々との連携を図り、効果的な支援策の検討を行い、協働して支援、見守りを実施する。また、民間の団体や事業所等とも見守り支援の協定等を締結できないか模索していく。 ○高齢化の進展によりサービスの給付にかかる経費も増加することが予想される。介護度が上がれば必要とされるサービスの量や質が高まり経費も増加し、最終的には町民の負担増に跳ね返っていくこととなる。介護度が上がらないようにするための取り組みである予防支援事業等に力を入れていく必要がある。 ○高齢者を介護する家族等に対しての負担軽減については、介護保険制度が充実してきている状況もあり、費用対効果を考慮し、サービス内容の一部見直しなど検討していく必要がある。 ○非課税世帯を対象とした金銭支給的な制度については、他の施策により救済ができるものについては制度の廃止も視野に入れて検討を行う。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・目標については、平成24年度に基準値を設定した状況から、今後の推移を継続的に把握すること。 ・目標数値の表現方法について、再度、調整を図ること。 ・利用者満足度調査とともに行ったアンケートの内容分析を進めること。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	26.0	対象年度	25	担 当 課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策8	高齢者福祉の充実							
施策26	高齢者を地域で支える社会の形成							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	高齢者を地域で支える地域福祉力の向上と地域型福祉社会の形成のために、各種講座や研修会等の開催を中心に取り組んできました。
➤	公的な福祉サービスが発展してきたものの、各種サービスの要件には該当しないニーズや公的な制度では対応できないニーズ、「孤独死」というような地域社会で見えにくい問題などが多様に潜在しています。
➤	さらに少子高齢化・核家族化が着実に進行している現状を踏まえ、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を地域で支えていく重要性が増しています。
➤	自立を支援する各種サービスの充実と併せて、高齢者を地域で支える地域福祉力の向上と高齢者を含む住民同士がお互いに助け合うといった地域福祉を行う社会の形成が求められてきました。
➤	その役割を地域包括支援センターや社会福祉協議会がその専門性を生かして、高齢者はもとより地域住民を対象に各種の事業を展開しています。
➤	今後は、さらに裾野を広げ、老若男女を問わず地域住民を福祉活動につなげていくとともに、地域包括支援センターを強化し、社会福祉協議会と連携して活動していくことが、重要な課題です。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	高齢者福祉をはじめとし、障害者福祉、母子・父子福祉、児童福祉等の総合的な取組から、地域福祉の実現のために地域福祉計画の策定に努めます。
(2)	美里町総合福祉推進機構やボランティアセンター等の福祉活動を行っている社会福祉協議会をはじめとする各種福祉関連団体との連携を強化します。
(3)	地域福祉の推進基盤の充実を図るため、地域課題に取り組む団体やボランティア、人材の育成活動等を行う団体等の支援を行います。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	地域福祉計画の策定
(2)	社会福祉協議会等の福祉関連団体との連携強化
(3)	団体やボランティア等の地域福祉活動に対する支援

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

地域福祉の推進基盤の充実を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	住民			ベンチマーク (B M)		
指標名	高齢者福祉等に係るボランティア登録者数					
指標の 考え方	高齢者福祉等の推進基盤の充実を図るためには、課題に取り組む団体やボランティアによる活動が求められることから、ボランティアの登録者数の増加を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	1,249 人	1,269 人	1,275 人	1,280 人	1,285 人	1,290 人
B M						
実績値	1,249 人	1,384 人	1270 人			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
ボランティア保険加入者数	社協実績数	3	1249	1384	1270			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・B・M)	取組総括	○ ボランティア活動への関心が高まっており、講座、研修会への参加が増加となっている。	
		○ 中高年世代の参加者が多くを占めている。	
		○ ボランティア組織育成の中核となる社会福祉協議会への助成は今後も継続が必要である。	
		○ 住民のニーズに合ったボランティアの育成が必要である。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
	○ 様々な情報を共有することができる。	○ 業務量の増と人員不足により対応ができない。	
		○ 専門的知識や経験不足である。	
		○ 人材の育成ができない。	
		○ ニーズの把握が困難。	
外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】	
	○ 社協等の福祉団体が取組むことにより、住民が参加しやすい。	○ 各団体間の調整が困難。	
	○ 福祉団体等のネットワークにより、幅広い人材の確保ができる。	○ 複数の団体に登録されている場合、実人員の把握が困難。	
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	○ 地域福祉計画の策定を予定している。		
	○ 必要な人材及び人員の確保。		
	【継続事業(改善内容)】		
	○ 社会福祉協議会の補助金について精査し、社協の独自性を発揮できるようにする。		
	○ 社会福祉協議会の事業安定のため、基盤強化を引き続き図る。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・目標値には近似している状況であることから、引き続き、地域福祉の推進基盤の充実を図られたい。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	27.0	対象年度	25	担 当 課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策9	障害者福祉の充実							
施策27	生活支援の充実							
分野別計画	美里町障害者計画・美里町障害福祉計画							
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	福祉サービスの利用や親亡き後の権利擁護などに関する相談利用者が増加するとともに、相談内容が多岐にわたり、問題も複雑化・長期化している現状です。
➤	また、障害のある人が利用する福祉サービス等を自分で選び、自分で決めることができるよう適切な情報提供が必要です。
➤	精神障害のある人が福祉サービスの対象となり、利用ニーズが年々増加しています。障害のある人の障害の状況や特性に応じて、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばす支援が必要です。
➤	障害のある人が住み慣れた地域で自立して生活を営むためには、在宅福祉サービスや日中活動の場の確保など、計画的な障害福祉サービスの整備が必要です。
➤	今後、高齢化に伴う親亡き後の対応が重要課題となっており、グループホームやケアホームの居住系サービスの基盤整備が必要です。
➤	障害者数が年々増加しています。特に、生活習慣病を原因とする障害や精神障害が主なものとなっています。
➤	乳幼児期における子どもは、心身の成長期にあります。発達遅れや障害が発見される場合があります。障害原因の疾病の予防や早期発見・治療が求められています。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	在宅生活の不安解消のため、必要なときに必要な相談に対応できる体制を整備します。
(2)	判断能力が不十分な障害のある人が安心した生活を送れるよう、権利擁護を推進します。
(3)	障害のある人がサービスを自己選択、自己決定できるよう情報提供に努めます。
(4)	町内の障害福祉サービス事業所等を活動拠点として充実します。
(5)	親亡き後の対応として、グループホーム等の基盤整備を事業者に対し働きかけます。
(6)	障害原因の疾病の予防と早期発見・早期治療に努めます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	現在、大崎圏域1市4町で委託している相談支援事業所については、今後、町単独で設置し、相談者の利便性を高め、より身近で寄り添った支援を行います。
(2)	成年後見制度の利用促進を図ります。
(3)	法制度について、町のホームページや広報紙に掲載し、情報提供を行います。
(4)	町内の通所サービス事業所、地域活動支援センターを活動拠点とし、事業所と密に連携し日中活動の場を確保します。
(5)	グループホーム等を運営する事業者の町内参入を図ります。
(6)	健康診査や精神保健相談、保健指導により障害原因の疾病の早期発見・早期治療に努めます。

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

在宅生活の不安解消と相談体制の充実を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	障害者及びその家族等			ベンチマーク (B M)		
指標名	障害者相談支援事業所の利用者数					
指標の 考え方	地域で自立した生活を送るためには、在宅生活の不安解消と相談体制の充実が求められることから障害者相談支援事業所の利用者数の増加を目標としました。					
	【身体・知的障害】療育手帳保持者の5年間の伸び率：1.16％ / 平成22年度実績：34人 平成27年度想定：34人×1.16％＝39人					
	【精神障害】精神通院利用者の5年間の伸び率：1.53％ / 平成22年度実績：28人 平成27年度想定：28人×1.53％＝43人					
	【平成27年度目標】 39人＋ 43人＝82人					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	62人	66人	70人	74人	78人	82人
B M						
実績値	62人	43人	48人			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
町への相談実人数	福祉行政報告例資料	年間	201	134	125			
町内特定計画相談事業所の作成したサービス等利用計画の実人数	町健康福祉課資料	年間	-	-	48			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	平成 24 年度から制度改正があり、障害福祉サービスを利用する者は、サービス等利用計画を作成することとなり、町内に 2 つの特定計画相談支援事業者が開所し、障害者の相談支援事業所の利用する幅が広がったため、障害者相談支援事業所の利用者数は微増傾向に留まっている。これまで大崎圏域 1 市 4 町で共同委託している障害者相談支援体制を平成 26 年度から各市町が相談支援事業所を単独設置することで調整している。 親亡き後対応の一つとしてのグループホーム等と短期入所の基盤整備を社会福祉法人みんなの輪が平成 28 年度開所に向けて検討しており、今後地域の理解を含めて側面支援を行う。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		町内に特定計画相談支援事業所が 2 箇所開設し、身近な場所で計画相談支援が展開されるようになった。	単独事業所を設置する場合、事業費が増大する。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		制度改正により障害福祉サービスを利用する者はサービス等利用計画を作成することとなり、今後、相談支援事業所と繋がることになる。	相談支援専門員が不足し、資質の向上が求められている。
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	・障害者相談支援事業所を町単独で設置する。 ・障害の増加が課題であり、早期発見し、早期療育により、少しでも障害を軽減する取組が重要と考え、3 歳児未満を対象に障害の軽減等を図る早期療育指導訓練事業を実施し、大崎広域ほなみ園が行う保育所等訪問支援と併せて、早期療育に取り組む。		
	【継続事業(改善内容)】		
	【完了・廃止】		
	・障害者相談支援事業所を町単独で設置した場合、障害者等巡回相談支援事業を廃止する。 ・心身障害者医療費助成事業の食費助成は平成 14 年度から県補助が廃止され町独自に実施してきたが、医療保険制度においても低所得に対する軽減措置が講じられていることから、持続的な事業運営を図る必要のため食費助成の廃止を含めて検討しており、今後、助成のあり方について具体化する。		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・町内に新たに開設された特定計画相談支援事業者との連携協力により、引き続き、目標達成に取り組まれない。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	28.0	対象年度	25	担 当 課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策9	障害者福祉の充実							
施策28	暮らしやすい環境づくりの推進							
分野別計画	美里町障害者計画・美里町障害福祉計画							
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

- 障害のある人が、地域で安心して生活していくためには、住民が疾病や障害に対する正しい理解と認識を深める必要があります。
- 障害に対する理解は浸透しつつあるものの差別や偏見が見受けられ、住民一人ひとりの心のバリアフリー化が求められます。また、障害のある人が、安全に安心して生活し、社会参加するためには、建築物や道路、公共交通機関の生活環境の整備が必要です。
- 東日本大震災では、多くの尊い人命や財産が奪われ大規模な被害となりました。震災時の障害者支援では、避難誘導や燃料・食料・物資の調達が十分に行き届きませんでした。今後、大規模地震などの災害に備え、要援護者の登録や避難誘導、福祉避難所のあり方などに対応する必要があります。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

- (1) 障害に対する理解を深める啓発活動を進めます。
- (2) 障害のある人にも、ない人にも、やさしいまちづくりを進めます。
- (3) 防災・防犯への対応に努めます。
- (4) 地域で支え合う輪を広げます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

- (1) 生涯学習事業での出前講座や美里町社会福祉協議会が行う「キャップハンディ体験」などの福祉体験学習を支援します。(施策1と連携)
- (2) 障害のある人が利用しやすいように、公共施設、道路などのバリアフリー化を段階的に進めます。
- (3) 大規模地震などの災害に備え、避難誘導、福祉避難所の設置など災害支援に対応します。
- (4) 消費者被害を防止するため情報提供や消費者教育を行います。
- (5) 災害時要援護者支援制度に基づき、要援護者登録を進め、災害時をはじめ地域で見守り、助け合う体制を広げます。(施策20と連携)
- (6) 美里町社会福祉協議会のボランティア養成を支援し、ボランティア活動の場を提供します。

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

障害に対する理解を深める。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	町内の小学生、中学生及び高校生			ベンチマーク (BM)		
指標名	福祉体験学習・講座の受講者数(延べ人数)					
指標の考え方	障害のある人にとって、暮らしやすい環境となるには、若いときから疾病や障害に対する正しい理解と認識を深めていただくことが必要なことから、各体験学習や講座の受講者数の増加を目標にしました。					
目標又は基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	3 9 6人	3 1 7人	3 2 0人	3 5 0人	3 7 0人	3 9 0人
BM						
実績値	3 9 6人	3 1 7人	5 4 4人			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	町内小中学校の総合的な学習において、町社会福祉協議会による障害の理解に関する啓発活動が毎年実施され、少年期から障害理解を深めることにより、優しい心を持った思いやりのある子どもを育てている。 本年度に災害時に要援護者を受入れる福祉避難所に防災用品を整備し、避難所の備えを強化する。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		・町地域防災計画において、「のぎく」「わ・は・わ美里」を福祉避難所に指定した。	
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		・障害者差別解消法が公布され、3年後に施行される。 ・障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業の必須事業に障害理解の啓発が位置付けされた。	
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

- ・目標は、達成している。
- ・引き続き、目標の達成及び施策意図の実現に向け取り組まれない。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	29.0	対象年度	25	担 当 課	健康福祉課	課長名	渋谷 芳和
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策9	障害者福祉の充実							
施策29	自立支援と社会参加の促進							
分野別計画	美里町障害者計画・美里町障害福祉計画							
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	障害のある人もない人も、自立し安定した生活を送るために「働きたい」という意欲は普遍的なものです。就労は社会の一員として社会参加し、生きがいを持って生活を送る面からも極めて重要です。
➤	障害のある人が地域の中で自立して生活していくためには、移動手段や情報等、社会参加するための手段の確保が必要不可欠です。
➤	また、教育においては、障害のある子どもが将来、自立し社会参加できるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援が求められています。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	自立生活を支援するため就労支援を行います。
(2)	社会参加を図るため外出支援、コミュニケーション支援、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。
(3)	障害のある子どもの発達段階に応じた一貫した相談支援体制を整備します。
(4)	学校教育において、障害のある児童・生徒に対する適切な教育と指導を充実します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	障害のある人の就労支援を図るため、障害のある人の知識・能力向上を図る支援と企業等の障害に対する理解、啓発を促進します。
(2)	住民バスの運行、福祉タクシー利用助成により障害のある人の生活圏の拡大を図ります。(施策45と連携)
(3)	重度身体障害のある人に対する移送サービスを検討します。
(4)	手話通訳者等、要約筆記奉仕員を派遣し、聴覚障害のある人の意思疎通を図ります。
(5)	障害者福祉協会のスポーツ・レクリエーション活動を支援し、社会参加を促進します。
(6)	教育、医療、福祉、労働等の関係機関が一体となり一貫した相談支援体制の整備から、障害のある子どもが発達段階に応じて、適切な教育や指導を受けることができるようにします。
(7)	障害のある児童・生徒が地域の小・中学校に通学できるよう適切な特別支援教育を実施します。

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

一般就労に結びつける。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	就労を希望する障害者			ベンチマーク (B M)	大崎圏域における福祉サービス利用者の 一般就労者数	
指標名	一般就労に結びついた障害者数					
指標の 考え方	障害のある人が自立し安定した生活を送るために、就労を希望する障害者を一般就労に結びつけることを目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	0人	0人	1人	1人	1人	1人
B M	1人	0人				
実績値	0人	0人	0人			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
障害者就職件数(大崎圏育)	ハローワーク古川統計資料	年間	128	136	157			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・B・M)	取組総括	就労移行支援事業を7人利用したが、福祉サービス利用者から一般就労に繋がった者はなかった。(就職したものの、コミュニケーション不足等により短期間で離職した者が数名いる。)作業スキル・コミュニケーション力、就業意欲などの課題があり、更なる訓練を必要とする。また、障害者の就労に必要なスキルについて企業側の認識とギャップがあり、企業が求める人材育成ができるよう就労支援事業所の課題がある。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		大崎地域自立支援協議会で就労支援部会を立ち上げ、実習先の確保、障害者雇用の進まない企業に対する啓発など地域の支援ネットワークが構築された。	一般就労を創出できていない事業所があり、圏域の就労移行支援事業所の支援方法に格差がある。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		・障害者雇用促進法の法定雇用率がアップし、雇用の機会が拡充した。 ・障害者優先調達推進法が施行され、就労系障害福祉サービス事業所の業務の優先発注の機会が拡充された。	法定雇用率を達成しない企業があり、障害雇用が進まない。
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
大崎地域自立支援協議会に就労支援部会が設置され、支援機関のネットワークの中で、就労支援を担う専門的な人材育成による事業所の支援強化と企業での実習先の確保、障害者雇用の理解を促進する。			
【完了・廃止】			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・引き続き、目標達成及び施策意図の実現に向け取り組まれない。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	30.0	対象年度	25	担 当 課	子ども家庭課	課長名	安部 直司
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策10	子育て支援の充実							
施策30	働きながら子育てを行う家族を支援するための対策							
分野別計画								
行革関連項目	施設管理の民営化・委託化方針の策定							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	少子化は、社会保障制度の後退や低迷する経済情勢を背景に、晩婚化、初子出産の高齢化、ディンクス(夫婦共稼ぎ子どもなしの世帯)やシングル志向の増加など様々な要因によるもので、国の少子化対策においても思うような成果が見られません。
➤	少子社会においては、安心して健やかに育てられる子育て環境がより一層求められます。
➤	本町では、待機児童の解消を図るため、認可外保育施設入所児童の保護者に対する助成金制度を実施してきましたが、本制度の運用だけでは、待機児童を解消するための対策に限界があります。
➤	今後は、現在、国で検討している「子ども子育て新システム」による「総合こども園」の整備、家庭保育福祉員(保育ママ)制度の導入等により、待機児童の解消を図る必要があります。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	保育園(所)における延長保育と一時預かり、学童保育、障がい児保育を継続、充実します。
(2)	「子ども子育て新システム」による幼児期の学校教育・保育の一体的提供、保育の量的拡大、家庭における療育支援の充実を推進します。
(3)	家庭保育福祉員(保育ママ)制度の導入等により、待機児童の解消を図ります。
(4)	育児を支援する各種制度の円滑な推進に努めるとともに、家庭における男性の子育てへの参加、啓発に努めます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	延長保育、一時預かり、学童保育及び障がい児保育事業の継続と充実
(2)	「総合こども園」の整備推進
(3)	小規模保育事業者としての、認可外保育施設の継続支援
(4)	家庭保育福祉員(保育ママ)制度の導入検討
(5)	育児を支援する各種制度についての周知及び啓発(施策53と連携)
(6)	保育園(所)と幼稚園の連携・融合の推進(幼保一体となった取組の推進)(施策11と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

各種子育て支援制度の充実を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	子育てを行う家族			ベンチマーク (B M)		
指標名	保育園(所)における待機児童数					
指標の 考え方	子育て支援には、保育園(所)の受け入れ態勢の充実が不可欠なことから、待機児童数の解消を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	8人	10人	10人	5人	0人	0人
B M						
実績値	8人	8人	9人			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
待機児童数(大崎市)	県ホームページ			34人	16人	87人		
待機児童数(涌谷町)	県ホームページ			0人	9人	3人		
他市町認可保育所入所児童数	町主要な施策の成果		20人	25人	26人	20人		
認可外保育所入所児童数	町低年齢児保育事業施設利用状況報告書		52人	60人	74人	62人		

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○ これまでも待機児童をゼロとすべく他市町との調整や認可外保育所の紹介等を実施してきたが、解消できていない状況が続いている。 ○ 低年齢児の待機が特に顕著であるため、複合施設のデイサービス部門をさるびあ館に移転し、改修工事を実施し受入れ増を図った。 ○ 工事の完了に伴い平成25年7月1日から受入れの拡大を図ったが、予定していた保育士が十分確保できず待機の解消には至らなかった。 ○ 放課後児童クラブ登録児童数は、駅東地区への転入等の影響もあり、増加傾向にある。 ○ 平成25年4月から子ども医療費対象を中学3年生まで引き上げ(入院のみ)子どもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 低年齢児の受け入れのためのハード面の整備を実施 ○ 非常勤保育士の雇用条件として賃金の改定を行い、また複数年雇用の際の手続きも緩和した。	
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
			○ 震災以降駅東地区への転入が顕著であり、今後待機が増加することも懸念される。 ○ 保育士不足が社会問題と化しており、安定的な保育士確保が課題
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○ 待機児童対策は受皿の整備に加え保育士の確保の両面が必要であり、そのどちらが欠けても待機児童を解消することはできないため、今後は保育士を確保すべく養成学校との情報交換も考えていかなければならない。 ○ 入所希望者は常に流動的なものであり、待機児童数もいったんゼロになったとしてもまた発生することも十分にありうるため、他市町とも連絡を密にとり対応を進める。 ○ 来年度以降の保育士の確保策の検討		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマリービューの結果】

・目標については、平成24年度に基準値を設定した状況から、今後の推移を継続的に把握すること。
・待機児童の関係については、今回の施設改修により計画期間内の達成は可能と考える。
・今回の施設改修については、暫定的措置と位置づけ、次期の対策として抜本的な見直しが必要と考える。
これは、 駅東地区への転入状況や社会環境の変化を勘案すると、近い将来、待機児童の発生が容易に想定できること。
現行制度の「保育に欠ける判定」から「保育を必要とする判定」へ、また、保育所への入所決定を同時に行う仕組みに変更されること。
「 具体的な取組」(2)及び(4)にも掲げられているように、幼稚園と保育所の整理を図る必要があること。である。
・平成25年度から着手する「子ども・子育て支援事業計画」においては、子育て支援に関する総合的かつ計画的な推進に関して策定することとなっていることから、策定後に具体化すべき取組と策定までに順次取組むべき事案を整理し、策定を機に、速やかに、抜本的な子育て施策を展開できるよう検討されたい。
・保育士の確保については全国的な問題となっているが、現在の臨時及び非常勤の雇用条件から任期付職員などへの移行や、域外からの人材確保のための支援制度(例えば、本町に転入した場合における住居手当の支給)の検討など、保育士の確保策が望まれる。
・中埴地区の児童館開設並びに保育所及び児童館のアウトソーシングについて、継続して検討されたい。
・町民の児童厚生員の資格取得を推奨し、担い手を育成。臨時職員を雇用し、現在の体制を維持し続けるのか、児童館の運営体制について検討されたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	31.0	対象年度	25	担 当 課	子ども家庭課	課長名	安部 直司
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策10	子育て支援の充実							
施策31	出産や子育てに不安な家族を支援するための対策							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤ 育児に悩む母親が育児ノイローゼとなり、やがては子どもの虐待につながるケースが全国的に見られます。
➤ 子育て支援センター2か所での「遊びの広場」は、毎日、親子で賑わっています。
➤ 専従職員が1人のため、行事等が思うように実施できない状況にあります。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1) 「子ども子育て新システム」における「子ども子育て支援事業」として、子育て支援センターの機能を強化します。
(2) これから親になろうとする若い世代に対し、妊娠や出産、子育て、乳幼児教育の正しい知識の習得を図ります。
(3) 子育て支援センター以外にも身近なところで、気軽に相談できるよう、保育園(所)、児童館、幼稚園、子ども家庭課に個別の相談窓口を設置します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1) 子育て支援センターの職員体制と事業内容の充実
(2) 赤ちゃんふれあい体験等家庭教育に関する学習機会の提供(施策1と連携)
(3) 各施設への相談窓口の設置による相談体制の拡充(施策19と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

子育ての不安解消を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	子育て支援センター利用者等			ベンチマーク (B M)		
指標名	子育てに不安を抱く人の割合					
指標の 考え方	子育て支援センターの利用者等に対し、アンケート調査を実施。「不安」と回答した利用者の割合を低下させることを目標としました。 平成24年度に実施するアンケート調査結果を基準値とします。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	—	—	基準値	基準値↓	基準値↓	基準値↓
B M						
実績値			23.2%			

基準値の設定概要	今後毎年定期的に支援センター利用者に対し、アンケートを実施して基準値を設定する。
----------	--

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○子どもを遊ばせながら気軽に相談できる窓口として、また保護者が必要としている子育て情報の提供及び助言を行った。 ○各支援センターの情報を子ども家庭課窓口・さるびあ館・活き生きセンターに備え、また6か月健診時に保護者に配布した。 ○子育てに対して不安を抱いている親同士の交流の場としての機能を果たしている。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○各支援センターに保育士を2人ずつ配置し相談等の強化につながった。 ○各種行事の開催等の充実を図れた。	
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
○今後も状況に応じた対応に努める。 ○アンケートの結果等を運営に反映していく。 ○利用者のニーズに答えるべく行事内容の充実を図る。			
【完了・廃止】			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標については、平成24年度に基準値を設定した状況から、今後の推移を継続的に把握すること。 ・アンケート調査の結果分析が不十分である。約4分の1の方が不安を抱えている状況であることから、不安解消に向け行政として対応すべきこと、対応できるものを整理し、施策展開に反映されたい。 ・健康福祉課との情報共有を強化されたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	3 2 . 0	対象年度	2 5	担 当 課	子ども家庭課	課長名	安部 直司
分野分類	健やかで安心なまちづくり							
政策10	子育て支援の充実							
施策32	児童虐待を防止するための対策							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	児童虐待に対する住民の理解度はまだ低く、身体的虐待のみと考えている人が多いのが現状です。
➤	実際に、身体的虐待以外にも養育の放棄等が多く、支援と見守りを要するケースが増加していることから、児童虐待に対する住民の理解度を高める必要があります。また、理解度の高まりが要保護児童の早期発見など、地域ぐるみの見守りに発展させていくことが必要です。
➤	要保護児童対策地域協議会は、調整機関として子育て支援センターが調整事務を行い、各学校等の教員、保健師等が支援対応に当たっているところです。
➤	児童虐待の早期発見と迅速な対応が必要なことから、子育て支援センターの組織強化が必要です。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	地域全体で児童虐待についての理解を深め、子どもが発信している小さなサインを見逃さない環境づくりに取組めます。
(2)	児童虐待の早期発見と迅速な対応を確保するため、関係機関や地域、子育て支援センターが強い連携をもてるネットワークづくりを推進します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	児童虐待の防止を推進するための啓発事業の展開
(2)	子育て支援センターの組織強化とネットワークづくり

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

児童虐待の防止を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	要保護児童及び保護者等
目 標	要保護児童数が増加している状況にあります。要保護児童対策協議会をはじめ、関係機関とともに支援と見守りを行いながら、要保護児童の終結に努めます。

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数	厚生労働省発表		56,384 件	59,919 件	66,807 件 (速報値)			
上記で宮城県の対応件数	厚生労働省発表			685 件	757 件 (速報値)			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・B.M)	取組総括	○美里町要保護対策地域協議会が中心となって、関係機関と連携して要保護児童を支援、見守りを続けた結果、42 ケース中、落ち着きを取り戻し終結に至るケースが 15 件と多くなった。児童への支援策は検討できるものの、保護者への支援策がなかなか検討できないのが課題となった。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○職員が研修会や関係機関と連携する中で、児童虐待に関する知識が向上した	○専門職の配置がない ○初期対応できる職員がいない
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○関係機関と連携が取れる ○要保護児童の情報を共有でき支援、見守りができる	
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
○関係機関と連携を取り、引き続き終結に向けて要保護児童への支援、見守りを継続する。 ○虐待の理解度を高くするため、広報紙、ホームページ、チラシ等で引き続き啓発活動を実施する。			
【完了・廃止】			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・本施策の目標は定性目標であることから「 具体的な取組」及び「 施策の意図」について、常に点検を行いながら着実に推進されたい。 ・健康福祉課との情報共有を強化されたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書 VOL.3

力強い産業がいきづくまちづくり

（産業、雇用などの視点）

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	33.0	対象年度	25	担 当 課	産業振興課	課長名	佐々木 榮一
分野分類	力強い産業がいきづまちづくり							
政策11	農林業の振興							
施策33	担い手を育成・確保するための対策							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤ 我が国の農業は食料の供給のみならず、水・緑・環境の維持や地域の再生を図る上でも重要です。
➤ 食料自給率は39％と低迷した状態にあり、農業経営の安定、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するため、農業者戸別所得補償制度が導入されました。
➤ 本町においては、ほ場の大区画化が進み認定農業者や集落営農組織等、担い手への農地の利用集積が図られ、米以外の作物では麦・大豆の生産が定着してきています。しかし、基幹的農業従事者の約6割が65歳以上となるなど、高齢化が進行しており、地域農業を維持していくためにも後継者の育成・確保が急務です。
➤ さらに、価格低迷、産地間競争の激化など、農業を取り巻く環境は一層厳しい状況にあり、本町の農業生産を担っている経営体を維持し、発展させるためにも、継続した支援が必要です。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1) 次代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図ります。
(2) 農業後継者の育成を、農業教育関係機関や各農業関係機関等と連携を図りながら支援します。
(3) 集落営農組織の法人化に向けた支援を行います。
(4) 個別経営体の経営改善の支援を各農業関係機関と連携を図りながら実施します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1) 新規就農者の育成支援
(2) 集落組織活動推進事業
(3) 生産組織等育成支援事業
(4) 農業者戸別所得補償制度推進事業(施策34、施策37と連携)
(5) 認定農業者連絡協議会事業
(6) 農商工連携や6次産業化の推進(施策35、施策39と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

経営感覚に優れた担い手や経営体の育成確保を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	農業経営者等			ベンチマーク (B M)		
指標名	認定農業者数(町内)					
指標の 考え方	基幹的農業従事者の約6割が65歳以上となるなど、高齢化が進行し、後継者不足が心配されていることから、平成22年度の実績値を維持することを目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	199人	200人	200人	200人	200人	200人
B M						
実績値	201人	194人	189人			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全国の認定農業者	農林水産省統計	3月	246,394人	237,428人				
宮城県の認定農業者	農林水産省統計	3月	6,210人	5,934人				
美里町の認定農業者(町外)含む			272人	245人	233人			
美里町の新規就農者数			0	2人	1人			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	平成 24 年度中に認定の終期を迎えた農業経営改善計画数のうち、再認定を受けた者が下回った。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		集落営農による取組 町内 3 地区で人・農地プランの作成	集落営農組織等が法人を設立した場合は、個人で認定農業者を取得する必要がなくなる。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		経営所得安定対策の実施	
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	6 次産業化総合支援事業により、食と農関連のビジネスの創出や新たな商品開発・販路拡大に必要な研修会を開催。		
	【継続事業(改善内容)】		
	認定農業者連絡協議会の事業を支援により担い手の確保や人農地プラン作成により地域の担い手として位置付け各種事業の取組を支援する。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・平成25年度に全地区の策定が終了予定の人・農地プランにより、農地集積及び担い手の明確化を着実に推進し、担い手の維持確保を図られたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	34.0	対象年度	25	担 当 課	産業振興課	課長名	佐々木 榮一
分野分類	力強い産業がいきづくまちづくり							
政策11	農林業の振興							
施策34	水田農業の安定生産と省力化・低コスト化の促進							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	ほ場整備事業の実施に伴い、認定農業者や集落営農組織等、担い手に農地の利用集積が進み、米を基幹に麦及び大豆の作付地の固定化や団地化が定着してきています。また、生産コストの低減・労力の軽減が進んでいます。
➤	今後は、新たな土地利用型作物の導入をはじめ、畜産農家との耕畜連携を図り、生産コストの低減と商品競争力のある水田農業経営の確立が求められています。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	基幹作物である水稻については、環境保全米の取組の推進を図り、消費者・需要者から求められる米づくりを推進します。
(2)	農業者戸別所得補償制度により、水稻を基幹に麦、大豆、飼料作物等の生産拡大とともに汎用水田の有効利用を図ります。
(3)	直播等の先進技術の導入による省力化・低コスト化に努めます。
(4)	国営かんがい排水事業等で整備された土地改良施設については、関係機関・団体との連携による管理体制を強化し、維持管理コストの縮減と施設の長寿命化を図ります。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	環境保全型農業支援事業(施策37と連携)
(2)	農業経営基盤強化促進事業
(3)	農業者戸別所得補償制度推進事業(施策33、施策37と連携)
(4)	病害虫等防除事業
(5)	ほ場整備促進事業
(6)	かんがい排水事業
(7)	土地改良施設管理事業

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

農業生産の省力化及び低コスト化を図る。
農地の利用集積率を向上させ、低コスト化を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	水稻農家及び農地			ベンチマーク (B M)		
指標名	直播等を導入した農地面積					
指標の 考え方	生産コストの低減、労力の軽減を図るため、直播等の先進技術を導入する農地面積の拡大を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	2 8 . 2 ha	3 2 . 6 ha	3 4 . 0 ha	3 5 . 0 ha	3 7 . 0 ha	4 0 . 0 ha
B M						
実績値	2 8 . 2 ha	3 2 . 6 ha	4 2 . 5 h a			

対 象	ほ場整備完了地内の農地			ベンチマーク (B M)		
指標名	農地利用集積率					
指標の 考え方	高いほ場整備率を生かし、農地の流動化を促進し生産コストの低減を図るため、人への農地利用集積率の向上を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	7 7 . 1 4 %	9 0 . 0 0 %	9 0 . 0 0 %	9 0 . 0 0 %	9 0 . 0 0 %	9 0 . 0 0 %
B M						
実績値	7 7 . 1 4 %	9 0 . 5 4 %	9 0 . 0 1 %			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
宮城県内水田整備状況 (20a区画以上水田整備面積)	農村整備部統計	4月	県内 65%	県内 65%	県内 66%			
			美里町 70%	美里町 71%	美里町 71%			
宮城県内水田整備状況 (50a区画以上水田整備面積) 大区画整備済水田面積	農村整備部統計	4月	県内 25%	県内 25%	県内 25%			
			美里町 72%	美里町 73%	美里町 73%			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	水稻の生産コストの低減を図る直播栽培の取組面積が拡大している。 ほ場整備促進事業、かんがい排水事業及び土地改良施設管理事業が一体となった取組を関係機関と協力しながら行うことにより、安定した水田農業経営が図られている。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○環境保全型農業支援事業 ・生産者の生産コストの低減と労力の軽減 ・ブランド化を見据えた将来設計が可能 ○ほ場整備促進事業 ・大型機械の導入による農産物の安定生産とそれに伴う農業所得の向上 ○かんがい排水事業 ・安定した農業生産の経営基盤の確立 ○土地改良施設管理事業 ・農産物への安定した水の供給	○環境保全型農業支援事業 ・安定収量の確保 ○ほ場整備促進事業 ・大型機械購入のための初期投資のリスク ○かんがい排水事業、土地改良施設管理事業 ・施設の維持管理及び修繕にかかる費用
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○環境保全型農業支援事業 ・根強い安全志向を持つ消費者の存在(特に都市部) ○ほ場整備促進事業 ・TPP開始に伴い流入する外国産農産物に対して、良品質のものを大量生産することで対応 ○かんがい排水事業、土地改良施設管理事業 ・異常気象に対応する安定した治水対策	○ほ場整備促進事業 ・農産物の大量生産による価格の下落 ○かんがい排水事業、土地改良施設管理事業 ・異常気象になった場合に起こりうる、想定外の施設が受けるダメージと、それを修復する際の費用
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	農地の中間的受け皿(県農地中間管理機構)による農地集積・基盤整備等の条件整備事業の導入を検討する。		
	【継続事業(改善内容)】		
	ハード面はもとより、関係機関と協力しながら、ソフト面からの指導にも力を入れていく。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成している。 ・稲作の直播等栽培については、市町村振興総合補助金(宮城県)の事業計画に掲げられている導入面積を確実に達成できるよう、今後も、適切な事業管理に努められたい。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	35.0	対象年度	25	担 当 課	産業振興課	課長名	佐々木 榮一
分野分類	力強い産業がいきづくまちづくり							
政策11	農林業の振興							
施策35	活力ある園芸産地の育成							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤ 本町には、全国的にも有数な生産量と質の良さを誇る「バラ」の生産施設など、施設園芸を経営の柱に取り組む大規模な経営体が見られます。
➤ 地域内で生産される農作物の消費拡大を促進し、地域内流通を高めるとともに、安心・安全な農作物を安定供給する取組みを推進することが必要です。
➤ 青果物は、気象条件などにより、販売価格に影響が出やすく価格補償の充実を図る必要があります。また、制度見直しにより価格補償の対象から除外される品目もあることから、事業を安定的に継続し、産地の維持・拡大を図っていかなければなりません。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1) 施設園芸については、園芸特産重点強化整備事業等の活用により、周年出荷体制の確立と団地化の推進により生産拡大を図り、特色のある産地化を目指します。
(2) 汎用水田の有効利用により、地域振興作物の生産を推進し、収量の確保と品質の向上を図り、産地化を目指します。
(3) 町の特産品である「北浦梨」の生産拡大を図り、また、新規導入作物の生産拡大を促進します。
(4) 農産物直売所(花野果市場等)への安定供給を行うため、町内農産物の供給確保に努めます。
(5) 契約栽培に取組み、農業経営の安定化を図ろうとする農業者の支援を行います。
(6) 町内農産物等を活用した6次産業化や農商工連携に取り組めます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1) 園芸生産組織等育成支援事業
(2) 園芸特産重点強化整備事業
(3) 農商工連携や6次産業化の推進(施策33、施策39と連携)
(4) 契約栽培モデル事業
(5) 果樹生産振興事業
(6) 宮城県青果物価格安定補償事業
(7) 産学官連携による特産品の開発(施策38、施策39、施策41と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

園芸作物の産地化を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	地域振興作物(11品目)			ベンチマーク (B M)		
指標名	地域振興作物の作付面積					
指標の 考え方	特色ある園芸の産地化を目指すため、汎用水田を利用した地域振興作物の園芸団地作付面積の拡大を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	2 1 h a	3 4 h a	3 5 h a	3 6 h a	3 8 h a	4 0 h a
B M						
実績値	2 1 h a	3 4 h a	3 1 h a			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
馬鈴薯作付面積	産地資金活用実績明細より	最終実績(3月)		13.4ha	13.5ha			
とうもろこし作付面積	産地資金活用実績明細より	最終実績(3月)		3.2ha	2.2ha			
里芋作付面積	産地資金活用実績明細より	最終実績(3月)		1.8ha	1.8ha			
長ねぎ作付面積	産地資金活用実績明細より	最終実績(3月)		4.4ha	4.4ha			
キャベツ作付面積	産地資金活用実績明細より	最終実績(3月)		3.3ha	2.8ha			
アスパラガス作付面積	産地資金活用実績明細より	最終実績(3月)		2.2ha	1.4ha			
枝豆作付面積	産地資金活用実績明細より	最終実績(3月)		1.6ha	1.9ha			
そら豆作付面積	産地資金活用実績明細より	最終実績(3月)		0.8ha	0.6ha			
ブロッコリー作付面積	産地資金活用実績明細より	最終実績(3月)		2.2ha	1.9ha			
玉ねぎ作付面積	産地資金活用実績明細より	最終実績(3月)		0.8ha	0.5ha			
にんじん作付面積	産地資金活用実績明細より	最終実績(3月)						
レタス作付面積	産地資金活用実績明細より	最終実績(3月)		0.4ha	0.1ha			
梨作付面積	JAmidoriの梨部 会員作付面積	受粉時(4月)		10.7ha	10.7ha			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○平成24年度において、園芸作物の新規納入先の確保のため、町内の新規立地企業に対し、試行的に長ねぎ等を納入し、販売先の獲得と拡充の足掛かりとした。この試行結果と契約栽培を推進する中で、販売先・金額が不透明な状況での農作物の生産は収入の見通しが立たないこと、新たな作物の生産において失敗した経験がある生産者が多いことなどが、生産者が新たな取組、作付面積の拡大に躊躇する要因の一つであると再認識でき、これら不安要素を如何に排除していくかが大事である。 ○町独自の付加価値のある生産物、新たな園芸作物の生産、販売に向け、様々な会議、研修会の場に出向き、町での支援内容、今後の取組内容についての説明や情報提供を行い、ある程度の周知は図られたと考える。 ○平成24年度の地域振興作物の園芸団地作付面積は3ha(約8%)減少したが、平成25年度から新たに「にんじん」が地域振興作物として追加され、7月現在で約3.5haの作付予定となっている。 「にんじん」の生産については、作付けの増加(予定)と平成25年度で補助事業を活用し生産機械等の整備をしている。このことがきっかけとなり、成功事例までに発展し、他の地域振興作物を含め生産規模の拡大と生産者の増加につながることを期待している。 ○生産者はもちろんのこと、町としても加工、流通、販売等の知識は、ノウハウはほとんどなく人任せにしてきた分野である。積極的にこれまで携わっていなかつた分野に取り組む生産者を探すのは困難であるが、TPP交渉参加の影響も考え、収入を増やすため、守るためにも、生産者だけではなく、町、関係団体も含め、新たな経営手法と知識の習得が急務である。 ○生産者は農作物を生産する際に、販売先(消費者、納入者等)が見えていないのが現状である。カルビーの馬鈴薯や生協向けの農産物に代表されるような生産者から販売先も含めた消費者まで顔が見える農業が、生産者の意識、意欲を高めることになりうると考える。 ○継続しているその他事業、取組については「向上させる」というよりは、「生産組織を維持する」「生産を止めないように」等現状維持が目的となっている。町担当者もだが、各団体、生産者も含めた意識改革が必要となり、これまで続けてきたことを無くすことは簡単なことではないが、事業、取組の必要性について見極めなければならない。 ○意欲ある生産者は、自分で自分の農業について考え、成長させるための戦略、方向性を見出していくが、全ての生産者がそうではない。町の支援の方向性として、どちらも平等に支援していくことは困難と考える。町全体を底上げするか、特化して成長、向上させていくのか、必要最低限の差別化と成長性を視野に入れ、検討が必要である。 ○消費者や販売先である企業の多様なニーズに敏感に反応し、個々の多種多様な価値観の違い、状況の変化に対応できる体制、情報収集の情報提供の仕組みを構築する必要がある。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 契約栽培総合支援事業補助金交付要綱の整備	○ 職員のスキル不足(新分野の手法、経験等) ○ 産業振興課内の業務分担 ○ 農業振興に関する制度、内容の情報取得が困難
	外部環境	【プラス要因】 ○町への新規立地企業の進出 ○「梨のピュール」の生産(商品開発研修会の開催) ○「にんじん」の作付増(にんじん生産用機械の導入) ○宮城大学との連携協定 ○TPP交渉への参加(チャンス) ・加工、流通等に係る生産物以外の価格の下落 ・品質、安全性の高い生産物の海外輸出	【マイナス要因】 ○生産者の生産意欲、意識の低下、高齢化 ○新しい分野へ取組む消極性(町、各団体、生産者等) ○農業関連の制度(国、県)の変化と実情とのアンマッチ ○消費者、納入先の要望(ニーズ)の多様化(高度化) ○TPP交渉への参加(リスク、アクシデント??) ・関税撤廃による生産物の価格の下落
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○販売先の獲得と拡充 新たな顧客層、販売先の獲得と拡充を目指し、食品関連産業、大手流通メーカなどへ、積極的な販売促進活動を展開していく。 ○契約栽培の普及と作付面積の拡大 汎用水田を有効利用し、新たに契約栽培に取り組む生産者及び契約栽培のために農産物の生産規模を拡大する生産者に対し、省力化及び収量の確保並びに初期投資及び労力の軽減を図るため総合的に支援を行い、地域振興作物の契約栽培を普及させ、安定した収量と品質による付加価値のある産地化を目指す。 ○新たな経営手法、知識の習得 園芸作物生産地の先進地を視察し、契約栽培など、新たな経営手法、生産物の知識とノウハウを高め、ほかの生産地と遜色ない高品質で、生産性の高い農産物を生産し、活力ある園芸産地を育成する。 ○6次産業化の推進 生産することで農業経営を安定させるだけでなく、加工から販売までの6次産業化により新たな経営手法を取り入れ所得の向上を図り、様々な面から商品開発など美里町独自のカラーを追求していく。 ○組織の育成 園芸組織を継続的に支援するとともに、地産地消推進の中核として、組織の育成と町の地産地消に一層の協力を求めている。更には、産地として連担団地による集団栽培を推進し、栽培技術、品質を高め、相互の協力により、複合的な農業経営の安定と、産地としての産地力と将来性を高めていく。		

	○新技術と新種の導入 果樹生産振興事業として、平成25年度から3年間、新技術の導入や高樹齢化した木の更新を行う意欲的な生産者に対し、梨の苗木導入の経費の一部を支援し、計画的に苗木の新植、改植を行うように推進する。 ○新たな特産品、商品の開発 平成25年度に取り組んでいる、特産品の梨を利用した商品開発研修会のような新たな商品、美里町の独自性を出せる魅力ある商品を具体化するため6次産業化を念頭におき、継続して研修会の企画や計画の立案を行っていく。 ○振興作物の絞り込み 現在ある11品目の地域振興作物について見直し又は絞り込みを行い、その中でも美里町で特色を出せる作物の園芸団地化を強力に推進し、生産者、各団体と協力して産地化を目指す。 ○生産者 消費者の交流、結びつき 町、生産者、各団体、消費者、販売先等の結び付きを強め、生産から消費まですべてに携わる人たちの顔が見える農業の実践と販売先の獲得のためとしても、農業体験等の交流事業の創出を検討していく。 ○外部指導、外部評価を導入した意識改革と体制整備 新しい農業、成長を止めない農業の振興を目指し、生産者、町、各団体が今までの成果で満足せず成長力を高めること、また、旧態以前の農業から脱却することも必要である。そのためには、先進地の視察等を実施しながら、同分野の研修だけではなく、外部から、これまでにはない手法、考え方などを習得することを目的とし、農業コンサル等、外部からの指導、評価を取り入れることも検討していく。
	【完了・廃止】
	○「契約栽培モデル支援事業」については、平成25年度から実施する「契約栽培総合支援事業」の中で、契約栽培に取り組む農業者を支援する。

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙 「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマリーレビューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・園芸の作付面積は伸びていない状況であるが、新たな品目に着手するなどの取組が進んでいる。 ・今後は、次の段階として、果樹も含めた園芸の6次産業化に向けた取組に着手されたい。 ・また、地域振興作物が現在11品目となり、今後、産地化に向けた絞り込みも必要ではないかと考える。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	36.0	対象年度	25	担 当 課	産業振興課	課長名	佐々木 榮一
分野分類	力強い産業がいきづくまちづくり							
政策11	農林業の振興							
施策36	畜産経営の確立							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤ 飼養農家の高齢化、後継者不足による農家戸数及び飼養頭数が減少しています。
➤ 口蹄疫やＢＳＥ、アカバネ病等の防疫と発生時における関係機関との連携強化が必要です。
➤ 消費者の信頼に応え、食の安全・安心の確保が、より一層求められています。
➤ また、飼料用米の稲わらの利用など、飼料自給率の向上を図るため耕畜連携の取組みを促進しなければなりません。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1) 和牛改良の推進、優良系統素牛導入、飼養管理能力の向上を推進するとともに、耕畜連携により粗飼料自給率の向上を図ります。
(2) 口蹄疫やアカバネ病の被害を未然に防止するため、ワクチン接種率の向上及び家畜防疫の徹底を図ります。
(3) 家畜排せつ物の処理管理の適正化に努めます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1) 畜産組織育成事業
(2) 肥育素牛導入支援事業
(3) 優良繁殖牛導入支援事業
(4) 家畜防疫対策事業

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

畜産経営の安定化を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	畜産農家等			ベンチマーク (B M)	宮城農林水産統計年報による肉用牛の市町村平均頭数を設定	
指標名	肉用牛の飼養頭数					
指標の考え方	後継者不足等により畜産農家戸数が減少しています。経営規模の拡大を図りながら、肉用牛の飼養頭数を維持していくことを目標としました。					
目標又は基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	1 , 9 7 5頭	1 , 9 7 5頭	2 , 0 0 0頭	2 , 0 0 0頭	2 , 0 0 0頭	2 , 0 0 0頭
B M	3 , 1 7 1頭	2 , 9 6 2頭	2 , 9 5 7頭			
実績値	1 , 9 7 5頭	1 , 9 7 5頭	1 , 9 5 6頭			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全国における肉用牛の飼養戸数	農林水産統計	2月	74,400戸	69,600戸	65,200戸			
全国における肉用牛の飼養頭数	農林水産統計	2月	2,892千頭	2,763千頭	2,723千頭			
全国における肉用牛の1戸当たり飼養頭数	農林水産統計	2月	38.9頭	39.7頭	41.8頭			
美里町における肉用牛の1戸当たり飼養頭数	家畜改良関係頭羽数調査	2月	13.9頭	14.2頭	15.7頭			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○肉用牛飼養頭数は、目標値に対し44頭下回る結果となった。また、飼養戸数については、平成20年度144戸に対し平成24年度は130戸と14戸減少しており、年々減少傾向にある。 ○通常は各々活動している4つの畜産組織(小牛田和牛改良組合、南郷和牛改良組合、肥育牛生産組合小牛田支部、肥育牛生産組合南郷支部)において、情報交換を目的とした交流の場を設けることにより、お互いの畜産経営に対する意識の向上を促した。 ○家畜防疫の徹底により、近年病気の発生は見受けられない。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○各々の経営意識の向上 ○経営規模拡大を目指す意欲のある畜産農家の台頭 ○家畜防疫の重要性を再確認	○畜産農家の高齢化と後継者不足 ○東日本大震災後、経営意力の減退が見受けられる畜産農家の存在 ○生産者を始め、それをバックアップする必要性がある関係機関におけるマーケティング体制の脆弱さ
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
○茂洋産子の人気 ○解消されつつある東日本大震災関連による風評被害 ○市場における子牛取引価格が高値で推移 ○次回の全国和牛能力共進会が宮城県で開催		○未だに残る農畜産物に対する東日本大震災関連の風評被害 ○国産牛肉は高価なイメージを持たれがちなため、販売成果が経済状況に左右されやすい	
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○品質の良いものを育てる、導入することへのバックアップを続けるとともに、その後の販売に対しても目を向け、販路の拡大及び多様性を関係機関と協力しながら模索していく。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・維持目標となる飼養頭数については、微減している傾向にあることから、町内4つの畜産組織との目標の共有化を図られたい。 ・畜産組織育成事業の事業要件に各飼養頭数の導入目標値を設定するなど、目標達成に向けた具体的な手法を検討されたい。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	37.0	対象年度	25	担 当 課	産業振興課	課長名	佐々木 榮一
分野分類	力強い産業がいきづくまちづくり							
政策11	農林業の振興							
施策37	食の安全・安心の確保							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、放射能による食の安全・安心に対する消費者の関心が、より一層高まっています。
➤	消費者の信頼に応え、食の安全・安心の確保に一層努めていかなければなりません。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	安全・安心な生産物・加工品の供給を基本に、食品品質表示及び栽培・生産履歴の徹底に努めるとともに、放射能物質の検査体制の整備を図ります。
(2)	環境保全型稲作技術の標準化を目指し環境保全米づくりを促進します。
(3)	耕畜連携による良好な土づくりを推進します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	放射能測定検査体制の整備(施策46と連携)
(2)	農業者戸別所得補償制度を活用した環境保全米の推進(施策33、34と連携)
(3)	環境保全型農業支援事業(施策34と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

安全・安心な食を確保する。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	農業経営者			ベンチマーク (BM)		
指標名	環境保全米の作付面積					
指標の 考え方	環境保全型稲作技術の導入及び標準化を図り、安全・安心な米づくりを推進するため、環境保全米の作付面積の拡大を 目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	8 0 0 ha	8 0 0 ha	1 , 0 0 0 ha	1 , 1 0 0 ha	1 , 4 0 0 ha	1 , 7 0 0 ha
BM						
実績値	8 1 8 ha	8 8 0 ha	8 2 1 ha			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
宮城県の環境保全米作付面積			27,884ha	25,348ha	28,583ha			
美里町の JAS 有機米作付面積			16.8ha	39.7ha	43.2ha			
美里町のパルシステム米作付面積			133.9ha	116.7ha	122.4ha			
美里町の環境保全型農業直接支払交付金実績面積			—	55.1ha	59.6ha			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	環境保全米は生産資材の限定による難防除雑草や資材価格の高騰により作付面積が減少している。また、パルシステム米は放射性物質の影響や消費者の低価格米志向による販売減少のため、作付け面積は横ばいとなっている。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		・環境に優しく、自然環境に近い圃場状態を保てる ・安全・安心な米の提供が可能 ・ブランド化を見据えた将来設計が可能	
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		・根強い安全志向を持つ消費者の存在 (特に都市部)	・東日本大震災による風評被害による基準値の改正
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業 (改善内容)】			
関係機関と協力しながら、東日本大震災による風評被害からの脱却を目指す。さらには、厳しくなった基準値をクリアすることにより、それを逆手にとった販売戦略を練っていく。			
【完了・廃止】			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・環境保全米の目標達成に向けては、JAみどりのとの連携強化が不可欠である。また、目標値は、現状から倍以上の野心的目標であることから、今後の推進方策について、早急に再構築を図られるとともに戸別所得補償制度の運用方法を再確認されたい。 ・引き続き、放射能測定検査体制の整備実施に努められたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	38.0	対象年度	25	担当課	産業振興課	課長名	佐々木 榮一
分野分類	力強い産業がいきづくまちづくり							
政策11	農林業の振興							
施策38	豊かでにぎわいのある農業農村生活の推進							
分野別計画	美里町農業振興地域整備計画							
行革関連項目	3.地方公営企業等の経営安定化 (1)地方公営企業等の経営安定化 第三セクターの経営改善							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤ 本町の生産基盤である農地を十分に生かし、基幹産業である農業の活性化と農業経営基盤の強化を図るため、農業振興計画に基づき、関係機関との連携のもと、農業施策を展開してきました。
➤ 消費者ニーズに応じた農業の展開、地産地消の促進、都市と農村との交流連携を深めるとともに、付加価値を高める農畜産加工品の取組みが求められています。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1) 農産物直売所(花野果市場)をヒトとモノ、情報が行き交う拠点と位置づけ、一層の充実を図ります。
(2) イベントの開催や農業体験などを通して、都市と農村及び消費者と生産者の交流を促進します。
(3) 地産地消の促進及び食育を推進する観点から、学校給食で可能な限り、町内産農畜産物の使用を促進するとともに、併せて、安定した供給体制を確立します。
(4) 魅力ある農業農村を築くため、快適な農村生活環境、公園及び周辺の緑豊かな景観づくりを目指します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1) 都市の農村及び消費者と生産者の交流促進(施策58と連携)
(2) 農産物直売所(花野果市場)施設管理事業(施策41と連携)
(3) 交流の森・交流館(でんえん土田畑村)施設管理事業(施策41と連携)
(4) 町民農園(生きがい農園)施設管理事業
(5) 地産地消の推進(施策10と連携)
(6) 産学官連携による特産品の開発(施策35、施策39、施策41と連携)
(7) 農地・水保全管理対策事業
(8) 農業振興地域整備計画の策定
(9) 農村婦人の家施設管理事業
(10) 松くい虫防除事業

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

豊かでにぎわいのある農業農村生活を築く。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	消費者及び生産者			ベンチマーク (BM)	平成２４年宮城県観光統計に記載されている直売施設(道の駅含む。)の入込客数の県内平均(最大１７施設)	
指標名	農産物直売所「花野果市場」の来客数					
指標の考え方	消費者と生産者の交流など、ヒト・モノ・情報が行き交うことは、豊かでにぎわいのある農業農村生活につながります。その拠点の一つとして、花野果市場の来客数を今後も維持していくことを目標としました。					
目標又は基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	317,000 人	268,000 人	300,000 人	300,000 人	300,000 人	300,000 人
B M	435,264 人	435,148 人				
実績値	317,393 人	268,085 人	267,904 人			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
BMの内、大崎管内平均	宮城県観光統計	12月	1,039,686人	987,927人				
BMの内、「あ・ら伊達な道の駅」を除いた県内平均	宮城県観光統計	12月	243,854人	239,805人				
BMの内、「あ・ら伊達な道の駅」を除いた大崎平均	宮城県観光統計	12月	220,304人	195,474人				
交流の森・交流館における宿泊者数	指定管理者からの事業報告	4月	2,237 人	10,568 人	3,858 人			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○地産地消については、平成21年度から23年度の3年計画で地産地消推進委員会を開催し、地産地消の推進、町内学校給食での食材の利用を増やすことが審議された。また、地産地消計画の見直しが行われた。 ○農産物直売所への来客数は、目標値に対して32,096人下回る結果となった。しかしながら、「あ・ら伊達な道の駅」の多大な入込客数(平成23年度実績)を除いた県内及び大崎平均値よりも上回っている。 ○農産物直売所の指定管理者である(有)花野果市場に対し聞き取りした結果、想定される来客数の減少理由は以下のとおりである。 ・石巻市からの今まで利用していた人の顔が見受けられなくなった。平成23年3月の東日本大震災による影響(転居又は仮設住宅暮らし)が続いているのではないか。 ・近隣スーパーとの価格差が無い価格設定となってきた農産物が増えている。 ○(有)花野果市場では、例年と同様に独自イベントは開催しているものの、新たな誘客につながらなかったと考える。商品説明などの店内ポップの活用も少ないと感じる。 ○交流の森・交流館の宿泊人数は、平成23年度が震災復旧・復興等の特需により10,568人と突出しており、平成24年度も3,000人台後半を維持することができた。しかしながら、まだ震災復興関係者の利用が多くを占めている。 平成24年度は施設内のハーブ刈取体験、ハーブを使った工芸品等の作成体験を計画していたが、平成23年度と同様に震災復興関係の利用者の対応などが優先となり、実施することができなかった。 ○農地・水保全管理については、平成24年度(2期対策)に新たに9地域増加し、活動が町内全域までに広がり、農地やその周辺も含めた環境整備や景観形成への取組が進んだ。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○農産物直売所 ・指定管理者による独自の発想と事業展開 ○交流の森・交流館 ・指定管理者による利用の受入れ体制の柔軟性 ○農地・水保全管理 ・土地改良区との連携	○地産地消 ・行政内部の調整力不足 ○農産物直売所 ・販売面積の不足 ○交流の森・交流館 ・施設の老朽化 ・宿泊料金に魅力がない(安くはない。)。 ・誘客の企画力不足
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○農産物直売所 ・消費者ニーズへの対応(多品目・鮮度) ・消費者との信頼(生産者が明確) ○交流の森・交流館 ・震災復興関係者の利用 ○農地・水保全管理 ・取組未実施地域での気運の高まり	○農産物直売所 ・震災関連の風評被害 ・直売所の増加や買い物も含めたレジャーの多様化 ・デフレ、近隣スーパーの価格競争 ○交流の森・交流館 ・景気悪化を反映した企業による利用の減少と家庭でのレジャー控え

今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】
	【継続事業(改善内容)】
	○町内学校給食において、可能な限り町内産農畜産物の使用を促進する。 平成25年度において契約栽培による「にんじん」の作付面積が拡大していることから、生産者の所得の向上と、給食費の縮減を目指し、規格外の「にんじん」利用の検討を進める。
	○農産物直売所については、今まで以上に、指定管理者による新たな独自イベントの開催や、近隣スーパー等の価格リサーチ、店内掲示板等を利用し情報発信や利用客のニーズを取り込みつつ、販売している農産物の他との差異、優位性をアピールし、来客数の増加につなげる。
	○交流の森・交流館については、平成26年3月末で現在の指定管理期間が終了となるため、平成25年度中に新たな指定管理者を選定するにあたり、指定管理者の事業計画、特に誘客策について十分検討しなければならない。また、平成6年のオープンから19年が経過していることやログハウスの性格上、経年劣化が随所で見受けられる。ここ数年は施設修繕や設備更新に多くの経費を要しており、今後、施設そのものの存続を含め、検討する必要がある。
【完了・廃止】	
○農業振興地域整備計画作成事業については、平成25年度(平成24年度繰越事業)に計画書の印刷製本の完了をもって事業完了とする。	

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

- ・目標は、達成できていない。
- ・花野果市場の来客数は減少の一途となっている。減少要因として沿岸部からの来客者が挙げられているが、約20%近い減少の理由として捉えるのは、難しい面があるのではないか。
- ・また、近隣スーパーとの価格差が要因として掲げられているが、価格調査や店舗展示、品質管理など、運営開始から相当程度期間が経過していることから、今後の運営の在り方など、指定管理者と調整されたい。
- ・交流の森、交流館について、施設改修を含めた議論の活性化を図られたい。
- ・地産地消の事業については、事業の見える化を促進するなどの対応を図られたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	39.0	対象年度	25	担当課	産業振興課	課長名	佐々木 榮一
分野分類	力強い産業がいきづまちづくり							
政策12	商工サービス業の振興							
施策39	商業・サービス業を振興させるための対策							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】
➤ 長引く景気低迷、郊外型の大規模小売店との競合により、地元商店街の売上は伸び悩んでいます。また、後継者不足、資金繰り等の諸問題が発生しています。 ➤ これらの課題に対応するには、これまでの経営に対する意識の変革や時代の変化に柔軟に対応することが不可欠となっています。 ➤ 事業者自らが改革へ取り組むことによって、経営力の向上、後継者不足等の諸課題の解決が期待されます。 ➤ 改革に取り組んでいる事業者に対して、商工会と連携した経営指導や外部専門家を活用した支援等が求められます。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】
(1) 商店街の実態と課題を調査し、商店街の「あるべき姿」を検討し、消費者ニーズにきめ細かに応じた展開を推進します。 (2) 商工会と連携し、経営革新、農商工連携、知的財産、下請取引等に関する支援を強化し、経営基盤の強化を図ります。 (3) 高齢化等の社会問題に対応したサービス展開を推進し、地域に密着した身近な商店街づくりを推進します。 (4) 異業種交流を促進するとともに、農業等との連携による特産品開発やブランド化を支援します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】
(1) 商店街等の回遊性を高めるための支援 (2) 事業者変革活動への支援 (3) 経営相談、経営指導による支援 (4) 資金調達への支援 (5) 高齢者世帯等の生活支援サービスの検討 (6) 異業種交流の促進(施策33、施策35と連携) (7) 特産品の開発支援、販路拡大に向けた支援(施策41と連携) (8) 産学官連携による取組の推進(施策35、施策38と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】
地域に密着した身近な商店街づくりを図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】						
対 象	町内の商店街			ベンチマーク (BM)	涌谷町の商店街会員数を設定	
指標名	町内の商店街会員数					
指標の考え方	地域に密着した身近な商店街の存在が、改めて見直されています。このことから、町内商店街会員数を維持していくことを目標としました。					
目標又は基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	2 2 3	1 5 4	1 5 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0
BM	1 4 0	1 4 0	1 4 0			
実績値	2 2 3	1 5 4	1 4 8			

【 主要な目標を補足する統計資料等】								
情報名称	根拠	時期	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
宮城県商工会所在地の小規模事業者数	宮城県商工会連合会資料	4月	33,610	33,529	33,219			

【 施策に対する自己評価】						
自己評価 (目標BM)	取組総括	○町内商店街の会員数を維持していくことを目標としたが、目標に対し2人減、前年対比6人減となった。原因としては経営者の高齢化等による廃業によるものが多い。 ○ベンチマークとした涌谷町の商店街の会員数は、横ばいで推移している。 ○商工会では、今年度から3年間の行動計画を策定し、経営指導の強化、組織体制改革、財政改革に取り組み始めた。また、商工青年部が組織強化策の検討や経営力向上の勉強会等に取り組み始めた。 ○平成24年度から中小企業経営力強化支援法により、専門家の指導や創業支援、商品開発等の支援体制が強化された。これらの支援メニューを活用して、積極的に経営分析に取り組んでいる事業者はいるが、ステップアップし、経営革新計画の策定までは進めないようである。 ○平成24年度の政策評価において商店街の活性化に向けたビジョンの欠如が指摘された。今後どのような形で商店街を存続させていくのか検討するため、宮城大学の力を借り、まずは駅前商店街の経営者の意識調査や地域ニーズ等の実態調査から実施できないかと考えている。 ○今年度の二郷地区の商店街街路灯省エネルギー化事業の実施により、町内商店会等で維持管理している街路灯の省エネ電球の交換が完了する。 ○商品開発支援としては、平成24年度、商工会でフードコーディネーター派遣による米粉利用の商品開発の支援を行った。今年度は、農産園芸係が中心となり取り組んでいる梨の商品化研修に取り組みたいという飲食店等も出てきている。商業だけでなく農業や農業から生まれる食や観光等総合的な推進が必要である。				
	内部要因	<table><tr><th>【プラス要因】</th><th>【マイナス要因】</th></tr><tr><td> ○地元の店ならではの顔の見える信頼関係 ○商工会は身近な相談窓口 ○宮城大学との地域連携協定 ○農業等との連携による商品開発 </td><td> ○消費者ニーズへの対応不足 ○事業者の高齢化・後継者不在 ○事業者のやる気低下、経営力不足 ○若い人材の不足 ○廃業が増加し、開業が少ない。 </td></tr></table>	【プラス要因】	【マイナス要因】	○地元の店ならではの顔の見える信頼関係 ○商工会は身近な相談窓口 ○宮城大学との地域連携協定 ○農業等との連携による商品開発	○消費者ニーズへの対応不足 ○事業者の高齢化・後継者不在 ○事業者のやる気低下、経営力不足 ○若い人材の不足 ○廃業が増加し、開業が少ない。
		【プラス要因】	【マイナス要因】			
	○地元の店ならではの顔の見える信頼関係 ○商工会は身近な相談窓口 ○宮城大学との地域連携協定 ○農業等との連携による商品開発	○消費者ニーズへの対応不足 ○事業者の高齢化・後継者不在 ○事業者のやる気低下、経営力不足 ○若い人材の不足 ○廃業が増加し、開業が少ない。				
	外部環境	<table><tr><th>【プラス要因】</th><th>【マイナス要因】</th></tr><tr><td> ○駅東地区の住民の増加 ○国・県の商店・商店街の施設等復旧に関する補助制度 ○意欲のある事業者、組織への支援メニューの増加 ○高齢化等に対応するサービス展開の可能性 </td><td> ○空き店舗は増えているが、住居兼店舗で活用ができない。 ○駐車場スペースが少ない ○ショッピングセンターの出店 ○インターネットやカタログでのショッピング増加 </td></tr></table>	【プラス要因】	【マイナス要因】	○駅東地区の住民の増加 ○国・県の商店・商店街の施設等復旧に関する補助制度 ○意欲のある事業者、組織への支援メニューの増加 ○高齢化等に対応するサービス展開の可能性	○空き店舗は増えているが、住居兼店舗で活用ができない。 ○駐車場スペースが少ない ○ショッピングセンターの出店 ○インターネットやカタログでのショッピング増加
【プラス要因】		【マイナス要因】				
○駅東地区の住民の増加 ○国・県の商店・商店街の施設等復旧に関する補助制度 ○意欲のある事業者、組織への支援メニューの増加 ○高齢化等に対応するサービス展開の可能性	○空き店舗は増えているが、住居兼店舗で活用ができない。 ○駐車場スペースが少ない ○ショッピングセンターの出店 ○インターネットやカタログでのショッピング増加					
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】					
	○消費購買意欲の拡大と町内事業所の売上向上、地域経済の活性化のため、割増商品券発行事業の実施を支援する。					
	【継続事業(改善内容)】					
	○震災復旧関係の施設整備補助金や融資等により、落ち着きを取り戻しているようだが、今後のフォローアップが必要と思われる。商工会への支援を継続するにあたっては、随時情報交換を行い、事業の見直しを行いながら、活動の支援を行っていく。					
	【完了・廃止】					
	○商店街活性化事業(商店街街路灯省エネルギー化事業補助金)については、完了する。					

【 翌年度以降の事務事業編成】	別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり
-----------------	--------------------------

【 サマリービューの結果】
・目標は、達成できていない。 ・本施策の推進のため、商工会策定の行動計画に積極的な関わりを持つとともに、目標の共有化を図られたい。 ・他市町村の商工会への補助金支出の条件などを調査するとともに、補助金支出が経済的手法として最大限成果発揮できるよう、制度の見直しを逐次進められたい。また、支援対象を今後も商工会中心で行うのか、あるいは、多様化を図るのかについても検討されたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	40.0	対象年度	25	担当課	産業振興課	課長名	佐々木 榮一
分野分類	力強い産業がいきづまづくり							
政策42	商工サービス業の振興							
施策40	工業を振興させるための対策							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	自動車関連産業、高度電子関連産業及び食品関連産業の宮城県内への集積が進んでいます。
➤	自動車や高度電子関連産業への参入拡大を図るため、平成20年度に1社、平成23年度に2社に対し、設備投資の支援を行ってきました。
➤	今後も、宮城県、関係機関・団体と連携した誘致活動の展開が求められます。
➤	町内企業においては、急速に変化する経済環境に対応できる経営基盤の強化が求められています。
➤	国・県等の各種支援事業を活用している企業は一部にとどまっていることから、ニーズの把握に努め、各種事業とのマッチングを図る体制が必要です。
➤	国土交通省が平成21年8月に決定した東北圏広域地方計画において、「美里町における既存鉄道網等と港湾を活用した検討等、物流に関する調査・研究を促進する。」とされています。
➤	宮城県が平成22年3月に決定した大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、「小牛田地域には、鉄道を活用した物流拠点の整備を促進し、環境にやさしい産業活動、輸送システムの拠点を形成する。」とされています。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	商工会と連携し、ものづくり研究開発支援、知的財産下請取引、省エネ化、IT活用等に関する支援を行い、中小企業の経営基盤の強化を図ります。
(2)	企業ニーズや動向を把握し、各支援機関や支援策などとのマッチングを図る体制を整備します。
(3)	起業や新規分野を開拓する意欲ある企業への支援を図ります。
(4)	積極的な誘致活動を継続し、新規企業の進出や既存企業の規模拡大が円滑に進められるよう支援します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	中小企業者の経営相談、経営指導支援の実施
(2)	中小企業者の資金調達支援
(3)	企業OB等を活用した、経営支援の実施
(4)	企業誘致活動の展開(施策42と連携)
(5)	企業立地セミナーの開催
(6)	鉄道を活用した物流拠点の整備促進活動

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

中小企業の経営基盤の強化を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	製造業等の事業所			ベンチマーク (B M)	涌谷町の製造品出荷額を設定	
指標名	町内製造品等出荷額					
指標の 考え方	町内企業の活性化を支援するとともに企業誘致の実現により、製造品出荷額の増加を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	2 4 4億円	2 4 7億円	2 5 0億円	2 6 0億円	2 7 0億円	2 8 0億円
B M	3 2 1億円	4 6 0億円	6 1 2億円			
実績値	2 4 4億円 (H21 年値)	2 4 7億円 (H22 年値)	2 7 3億円 (H23 年値)			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
県内製造品出荷額	宮城県工業統計調査	2月	29,441 億円	35,589 億円	27,564 億円			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○ 直近値である平成23年度の町内製造品等出荷額は、目標値を上回った。 ○ ベンチマークとした涌谷町の製造品出荷額は大幅に増加している。県内の製造品出荷額は、自動車産業を中心とした進出企業の集積による増加がみられる反面、震災による沿岸部の生産の落ち込みにより大幅な減少となっている。 ○ 平成24年度から今年度にかけて食品製造関連企業が3社、包装資材販売企業、ショッピングセンターの新規立地があった。また、国の復興特区制度(宮城県民間投資促進特区)や県の施設の復旧・整備に対する支援制度を活用し、工場を増設した企業が3社あるほか、機械設備等導入による大規模な設備投資を行った企業も2社あり、既存企業において事業拡大があった。これらの企業に対して、復興特区法による課税免除及び企業立地促進奨励金制度による支援を行った。 ○ 外部環境の変化による経営状況の悪化や一時的な資金需要に対して金融機関等と協調した融資制度の充実が必要である。震災後は、日本政策金融公庫の災害融資が多く利用されたため、利子補給を行い、利用者の負担軽減を図っている。平成25年度に入り、町の中小企業振興資金の利用が多くなっており、今後も事業者ニーズの把握に努めながら支援を継続する。 ○ 中小企業経営力強化支援法により、経営や技術に関する専門指導など企業の事業展開をバックアップできる体制が強化されているので、積極的な活用を推進している。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 企業の新規立地による地域経済の活性化 ○ 農業等との連携による新たな展開の可能性 ○ 既存企業の設備投資の増加 ○ 復興特需による一部業種の経営状況が好調	○ 工場用地の確保が困難 ○ 若者流出による労働力確保
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 国・県の政策的支援 ○ 震災後、製造業の生産拠点をリスク分散により内陸部に移行の傾向 ○ 自動車関連企業の需要が見込まれる。	○ 中小企業金融円滑化法の適用期限の終了による今後の資金繰りの不安 ○ 製造業の海外シフトによる影響 ○ 取引先親企業の経営方針による影響を大きく受ける。 ○ エネルギーコストの上昇
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○ 企業立地及び既存企業の事業拡大は、地域経済や雇用を支えることから、今後も工場等を新增設する企業に対する企業立地促進奨励金や国県の立地補助制度、復興特区を活用した立地促進を図る。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成している。 ・今後も、町の遊休資産や復興特区制度の効果的な活用により、一層の推進を図られたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	41.0	対象年度	25	担当課	産業振興課	課長名	佐々木 栄一
分野分類	力強い産業がいきづまちづくり							
政策13	観光・物産の振興							
施策41	観光・物産を振興させるための対策							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

- 観光資源の発掘と観光ネットワークの形成については、平成20年度に県内初の実施となった仙台・宮城デスティネーションキャンペーンなどの取組みを通じ展開してきました。
- また、美里町物産観光協会の設立を支援し、同協会との連携により首都圏での物産展の開催や観光PRイベントを実施しています。
- 観光関係者などが中心となり、福島県会津美里町との新たな交流が進められています。
- 観光物産の振興のためには、民間のノウハウを生かし、本町の特性を生かした体験型・学習型の観光等、新たな視点による事業展開が必要です。
- また、本町の農産物は貴重な観光資源でもあることから、ブランド化に向けた取組が求められています。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

- (1) 民間活力により、地域産業に結びついた観光物産振興事業を推進します。
- (2) 近隣市町との連携による広域観光を推進します。
- (3) 美里ブランドとして特産物の積極的な情報発信を行うとともに販路拡大に取組みます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

- (1) 地域資源の再発見、掘り起こし活動の支援
- (2) 物産・観光関連組織の支援(施策38と連携)
- (3) 各種観光イベントの開催支援
- (4) 各種情報媒体を利用したPR活動の充実
- (5) 近隣市町との連携による広域観光の推進
- (6) 町の農産物等を活用した特産品の開発支援、販路拡大への支援(施策35、施策38、施策39と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

入込客数を増加させる。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	観光客等			ベンチマーク (B M)	宮城県観光統計による観光客入込客数の 県平均値を設定	
指標名	観光客入込客数					
指標の 考え方	観光産業は裾野の広い産業と言われていることから、観光客入込客数の増加を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	426,943 人	385,000 人	426,000 人	445,000 人	447,000 人	450,000 人
B M	386,459 人	401,254 人	404,951 人			
実績値	426,943 人	327,935 人	372,470 人			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
観光客入込客数(宮城県)	宮城県観光統計		61,285, 千人	43,157 千人	52,082 千人			
観光客入込客数(大崎地域)	宮城県観光統計		9,973 千人	8,854 千人	9,386 千人			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○観光客入込客数は、目標値に対し、53,530人下回る結果となった。平成23年度に震災後のイベント自粛や花野果市場の来客数減少により大きく落ち込んだ実績値は、回復しないものの平成24年度には44,535人増加している。これは、新たに実施した「えきフェス MISATO」や前年度中止したイベント開催が主な要因である。 ○ベンチマークとした県平均では、沿岸市町の大幅な増加が要因となり、全体での落ち込みは見られず前年対3,697人と増加傾向にある。 ○仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの新たな取組として、パラフェスティバル、山神社あじさいまつりを実施した。パラフェスティバルでは、パラを求める町外からの来場者が圧倒的に多く、パラの魅力を再認識した。また、山神社のあじさいについても「初めて知った」との声が聞かれ、山神社の新たなPRにつながった。いろいろな角度から地域資源を見直しながら、目標達成に向けて新たな取組の創出が必要である。 ○県内沿岸部の中学校の体験学習の受入れを実施した。(平成24年度1校、平成25年度1校)。本町の規模では受入人数に限界があり、体験から宿泊まで全ての行程を単独で受入れることは難しいため、涌谷町と連携した体験メニューを企画・実施した。今後、持続的に事業を展開するためには、近隣市町村が必要である。 ○物産振興として県内のイベントを中心に出席しPRを行っているが、販路拡大までにつなげていない。 ○物産観光協会は、設立当初から法人化が検討されてきたが、ベースとなる収入確保が難しく、現在も任意団体として活動している。今後、教育旅行をはじめとする旅行商品の造成や物産販売等を収益事業に結びつけるためには、民間の積極的な関わりが必要であり、物産観光協会の組織強化が必要である。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○花野果市場の集客力 ○農家レストランの集客が増加傾向 ○食品関連企業の新規立地 ○宮城大学との地域連携協定 ○新規立地小売スーパーでの地場産品販売 ○SL運行の拠点になる「小牛田駅」がある	○職員のマーケティング能力の向上が必要 ○農業農村部門との連携が弱い ○関係団体との意思疎通が弱い ○でんえん土田畑村の老朽化 ○宿泊施設が少ない ○物産観光協会の自立的な運営 ○伝統的、文化的観光資源が少ない
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○仙台・宮城DCの継続実施 ○被災地応援ツアー等による旅行客の増加 ○県で教育旅行の誘客活動を強化 ○自然や食文化を生かした体験型観光の要望の高まり ○農業の6次産業化の進展	○市町村間の広域連携が弱い ○中山間地域を中心としたグリーンツーリズムの活性化
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○美里町の農業と食文化を活用した体験型・学習型の観光に着目し、教育旅行等の受入れを試験的に実施しながら、受入態勢の整備を図る。 ○物産観光協会の持続的運営が行われるよう法人化を支援する。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

- ・目標は、達成できていない。
- ・本目標の達成には、施策38との連携が不可欠である。目標達成のためには、まずは、花野果市場の来客数を確保すること、その上で各種事業の展開による集客が必要となる。
- ・また、推進母体の育成が不可欠であることから、物産観光協会の法人化を支援するとともに経営基盤の強化を図りたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	4 2 . 0	対象年度	2 5	担当課	産業振興課	課長名	佐々木 榮一
分野分類	力強い産業がいきづくまちづくり							
政策14	雇用の創造							
施策42	安定した雇用を確保、創造するための対策							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤ 景気不安が慢性化しており、若年者の高い失業率や不安定な就労形態等、雇用環境の悪化が全国的な社会問題となっています。 ➤ 古川公共職業安定所管内の有効求人倍率は、若干上昇してきていますが、東日本大震災の影響による建設業や運輸業等の復興関連以外の求人は、依然として厳しい状況となっています。 ➤ こうした中、ハローワークと連携した就業支援や国、県の雇用創出基金事業を活用した雇用対策事業の取組みのほか、平成22年度から雇用拡大奨励金交付事業を実施し、若年労働者の雇用促進に努めています。 ➤ しかし、若年者が希望する職業とのアンマッチ等により、思うような地元雇用の拡大には結びついていません。 ➤ 雇用の確保のためには、雇用機会の新たな創出が求められることから、企業立地の取組や既存企業の事業拡大などに対する支援が求められます。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1) 関連機関と連携しながら就業情報を効果的に収集し、広く周知を図ります。 (2) 企業が求める人材と求職者との雇用のアンマッチの解消に努めます。 (3) 国等が実施する緊急経済雇用対策に速やかに対応し、雇用の創出を図ります。 (4) 商工業振興施策の充実により、町内企業の雇用機会を促進します。 (5) 企業立地を推進し、新たな雇用機会の確保に努めます。 (6) 高年齢者及び障害者の雇用機会の拡大を推進します。
--

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1) 関係機関との連携による雇用に関する情報の提供(施策53と連携) (2) 地元雇用の拡大促進 (3) 職業能力向上のための職業訓練施設等の活用促進 (4) インターンシップ等職業意識醸成の取組みの推進 (5) 国等の雇用対策事業の活用 (6) シルバー人材センター支援事業(施策24と連携) (7) 企業誘致推進事業(施策40と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

雇用機会の創出を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	就職を希望している住民			ベンチマーク (BM)		
指標名	雇用奨励金(美里町企業立地奨励金)の適用者数(累積人数)					
指標の考え方	雇用の確保のためには、雇用機会の新たな創出が求められることから、雇用奨励金制度の適用数の増加を目標としました。					
目標又は基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	0人	0人	20人	50人	80人	100人
BM						
実績値	0人	0人	17人	17人		

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
有効求人数(古川公共職業安定所管内)	古川公共職業安定所資料	月平均	2,152	3,164	3,536			
有効求人倍率(古川公共職業安定所管内)	古川公共職業安定所資料	3月	0.44	0.69	0.93			
新規高卒者就職率(古川公共職業安定所管内)	古川公共職業安定所資料	3月	89.6	97.8	98.7			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○雇用奨励金の適用者数は、目標値に達していないが、企業の新規立地等により今後雇用奨励金の適用数は増加する見込みである。 ○ベンチマークとした古川公共職業安定所管内の有効求人数は、上昇しており、有効求人倍率は、震災前の水準より高い状況となっているが、求人数は概ね横ばいであるのに対し、求職者が減少しているための上昇である。 ○新規高卒者の就職率は、震災後に上昇し、高い水準を維持している。 ○有効求人倍率は高い水準になっているものの、賃金や雇用形態等の条件及び業種・職種間のミスマッチが生じており、必ずしも雇用状態が改善しているとはいえない。 ○今後、震災関連事業の終了による失業者の増加が懸念される。雇用情勢が悪化した場合の緊急雇用対策の発動について整理する必要がある。 ○雇用のアンマッチの解消については、大崎ものづくりネットワーク等が中心となり、企業や学校、産業支援機関で連携したものづくり研修等の人材育成事業を行っている。 ○ニート、フリーター等若者の自立に向けた支援については、総合的な分野から取り組む必要があることから、若者自立支援ネットワークの活動を通じて支援を行っている。 ○雇用施策の中で、平成21年度から実施してきた国の雇用創出基金事業の事業費が大きいが、今年度で事業が終了の予定である。本事業は雇用情勢の状況により事業効果が左右されるところが大きく、つなぎ雇用としては効果があったが、継続雇用にはつながりにくい。 ○町としての雇用対策の必要性は感じているが、町単独では、人員、ノウハウ不足等困難であり、国・県の雇用支援情報やハローワークの求人情報提供等にとどまっている。 ○シルバー人材センターへの支援は、高年齢者の就業機会の確保、社会参加につながっている。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○企業の新規立地及び既存企業の事業拡大による雇用の場の確保	○町内事業所の求人が少ない。 ○小規模事業所は、新規採用の余裕がない。 ○ハローワークの情報以外に町の雇用情報の収集が難しい。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○雇用情勢は、有効求人倍率が改善し、1倍を超える水準である。 ○建設・土木など復旧・復興関連事業の求人倍率が高い。	○求職者のニーズが高い事務的職業は、有効求人倍率が低い状況が続いている。 ○国の雇用創出基金事業の期間が平成25年度で終了の予定
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
○これまで実施してきた雇用対策事業が今年度で終了となるが、今後、雇用情勢が悪化した場合の対応について整理する。			
【完了・廃止】			
○緊急雇用創出事業として実施した9事業については、今年度で事業完了となる。			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・雇用環境は、現在、安定傾向を示している。 ・平成25年度をもって、国の緊急雇用事業が終了することから、これまでのノウハウを町独自の雇用対策として再構築されたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書 VOL.4

くらしやすさを実感できるまちづくり

（生活基盤、環境などの視点）

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	43.0	対象年度	25	担 当 課	建設課	課長名	沼津 晃也
分野分類	くらしやすさを実感できるまちづくり							
政策15	地域基盤の確立							
施策43	計画的な土地利用と市街地形成を進めるための対策							
分野別計画	美里町都市計画マスタープラン 美里町都市計画道路見直し方針 美里町公園施設長寿命化計画 美里町公園改修計画							
行革関連項目	なし							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	J R小牛田駅の西側に従来からの市街地が形成され、一方の東側には、土地区画整理事業による新たな分譲宅地と市街地の形成が進められています。
➤	今後も、都市計画マスタープランの整備方針に基づき、合理的な土地利用の促進や市街地の環境整備、都市機能の向上を目的に無秩序な拡大を防止しつつ、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地等の開発を調整していく必要があります。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	本町には、14の都市公園、6か所の児童遊園、60か所のチビッコ広場があり、住民の憩いの場として利用されています。これからも良好な空間を提供するために、引き続き地域住民と協働で維持管理に努めます。
(2)	ゆとり～と小牛田の良好な住環境を維持し、住環境の調和を図った一定規模の店舗等を誘導します。
(3)	昭和38年に計画決定され、未整備のまま現在に至っている都市計画道路については、現在の土地利用状況を踏まえながら見直しを行います。また、道路網形成の要となる駅東西を結ぶ動線確保についても継続的に検討を進めます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	都市計画審議会の設置・運営
(2)	小牛田駅東部地区の良好な住環境の維持推進
(3)	小牛田駅東西自由通路の維持管理
(4)	住民と行政が協働する公園の維持管理
(5)	都市公園維持管理事業

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

良好な住環境を維持する。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	都市公園			ベンチマーク (B M)		
指標名	地域と協働で維持管理を行っている都市公園数					
指標の 考え方	良好な空間を提供するため、きめ細かな維持管理が求められています。今後、整備が予定される都市公園も含め、地域と協働で維持管理を行う都市公園数の増加を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	1 3箇所	1 3箇所	1 3箇所	1 3箇所	1 5箇所	1 6箇所
B M						
実績値	1 3箇所	1 3箇所	1 3箇所			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○ 地域団体と良好な関係を保ち、協働の都市公園維持管理が継続できた。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 老朽化施設の改築による長寿命化	○ 委託手続等の煩雑化
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 各地域での協働作業への関心の高まり	○ 利用者の要望の多様化
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
○ 都市公園については、公園施設長寿命化計画に基づく修繕を行う。 ○ 都市公園以外の公園については、公園改修計画に基づく修繕を行う。 ○ 予算を確保し、協働の維持管理ができるよう努める。			
【完了・廃止】			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙 「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成している。(平成25年度までは現状維持) ・今後、平成26年度に向けた準備を計画的に進められたい。 ・公園台帳管理を含め、公園の維持管理を行うこと。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	44.0	対象年度	25	担 当 課	建設課	課長名	沼津 晃也
分野分類	くらしやすさを実感できるまちづくり							
政策15	地域基盤の確立							
施策44	安全・安心な道路等を整備するための対策							
分野別計画	なし							
行革関連項目	なし							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

- 本町には国道2路線(108号、346号)、県道8路線のほか、約1,000路線・延長500kmの町道があり、適切な維持管理及び利便性の向上が求められるとともに、計画的な維持・整備を確実に実施していく必要があります。
- 少子高齢化社会の一層の進行や成熟社会を迎え、子どもや高齢者、障害のある人等、交通弱者にも配慮した道路環境整備が必要となります。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

- (1) 安全・安心な道路の整備及び効率的な管理に努めます。
- (2) 快適で利便性の高い道路ネットワークの整備を推進します。
- (3) 子どもや高齢者、障害のある人等の交通弱者の安全対策を推進します。
- (4) 道路災害に対応する体制を整備します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

- (1) 定期的な道路パトロール及び応急対応
- (2) 道路の清掃、植樹剪定等の実施
- (3) 道路施設(照明灯、安全施設等)の点検及び修繕等の実施
- (4) 道路交通を確保する除草、除融雪の実施
- (5) 緊急対応の業務委託
- (6) (仮称)道路行政推進計画の策定と計画的な補修工事及び道路整備の実施
- (7) 国道・県道の道路環境の改善要望
- (8) 道路交通動態の把握と分析
- (9) 町道路線網の見直し
- (10) 子どもが安全に通行できる歩行スペースを確保するための通学路等、道路環境の改善及び整備(施策9と連携)
- (11) 高齢者、障がい者の通行の妨げとなる段差等を解消する道路環境の改善及び整備(施策24、施策28と連携)
- (12) 美里町地域防災計画に基づく各種行動計画の整備(施策46と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

安全・安心な道路管理を推進する。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	住民	ベンチマーク (B M)				
指標名	道路に対する地域の満足度					
指標の 考え方	成熟社会を迎え子どもや高齢者、障害のある人等にも配慮した道路環境整備が求められています。地域の実情に精通している行政区長等を対象にアンケート調査を実施。道路に対する満足度の向上を目標としました。 平成24年度に実施するアンケート調査結果を基準値とします。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	—	—	基準値	基準値 ↑	基準値 ↑	基準値 ↑
B M						
実績値	—	—				

基準値の設定概要	平成24年10月に行政区長に対するアンケート調査を実施し、基準値設定を行う。
----------	--

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○平成24年度にアンケート調査を実施することとしていたが、災害復旧事業を優先したこと等により、まだ実施できていない。平成25年度にアンケート調査を実施し、基準値を設定する。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○苦情要望の対応マニュアルに基づく分類、対応 ○平成24年度までに寄せられた苦情要望を整理し、今後必要となる概ねの工事量を算定 ○「(仮称)道路行政推進計画」の骨子案を作成	○職員の政策能力の不足、人員不足。 ○セクション間の連携不足、セクション内での共通認識の不足 ○上記事項による環境分析の不足 ○厳しい財政状況による事業費の不足
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○道路施設の点検等が社会資本整備総合交付金事業で実施可能	○道路施設の老朽化により多額の修繕費用が必要 ○少子化に伴う保護者等からの安全確保要望が増加 ○高齢化に伴う移動の円滑化要望が増加
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
○道路等維持作業員を雇用し、軽微な苦情要望に即時対応する体制を整える。 ○道路施設の点検等を行い、修繕を行うことにより長寿命化を図る。 ○平成24年度までに寄せられた修繕に係る苦情要望箇所(総事業費約134百万円)を平成30年度までに修繕する。 ○平成24年度までに寄せられた改良に係る苦情要望箇所(総事業費約344百万円)を平成35年度までに改良する。 ○現在実施している業務の統合・再編成等の見直しを行う。 ○「(仮称)道路行政推進計画」骨子案に基づき計画を策定する。			
【完了・廃止】			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

- ・目標は、基準値設定がされていない。
- ・総合計画は、東日本大震災後に改訂されていることに留意されたい。
- ・担当課においては、(仮称)道路行政推進計画を策定する予定としている。策定に当たっては、「 具体的な取組」に掲げる内容についても整理され、特に(10)(11)(12)との連携に配慮されたい、早期に関係課による庁内会議等を設けることが望ましい。
- ・各種要望や事業の個所付け整理はされている状況であることから、早期の計画策定と各担当事業との課内調整を図られたい。
- ・建設課の係の見直しの必要性について検証するために、担当課としての見直し(案)を作成されたい。
- ・アンケート調査について、行政区長に対して行うこととしているが、まちづくりを推進するに当たり、町で求める地域協働の在り方を組織的に明らかにする必要がある。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	45.0	対象年度	25	担 当 課	防災管財課	課長名	伊勢 聡
分野分類	くらしやすさを実感できるまちづくり							
政策15	地域基盤の確立							
施策45	公共交通網を確立するための対策							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

- JR小牛田駅とJR鹿島台駅からの鉄道利用は、住民の交通手段として重要な一つです。
- JR東北本線、陸羽東線、石巻線の利便性向上のための対策を県及び関係自治体、JRと連携を強化しながら、引き続き実施していく必要があります。
- 路線バス事業は、鹿島台 - 南郷 - 小牛田 - 古川間を結ぶ美里線と、町内を循環する6路線をバス運行事業者に委託し運行しています。
- 住民にとって身近な交通手段として、生活に欠かせないものとなっていることから、利用者の要望や意見を集約し、利便性のある路線及びダイヤの編成に努めるとともに、効率的な事業運営が求められます。
- 移転予定の大崎市民病院への交通手段の確保とあわせて、広域的な公共交通対策について検討していく必要があります。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

- (1) 各種交通を段階的に構成し、美里町全体を捉えた交通体系を整備します。
- (2) 鉄道交通については、県及び関係市町村と連携し、利用者の意向を反映した増便や車両の増設等を継続してJRに要望します。
- (3) 鉄道利用者の利便性向上を図るため、JR小牛田駅東駐車場及び駐輪場等を継続して運営します。
- (4) 路線バス事業については、乗降調査等を実施し、利便性、効率性、地域事情に配慮した路線及びダイヤの編成に努めます。
- (5) 大崎市民病院の移転も考慮し、大崎市をはじめ関係市町、民間バス事業者等と連携した広域的な公共交通対策を検討します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

- (1) 美里町公共交通体系の構築
- (2) 期成同盟会等を通したJRへの要望活動
- (3) 小牛田駅東駐車場、駐輪場の運営、管理
- (4) 利用者の要望や意見を反映したバス路線及びダイヤの編成(施策22、施策29と連携)
- (5) 広域的な公共交通対策の検討

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

利用しやすい交通体系の整備を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	鉄道・バスの利用者等			ベンチマーク (B M)		
指標名	住民バス利用者の満足度					
指標の 考え方	住民バス利用者の利便性、効率性、地域事情に配慮した路線及びダイヤの編成を図るため、利用者の満足度の向上を目標としました。 平成24年度に実施するアンケート調査結果を基準値とします。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	—	—	基準値	基準値 ↑	基準値 ↑	基準値 ↑
B M						
実績値	—	—	73.6%			

基準値の 設定概要	利用者の現状(利用目的や利用頻度等)と、交通サービス(運行ルート、ダイヤ、運賃等)に対する満足度、評価及び改善要望等について把握
--------------	--

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
住民バス乗車人員集計表	新栄観光バス株式会社	5月	113,057人	104,761人	104,287人			
古川駅の乗車人員(1日平均)	東日本旅客鉄道株式会社	-	4,403人	4,339人	4,764人			
小牛田駅の乗車人員(1日平均)	東日本旅客鉄道株式会社	-	1,984人	1,793人	2,053人			
鹿島台駅の乗車人員(1日平均)	東日本旅客鉄道株式会社	-	1,695人	1,791人	1,879人			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○住民バスは交通弱者の移動手段として欠かせないものになっている。 ○平成26年度大崎市民病院移転に伴い運行経路の変更が必要であり利用促進と利便性の向上を念頭に運行路線等の見直しを行う必要がある。 ○昨年11月に実施した住民バス利用者アンケートにおいて「満足」「ほぼ満足」と回答した方は70%を超えているが利用者数は震災後伸びていない。 ○未利用者のニーズ等を把握し利用者数の増加につながる事業を展開していく。 ○JR石巻線等の震災復興に関する要望等を関係市町村等と実施し継続していく。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○住民バス利用者アンケートにおいて「満足」「ほぼ満足」と回答した方は70%を超えている。 ○住民バスの乗降調査により利用実態を把握している。 ○宮城大学との連携協定の締結	○未利用者のニーズ把握が困難 ○専門的に業務を実施する職員がいない。 ○利用者数が前年比マイナス
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○JR小牛田駅は東北本線、陸羽東線、石巻線が交わる交通の要衝 ○大崎市民病院移転に伴う新路線の設定 ○国・県道等インフラの復旧	○バス運転業務員の確保が困難 ○人件費・燃料費等が高騰 ○鉄道整備促進のための実行可能な具体的な対策がない。
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	○宮城大学との地域連携協定に基づく、住民バスの新たな運行形態等の検討を行う。		
	【継続事業(改善内容)】		
	○住民バス運行業務を継続し、利用者の要望等について随時対応し利便性の向上を図る。 ○JRに対する要望活動を継続して行っていく。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

- ・目標については、平成24年度に基準値を設定した状況から、今後の推移を継続的に把握すること。
- ・利用者の満足度については、非常に高い割合を示しているが、額面どおりの評価よりも懐疑的視点で見ることでもある。
- ・アンケートの内容についての分析結果の反映意図が見えない。
- ・今後の高齢化の推移及び財政的負担を考慮し、次の10年を見据えたバス事業の構築が求められる。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	4 6 . 0	対象年度	2 5	担 当 課	防災管財課	課長名	伊勢 聡
分野分類	くらしやすさを実感できるまちづくり							
政策16	生活安全の確保							
施策46	安全、安心な防災・消防・救急体制を確立するための対策							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

- 大規模災害の発生により、水道、下水道、電力、ガス、通信等のライフラインに大きな被害を受けた場合、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、住民生活や経済活動など、早期に日常を取り戻す大きな足かせとなります。
- 本町では、美里町地域防災計画を平成19年度に策定し、ライフラインについても関係機関と連携し、被害軽減のための諸施策を実施してきました。
- しかし、東日本大震災では、停電の長期化によりライフラインの機能停止を招くとともに、食料や非常時物品の備蓄が不足するなど、対策が十分でなかったことが明らかになりました。
- このため、非常時の電源の確保に向けた対策が強く求められています。また、災害時の重要な通信機能である防災行政無線については、長期の停電対応とともに難聴地域の解消が急務となっています。
- 食品や飲料等をはじめとする備蓄については、内容及び数量の拡大が急務となっています。しかし、購入に要する多額な費用や備蓄倉庫等の保管施設、消費期限等の制約があることから、全町民分の備蓄を行政だけで担うことは不可能です。
- 町内全戸での自主的備蓄や自主防災組織による備蓄、また、企業による備蓄や流通業者による備蓄等について、これまで以上に啓発と普及が必要です。
- 安全で安心な防災・減災体制を確立するためには、地域防災力の向上が不可欠です。
- 自主防災組織の組織率が80％を超えているものの、実際の活動が十分でない組織もあることから、組織率100％に向けた取組とあわせ、自主防災組織活動の促進を図るとともに、町の災害対策本部と自主防災組織との連携強化が必要です。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、半減期が長い放射線物質が放出・拡散したことにより、長期間にわたる監視体制の確保が不可欠です。また、東北電力女川原子力発電所の事故発生時における対応策も想定していかなければなりません。
- 原子力安全委員会において「防災対策を重点的に充実すべき地域」の見直しが検討され、本町は東北電力女川原子力発電所から30 km圏内に入り、「緊急時防護措置を準備する区域」として位置づけられました。
- 本町は、江合川・鳴瀬川の両河川が氾濫すると、小牛田地域の一部を除く町内のほとんどが浸水する危険性があります。水防対策については、堤防の強化と避難所の選定見直し、近年多発するゲリラ豪雨と呼ばれる局所集中型豪雨に対し、町の中心部を流れる出来川を含め、内水氾濫に備えるための排水強化等の取組が必要です。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

- (1) 美里町地域防災計画については、東日本大震災により明らかとなった課題を踏まえるとともに、東北電力女川原子力発電所に係る緊急時防護措置への対応を含めた計画の見直しを図ります。
- (2) 未組織地区に災害時の共助の重要性等の周知を図り、自主防災組織の立ち上げに向けた啓発・支援を行います。
- (3) 災害備蓄倉庫の増設と災害備蓄品の拡充、自主防災組織による備蓄品の量的拡大とあわせ、町内全戸に対し、備蓄の普及・推進を図ります。
- (4) 非常時の電源の確保に向けた対策を実施するとともに、自然エネルギーを活用した電力自給の強化拡充を図ります。
- (5) 防災行政無線を含めた情報発信及び情報伝達機能の強化を図ります。
- (6) 放射能対策については、監視体制を確立し、長期間にわたり監視を継続します。
- (7) 水害予防対策として、必要な河川改修工事や維持管理の充実を促進します。
- (8) 大崎地域広域行政事務組合を構成する他の1市3町との連携を強化しながら常備消防と救急搬送体制を強化するとともに、地域の消防団組織である美里町消防団の安定的な団員確保と組織強化を図ります。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

- (1) 美里町地域防災計画の見直し
- (2) 災害備蓄倉庫の整備と災害備蓄品の量的拡大
- (3) 自主防災組織の食料備蓄強化、各世帯での最低3日分の食料備蓄普及・推進
- (4) セーフティタワー増設及び火災時の水槽車を兼ねる給水車の導入検討
- (5) 自主防災組織、事業所、各世帯における蓄電器や非常用電源の確保の啓発
- (6) 防災行政無線の予備電源の増設及び非常用発電設備の追加等
- (7) 南郷地域のアナログ無線方式の防災行政無線施設(整備から10年を経過)の早期デジタル化と難聴地域の解消に向けた整備(放送音声の干渉・反響等による障害の解消に向けた整備)
- (8) 電力会社に対する非常時体制強化の要請
- (9) 情報伝達と周知のための通信手段として、町と防災関係機関や自主防災組織との通信を確保する衛星携帯電話の導入検討など(施

- 策20と連携)
- (10) 情報連絡員等の設置検討
 - (11) 空間放射線量を監視・把握するためにモニタリングポスト等の設置(施策9、施策20、施策48と連携)
 - (12) 放射能測定検査体制の整備(施策10、施策37と連携)
 - (13) 県内外の市区町村との災害時相互応援協定の締結に向けた検討(施策58と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

非常時における電源を確保する。

非常時における通信手段を確保する。

「地域の」「地域による」「地域のための」自主防災組織の育成を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	防災関連施設(39施設58台)			ベンチマーク (BM)		
指標名	非常用電源の確保率					
指標の考え方	東日本大震災を経験し、非常時の電源確保の重要性が高まったことから、防災関連施設における非常用電源の確保を目標としました。 (指定避難所及び行政区避難所、防災関連施設への防災用発電機の配備数)					
目標又は基準値	H22	H23	H24	H25	H26	H27
	0%	0%	100%	100%	100%	100%
BM						
実績値	0%	0%	100%			

対 象	防災関連施設（１１５施設＋１）			ベンチマーク （ＢＭ）		
指標名	非常時の通信手段の確保率					
指標の 考え方	東日本大震災を経験し、非常時の通信手段の重要性が高まったことから、防災関連施設における通信手段の確保を目標としました。 （本庁舎、南郷庁舎、指定避難所及び行政区避難所の移動系防災行政無線設置数）					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	２％	２％	１００％	１００％	１００％	１００％
ＢＭ						
実績値	２％	２％	１００％			

対 象	自主防災組織の未組織地区			ベンチマーク (B M)	全国、宮城県内の自主防災組織率？	
指標名	自主防災組織の組織率					
指標の 考え方	災害時の共助の重要性から、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の組織率の向上を目標としました。 (自主防災組織設置行政区数)					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	8 2 . 8 %	8 7 . 5 %	9 2 . 2 %	9 6 . 9 %	1 0 0 . 0 %	1 0 0 . 0 %
B M						
実績値	8 2 . 8 %	8 5 . 9 %	9 0 . 6 %			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・B・M)	取組総括	○非常電源の確保及び非常時の通信手段の確保については、予定通り配備・整備を終えた。 ○自主防災組織の組織率は、目標値を1.6%下回った。未組織行政区については、現時点で組織化の見込みが立たないところが多い。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○組織機構の改編により、防災担当課が誕生したことで、課として防災に取組める体制が構築できた。	○東日本大震災の復旧・復興業務、被災者支援業務との兼任のため、専門的に取り組める環境にない。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○東日本大震災の体験により、自助・共助の重要性を住民が理解している。	○未組織行政区の多くは従前からの農業集落地であり、行政区内の結束や隣近所の結びつきが強く、共助の意識を持っており、組織結成にこだわりがない。
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
		行政区避難所及び個人住宅への蓄電池導入推進	
		【継続事業(改善内容)】	
		「地域の」「地域による」「地域のための」自主防災組織の育成を図る。(単独で自主防災組織設立が困難な行政区については、未組織行政区間での共同設立や隣接する既存組織への加入等の新たな組織化に向けた手法の模索)	
		【完了・廃止】	
		非常時における通信手段の確保	

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・目標は、ほぼ達成している。 ・改訂後の総合計画においては、主要な施策である。「官」と「民」の「備え」を推進し、それを有機的に繋ぐことにより、一層確実なものとされたい。 ・今後は、水害対策及び原子力災害への想定を着実に推進されたい。 ・被災者支援基金の有効活用について検討されたい。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	47.0	対象年度	25	担 当 課	防災管財課	課長名	伊勢 聡
分野分類	くらしやすさを実感できるまちづくり							
政策16	生活安全の確保							
施策47	安全、安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策							
分野別計画	美里町交通安全計画							
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	本町では、交通安全協会、交通安全母の会、交通指導隊を組織して交通安全対策に取り組んでいます。また、防犯対策については防犯協会、防犯実働隊をはじめ、PTAや老人クラブなどの関係団体と地域住民が連携して、住民の自主的な活動を展開しています。
➤	今後も引き続き、各関係団体、地域住民の協力を得ながら、町民の安心、安全のまちづくりの推進を図っていく必要があります。
➤	一方で、交通安全指導隊員や防犯実働隊員をはじめとして、会員の高齢化や減少が課題となっています。
➤	活動が円滑に行えるよう会員の補充や後継者の育成が求められるとともに、一部に負担がかかりすぎないよう活動内容の見直しについても検討していく必要があります。
➤	交通安全・防犯施設については、整備計画を作成し、計画的な更新が必要となっています。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	防犯協会や防犯実働隊をはじめ、PTAや老人クラブなど関係団体と連携した地域安全運動等をはじめとした、登下校時の児童・生徒の見守りや防犯パトロールなどの防犯活動を実施します。
(2)	被害者の多くを占める子どもと高齢者を交通事故から守るために、子どもと高齢者を対象にした交通安全教室を定期的開催します。
(3)	交通安全協会、交通安全母の会、交通指導隊等、関係団体が一体となって、交通安全運動等の啓発活動や街頭指導を実施します。
(4)	各関係団体に対し活動や組織育成、会員の意識の向上に向けた支援を行うとともに、各関係団体と地域住民が、それぞれの役割に応じた活動を自主的に行える環境やネットワークづくりを進めます。また、より効果的、効率的な活動が行えるよう定期的な協議の機会を設けます。
(5)	交通安全・防犯施設の整備については、計画的な施設整備を行い道路交通環境、犯罪防止に配慮した生活環境の整備に努めます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	交通安全運動等の啓発運動や街頭指導及び交通安全教室等の実施(施策9と連携)
(2)	安全運動等の啓発活動や登下校時の児童・生徒の見守り事業や防犯パトロール等の実施
(3)	関係団体、地域住民等の活動の充実・強化、自主的な活動への支援
(4)	交通安全指導員、防犯実働隊員、関係団体会員の補充、後継者の育成
(5)	交通安全、防犯施設整備計画の作成、計画的な施設整備の実施

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

犯罪を防止し安全・安心な環境を確保する。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	住民	ベンチマーク (B M)				
指標名	不審者事案発生件数					
指標の 考え方	犯罪を未然に防止し、安心して暮らせる安全なまちを実現するために、不審者の事案発生件数の撲滅を目標としました。 (不審者の事案:声掛け、痴漢、盗撮、下半身露出)					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	2件	8件	0件	0件	0件	0件
B M						
実績値	2件	8件	6件			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
宮城県刑法犯罪認知状況(市町村別)	宮城県警察本部	11月	-	190件	199件			
宮城県交通事故発生状況(市町村別)	宮城県警察本部 交通部	6月	77件	77件	79件			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標 B M)	取組総括	○ 町内の不審者発生件数は減少しているが町民の防犯意識の向上と地域の防犯活動を継続し安心・安全なまちづくりを推進していかなければならない。 ○ 地域の身近な防犯対策を実施していくため防犯実導隊の運営や防犯啓発団体等への支援を継続していく必要がある。 ○ 交通安全指導隊及び交通安全推進団体等による交通安全意識の高揚と普及啓発活動により歩行者等の事故抑止の一助となっているが町内県道において自動車の交通死亡事故が発生している。 ○ 町民が交通事故に遭わない・遭わせないために子どもから高齢者までを対象とした交通安全啓発事業を継続していく必要がある。 ○ 夜間の防犯対策に有効な防犯灯の設置や交通安全施設の維持管理等を町民からの要望に応じ随時行うことで安心・安全な生活環境の整備に寄与している。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 寄贈されたLED防犯灯 1,500 灯を有効活用する。	○ 担当する各種団体等が多く繁忙期の対応が困難 ○ 庁内の横の連絡等が取れていないことがありイベント参加者の調整が困難
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 各種団体からの積極的な協力により事業を遂行できている。	○ 交通安全指導員・防犯実導隊員の後継者不足 ○ イベント等への出動要請が増加傾向
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	○ 防犯灯のLED化について地域からの要望を踏まえながら計画的に実施する。		
	【継続事業(改善内容)】		
	○ 交通指導隊・防犯実導隊のこれまでの活動を継続し、必要となる隊員等の補充を行う。 ○ 交通安全推進団体・防犯啓発団体等への支援を継続する。 ○ 交通安全施設について要望等に応じた維持管理を行っていく。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・自己評価や今後の取組方針において、目標に対する対策が論じられていないことから、事案の発生や性向などの検証から施策の意図及び目標を意識した展開を図られたい。 ・指標に用いた不審者の定義を再度確認するとともに、他市町村をベンチマークに設定するなどの対応を取られたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	48.0	対象年度	25	担 当 課	町民生活課	課長名	後藤 康博
分野分類	くらしやすさを実感できるまちづくり							
政策17	環境・景観の保全・創造							
施策48	環境美化の推進と自然環境の保全							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

- 本町は、江合川と鳴瀬川などの河川、蜂谷森公園とその周囲の小丘陵、さらには、広大な田園などの自然環境と自然景観に恵まれています。これらの地域資源を大切に守り、次代へ継承していかなければなりません。
- 住民による環境美化運動を今後とも一層推進し、自然環境の維持・保全や新たな自然景観の形成に努めるなど、美しい美里町を創る取組が求められています。
- 学校では総合学習の一環として、環境教育に取り組んでいます。学校はもとより、家庭や地域、職場等を巻き込んだ環境教育・環境学習への取組を推進し、環境に対する住民一人ひとりの意識と自覚を高めていかなければなりません。
- 温暖化対策は地球規模の課題とされています。私たちが身近にできる取組みを広めるとともに国、県と連携した地球温暖化対策の推進が必要です。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、飛散した放射性物質による環境汚染が懸念されます。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

- (1) 「美里町美しいまちづくり推進条例」に基づき、環境美化の促進及び美観の保護に努めます。
- (2) 本町では、8月の第一日曜日を「環境美化の日」と位置づけています。道路や河川、公園などを清潔で美しく保つため、地域での自主的な清掃活動や花いっぱい運動などの美化活動を推進します。
- (3) 江合川や鳴瀬川の流域全体との連携を深め、水資源の確保、水質の浄化など、水環境の保全に努めます。
- (4) 国、県との連携による地球温暖化防止対策を進めます。
- (5) 住民とともに自然愛護運動を推進します。
- (6) 放射性物質については、監視体制を確立し、長期間にわたり監視を継続します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

- (1) 環境美化推進委員の設置
- (2) 環境美化活動の推進
- (3) 住民の清掃活動に対する支援
- (4) 江合川、鳴瀬川の公害及び水質汚濁の監視と保全
- (5) みやぎ環境交付金事業を活用した温暖化対策の実施
- (6) 自然愛護教育等の充実、自然愛護キャンペーン等の実施
- (7) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理対策
- (8) 空間放射線量モニタリングポストの設置(施策46と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

自然環境・景観の維持・保全を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	自然環境及び景観			ベンチマーク (BM)		
指標名	みやぎ環境交付金事業を活用したCO ₂ 削減量(累積量)					
指標の 考え方	温暖化対策は地球規模の課題です。国、県と連携した地球温暖化対策の推進が必要であることから、みやぎ環境交付金事業を活用したCO ₂ の削減を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	—	4.0t -CO ₂ /年	6.0t -CO ₂ /年	8.0t -CO ₂ /年	10.0t -CO ₂ /年	12.0t -CO ₂ /年
BM						
実績値	—	4.728t -CO ₂ /年	7.529t -CO ₂ /年			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	平成23年度及び平成24年度において当該事業を取り組んできたが上記のとおりCO ₂ 削減効果は得られているものと考えられる。また、地域の一斉清掃、地域住民総参加による環境浄化活動も継続して実施されている。アメリカシロヒトリについては、大量発生により地域において駆除が実施された。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		電気量の削減効果が得られているものと考えられる。	なし
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		CO ₂ の削減 地域の環境美化とその保全が実現された。	なし
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
平成25年度も継続して省電力型の蛍光管を導入する。健康福祉センターに措置する。地域における一斉清掃も継続するほか、アメリカシロヒトリ駆除のために防除機械を2台装備し、地域の駆除体制の基盤づくりを行う。側溝清掃時の土砂の処分については継続して検討を行う。			
【完了・廃止】			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

- ・目標は、達成している。
- ・電気量の削減効果など、具体的な成果把握を進められたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	49.0	対象年度	25	担 当 課	町民生活課	課長名	後藤 康博
分野分類	くらしやすさを実感できるまちづくり							
政策17	環境・景観の保全・創造							
施策49	生活環境の保全と公衆衛生対策							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	適切なごみ処理業務の実施及び良好な斎場運営が求められています。また、老朽化した斎場施設の建替え検討が進められています。
➤	町営共葬墓地の使用者の自主的な管理を促進するため、管理組合の設立が求められています。
➤	ごみ集積所は、地区衛生組合で設置しており、利用者の適切な管理運営が行われています。今後も継続して支援が必要となっています。
➤	不法投棄については、地区衛生組合との協力と取締機関との連携による対策が求められています。
➤	平成22年度末の犬の登録頭数は、1,774頭に達しています。狂犬病予防注射の啓発及び未登録対策が求められ、併せてペットの適切な管理についても啓発が必要となっています。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	周辺市町との連携を図り、大崎地域広域行政事務組合を中心とした、適切なゴミの処理、ゴミの減量、資源物再利用の向上を図ります。また、リサイクルの推進を図ります。
(2)	周辺市町との連携を図り、大崎地域広域行政事務組合を中心とした、良好な斎場運営を行います。
(3)	公衆衛生の見地から、墓地の管理運営を実施します。
(4)	良好な衛生環境を保持するため、ごみ集積所の適切な管理及び防疫事業を展開するため、衛生組合連合会及び地区衛生組合を支援します。
(5)	不法投棄撲滅のため、地区衛生組合と協力してパトロールを強化します。
(6)	動物愛護の啓発活動とともに、狂犬病予防及び登録管理の徹底を図ります。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	3R運動推進のための啓発活動の実施
(2)	ごみ・資源物収集カレンダーの発行
(3)	ごみ集積所及び資源物集積所の適正な管理のための衛生組合等への支援
(4)	斎場管理運営事業
(5)	共葬墓地管理運営事業
(6)	町内一斉清掃の実施
(7)	不法投棄監視パトロールの実施
(8)	地区防疫事業への支援
(9)	環境に対する意識の普及啓発活動の推進
(10)	地域、学校等での環境学習の推進
(11)	狂犬病予防対策事業

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

良好な衛生環境を保持する。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	公衆衛生環境			ベンチマーク (B M)		
指標名	一人当たりの燃やせる家庭ごみ量					
指標の考え方	平成22年度の燃やせる家庭ごみ量の実績は5,757tで、人口一人当たりの量は226kgとなっています。平成23年度から毎年2%の減少を目指し、平成27年度までに10%減少させることを目標としました。					
目標又は基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	2 2 6.2kg	2 2 1.6 kg	2 1 7.2 kg	2 1 2.6 kg	2 0 8.1 kg	2 0 3.6 kg
B M						
実績値	2 2 6.2kg	2 4 1.1 kg	2 4 3.4 kg			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
焼却施設搬入量	燃やせるごみ	4月	5756.87 t	6095.14 t	6337.26 t			
焼却施設搬入量	粗大ごみ	4月	460.17 t	613.11 t	422.20 t			
焼却施設搬入量	資源物	4月	314.754 t	406.32 t	326.562 t			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	町内一斉清掃の地区活動及び狂犬病予防注射の普及	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ごみ集積場の適正管理の普及 ○地区内組織活動の向上	○ごみ集積場の老朽化 ○ごみ分別方法の周知徹底
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ごみ減量化、リサイクル推進意識の向上	○震災により、家庭ごみの増加
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
ごみ分別活動の啓発、地区衛生組合との連携強化を図る			
【完了・廃止】			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・自己評価もなされていない。 ・大崎広域の構成市町村ごとの状況分析やごみの種別ごとの状況把握を行うとともに、ごみ減量のための具体的な展開プログラムの構築を図ること。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	50.1	対象年度	25	担 当 課	建設課	課長名	沼津 晃也
分野分類	くらしやすさを実感できるまちづくり							
政策18	居住環境の質の向上							
施策50	快適で安全な生活環境、住宅環境を整備するための対策							
分野別計画	美里町排水計画							
行革関連項目	なし							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	大規模地震による住宅の倒壊や人的被害など、事故を未然に防止するため、住宅の耐震化を一層進める必要があります。
➤	各地区に整備された公園は、日々の生活における住民の安らぎの場や子どもたちの遊び場として活用されていますが、開設から時間が経過した公園が多く、施設の老朽化が進んでいます。
➤	排水不良箇所等の解消を図るため、排水路の整備を推進してきましたが、すべては解消されていない現状にあります。
➤	町内の町営住宅は、昭和40年代から昭和50年代に建築された住宅が約8割を占めています。
➤	これまで、公営住宅管理計画及び町営住宅現況カルテ等に基づき施設の維持修繕を行ってきましたが、東日本大震災の影響により大部分の町営住宅に被害が生じました。また、旧基準の建築物が多く耐震診断の必要性はあるものの、今後、建替等の検討も必要となっているため、耐震診断を行っていないのが実態です。
➤	建築年度が特に古い桜木、山の神、北浦第一、北浦第二、大柳第二住宅の一部については、修繕費の増加が懸念されるため、退去後の新たな入居の受付けは行っていません。
➤	入居者の高齢化に伴い、周辺環境の保全活動に対して支障が生じています。
➤	町営住宅使用料の滞納対策が求められています。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	東日本大震災を教訓に、住民の生命と財産を守るため、木造住宅の耐震診断助成事業と耐震改修工事助成事業を継続して実施します。
(2)	南郷地域の排水計画を作成し、改修を進めるとともに、排水不良箇所等の解消を図ります。
(3)	公園の改修計画を作成し、計画的に実施します。また、地域住民と連携した良好な維持管理を継続します。
(4)	老朽化した町営住宅の建替えを踏まえた整備計画を策定します。
(5)	整備計画の策定に当たっては、住みやすい住宅環境づくりを目指し、世帯構成を考慮した居住空間の確保に努めます。
(6)	町営住宅の入居者に対し、環境の維持管理に対する啓発を図ります。
(7)	町営住宅使用料滞納者に対する徴収を強化します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	木造住宅耐震診断助成事業及び木造住宅耐震改修工事助成事業
(2)	住民と行政が協働する排水路の維持管理
(3)	排水計画を作成し、改修を行うとともに排水不良箇所等の解消を図る。
(4)	住民と行政が協働する公園の維持管理
(5)	公園改修事業(施策62と連携)
(6)	町営住宅の修繕、改修の必要性、維持管理、住棟単位改修等を含む町営住宅長寿命化計画の策定(施策62と連携)
(7)	町営住宅管理補助員との連携による住宅内の環境維持管理の啓発と定期的な清掃活動
(8)	町営住宅使用料滞納者に対する徴収強化

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

快適で安全な住宅環境の整備を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	町内全域			ベンチマーク (B M)		
指標名	耐震に係る補助制度を活用する住宅件数					
指標の 考え方	耐震診断及び耐震改修工事を実施することは、大規模地震の発生時において住民の生命・財産を守るために重要なことです。制度の活用は安全な住宅環境の整備につながることから、耐震に係る補助制度を活用する住宅件数を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	1 0 件	1 0 件	1 0 件	1 0 件	1 0 件	1 0 件
B M						
実績値	1 0 件	1 0 件	8 件			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・B・M)	取組総括	○ 住宅の耐震診断により、安全な住環境及び防災意識の高揚が図られた。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 耐震診断を含む地震対策の助成事業を一括して町広報紙に掲載	
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
○ 耐震診断等の事業の住民の関心の高さ		○ 東日本大震災から3年目となり、住民の意識が変化したことと思われる耐震診断の申込みペースの落ち込み	
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○ 平成24年度までに寄せられた用悪水路の改修に係る苦情要望箇所(総事業費約21百万円)を平成30年度までに改修する。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・東日本大震災の教訓などを踏まえ、昭和56年の建築基準法改正後の住宅建築の状況等を把握するなど、町内の住宅がどの程度まで耐震が進んでいるのか、必要とされる住宅戸数はどの程度かといった、事業予測を明確にした推進に配慮されたい。また、道路パトロールも活用しながら、危険な塀などの点検も検討されたい。 ・「 具体的な取組」に掲げる内容について、常に点検を行いながら着実に推進されたい。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	50.2	対象年度	25	担 当 課	防災管財課	課長名	伊勢 聡
分野分類	くらしやすさを実感できるまちづくり							
政策18	居住環境の質の向上							
施策50	快適で安全な生活環境、住宅環境を整備するための対策							
分野別計画	美里町公営住宅等長寿命化計画							
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	大規模地震による住宅の倒壊や人的被害など、事故を未然に防止するため、住宅の耐震化を一層進める必要があります。
➤	各地区に整備された公園は、日々の生活における住民の安らぎの場や子どもたちの遊び場として活用されていますが、開設から時間が経過した公園が多く、施設の老朽化が進んでいます。
➤	排水不良箇所等の解消を図るため、排水路の整備を推進してきましたが、すべては解消されていない現状にあります。
➤	町内の町営住宅は、昭和40年代から昭和50年代に建築された住宅が約8割を占めています。
➤	これまで、公営住宅管理計画及び町営住宅現況カルテ等に基づき施設の維持修繕を行ってきましたが、東日本大震災の影響により大部分の町営住宅に被害が生じました。また、旧基準の建築物が多く耐震診断の必要性はあるものの、今後、建替等の検討も必要となっているため、耐震診断を行っていないのが実態です。
➤	建築年度が特に古い桜木、山の神、北浦第一、北浦第二、大柳第二住宅の一部については、修繕費の増加が懸念されるため、退去後の新たな入居の受けは行っていません。
➤	入居者の高齢化に伴い、周辺環境の保全活動に対して支障が生じています。
➤	町営住宅使用料の滞納対策が求められています。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	東日本大震災を教訓に、住民の生命と財産を守るため、木造住宅の耐震診断助成事業と耐震改修工事助成事業を継続して実施します。
(2)	南郷地域の排水計画を作成し、改修を進めるとともに、排水不良箇所等の解消を図ります。
(3)	公園の改修計画を作成し、計画的に実施します。また、地域住民と連携した良好な維持管理を継続します。
(4)	老朽化した町営住宅の建替えを踏まえた整備計画を策定します。
(5)	整備計画の策定に当たっては、住みやすい住宅環境づくりを目指し、世帯構成を考慮した居住空間の確保に努めます。
(6)	町営住宅の入居者に対し、環境の維持管理に対する啓発を図ります。
(7)	町営住宅使用料滞納者に対する徴収を強化します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	木造住宅耐震診断助成事業及び木造住宅耐震改修工事助成事業
(2)	住民と行政が協働する排水路の維持管理
(3)	排水計画を作成し、改修を行うとともに排水不良箇所等の解消を図る。
(4)	住民と行政が協働する公園の維持管理
(5)	公園改修事業(施策62と連携)
(6)	町営住宅の修繕、改修の必要性、維持管理、住棟単位改修等を含む町営住宅長寿命化計画の策定(施策62と連携)
(7)	町営住宅管理補助員との連携による住宅内の環境維持管理の啓発と定期的な清掃活動
(8)	町営住宅使用料滞納者に対する徴収強化

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

快適で安全な住宅環境の整備を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象				ベンチマーク (B M)		
指標名						
指標の 考え方						
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
B M						
実績値						

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○美里町公営住宅等長寿命化計画の策定を行った。 ○町営住宅環境の維持管理については個別に文書等で啓発を図っているが、全体的には浸透していない。 ○住宅使用料滞納者の徴収強化については、督促、催告を行った。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○徴収対策課との連携	○住宅行政との連携の必要 ○職員の増員が必要
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○長寿命化計画の策定により補助対象となる。	○入居者の高齢化
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
○長寿命化計画に基づき、町営住宅の建替え、改善を行う。 ○徴収強化について、現年度分の滞納をなくし、過年度分の滞納整理を徴収対策課と連携を図り実施 ○家賃滞納整理事務要綱を策定し、一貫した取組、訴訟等を行う。			
【完了・廃止】			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・具体的な建替え等のスケジュールを検討すること。 ・取組方針どおり、滞納整理に尽力されたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	5 1 . 0	対象年度	2 5	担 当 課	水道事業所	課長名	早坂 由紀夫
分野分類	くらしやすさを実感できるまちづくり							
政策 1 8	居住環境の質の向上							
施策 5 1	水道水を安定して供給するための対策							
分野別計画	水道ビジョン・財政計画							
行革関連項目	水道事業の経営健全化							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	東日本大震災において、ライフラインが長期間停止したことは今後の大きな課題です。特に停電による取水・送水の対応には、非常用自家発電機の設置を優先課題として取り組む必要があります。
➤	また、水を安定供給するためにも、老朽管の更新事業を進めるとともに水道施設の維持管理・更新に努め、災害に強い万全の体制がとれるよう取組みが求められています。
➤	一方で、水道事業は浄水施設の新設等により、平成 2 0 年度から赤字決算となっています。
➤	現行の水道料金では、水道施設の維持管理及び整備並びに借入金の償還に支障をきたす状況が想定されます。
➤	水道事業の財政計画の策定に併せ、業務の改善や有収率の向上などの経営努力を進めながら、水道料金の見直しを行う必要があります。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	水道事業財政計画を策定します。
(2)	東日本大震災の教訓を生かし、緊急時においても機能維持が確保できる体制整備に努めます。
(3)	停電時においても、取水・浄水・配水の機能が発揮できるよう対策を進めます。
(4)	老朽管の更新については、整備目標を設定し計画的に整備を行い、管路の耐震性を高めます。
(5)	水道施設の維持管理に努め、安全で安心な水の安定供給を図ります。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	水道事業財政計画の策定
(2)	災害時における行動計画の整備
(3)	取水場及び浄水場に非常用自家発電機の設置
(4)	老朽管更新事業の継続実施
(5)	水道施設の維持管理及び計画的な設備更新

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

安定した供給体制を確保する。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	水道水		ベンチマーク (B M)			
指標名	老朽管(石綿セメント管)の更新率					
指標の 考え方	東日本大震災の教訓から、老朽管を耐震性の高い管路へ更新することは、安定した水の供給につながることから、老朽管(石綿セメント管)の更新率の向上を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	7 1 . 3 %	7 4 . 3 %	7 5 . 1 %	7 7 . 6 %	8 0 . 2 %	8 2 . 6 %
B M						
実績値	7 2 . 5 %	7 3 . 8 %	7 4 . 8 %			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
給水人口(人)	決算書	3 月	25,350	25,186	25,176			
有収水量(m3)	決算書	3 月	2,337,426	2,199,483	2,310,741			
給水原価(円/m3)	給水量等実績調	3 月	252.91	278.50	276.08			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標 B M)	取組総括	老朽管(石綿セメント管)の更新率は目標値に対しマイナスとなっている。石綿セメント管更新事業は、平成 4 年度から国庫補助を受け事業を実施してきたが、平成 23 年度の国庫補助の打ち切り等により石綿セメント管の更新が進んでいない。 平成 24 年度に水道事業財政計画を見直し、地震で破損が多かった管路や重要施設への管路を優先的に更新し、平成 34 年度までに全量を更新する計画である。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		事業計画の策定により、平成 34 年度まで一定の目標が設定された。	給水人口・有収水量の減少傾向と給水原価等の上昇により、今後も厳しい財政状況が予想され、予算の確保が課題となる。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		平成 23 年度の国庫補助の打ち切り。	
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	緊急遮断弁整備事業:配水池からの地震等による水の流出を防止(平成 28 年度から)		
	【継続事業(改善内容)】		
	老朽管更新事業:石綿セメント管更新事業(平成 34 年度までの事業計画を策定) 梅ノ木取水場改良事業:非常用自家発電機設置・沈砂池の建設(平成 25 年度～平成 32 年度) 配水機器設備等更新事業:流量計の更新・水位調整弁の更新・監視装置の更新等 水道メーター購入事業:新設する給水装置に設置するメーターの購入及び既設メーターを計量法改正に伴う新基準のものへ更新するメーター購入		
	【完了・廃止】		
	残留塩素測定計器更新事業:平成 24 年度で事業完了 非常用自家発電機設置事業:平成 24 年度で事業完了		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・老朽管更新に係る事業計画の策定により、この時点で、総合計画期間内の目標達成は困難となった。 ・平成 34 年度までの事業計画が確実に実施されるよう、水道事業財政計画の検証を行い安定経営に努められたい。 ・公営企業会計制度見直しに対する対応について、スムーズに移行できるよう努められたい。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	52.0	対象年度	25	担 当 課	建設課	課長名	沼津 晃也
分野分類	くらしやすさを実感できるまちづくり							
政策18	居住環境の質の向上							
施策52	下水道を普及推進するための対策							
分野別計画								
行革関連項目	下水道事業の経営健全化							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤ 公共下水道事業、合併処理浄化槽設置促進事業を継続的に実施するため、事業費の確保が必要となっています。
➤ 農業集落排水事業は、全地区とも供用開始から年数が経過し、計画的な修繕や機器の更新を行う必要があります。
➤ 普及、啓発については、広報やイベントなどを通じてPR活動を実施していますが、水洗化率の向上を図るため、年間を通した展開が必要です。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1) 公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置促進事業を計画的に進めます。
(2) 水洗化促進のための普及、啓発活動を行います。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1) 公共下水道事業：計画的な整備を進めるとともに、普及率の向上を図る。
(2) 農業集落排水事業：的確な維持管理と計画的な修繕で経費削減を図る。
(3) 合併処理浄化槽設置促進事業：継続的な事業の実施
(4) 普及、啓発事業：水洗化率向上のためのPR活動に、年間を通して取り組む。

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

汚水等が適切に処理される生活環境を整備する。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	公共下水道、農業集落排水等の整備地区			ベンチマーク (B M)	地方公営企業決算状況調査に基づく県内 (仙台市除く) の水洗化率平均値を設定							
指標名	水洗化率											
指標の 考え方	公共下水道、農業集落排水等の整備地区において、汚水等が適切に処理される生活環境を推進するため、水洗化率の向上を目標としました。											
目標値	H 2 2		H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7					
公 共	人口	7 2 %	人口	7 2 %	人口	7 3 %	人口	7 4 %	人口	7 5 %	人口	7 6 %
農 集	戸数	6 4 %	戸数	6 6 %	戸数	6 8 %	戸数	7 0 %	戸数	7 2 %	戸数	7 3 %
B M	公共(人口) 8 7 % 農集(人口) 7 0 %		公共(人口) 8 8 % 農集(人口) 7 4 %									
実績値 公 共	人口	7 2 %	人口	7 3 %	人口	7 6 %						
	戸数	7 7 %	戸数	7 8 %	戸数	8 2 %						
農 集	人口	7 4 %	人口	7 7 %	人口	8 0 %						
	戸数	6 4 %	戸数	6 7 %	戸数	6 9 %						

目標値の設定について、公共下水道は人口を基礎に、農業集落排水は戸数を基礎に算出した水洗化率を設定しております。

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
(1)水洗化率 県内平均(仙台市除く。)	市町村 決算概要	3月	公共(平均):87% 公共(美里):72% 農集(平均):70% 農集(美里):74%	公共(平均):88% 公共(美里):73% 農集(平均):74% 農集(美里):77%	公共(平均): 公共(美里):76% 農集(平均): 農集(美里):80%			
(2)普及率 県内平均(仙台市除く。)	市町村 決算概要	3月	公共(平均):56% 公共(美里):33% 農集(平均):11% 農集(美里):34% 全体(平均):86% 全体(美里):67%	公共(平均):57% 公共(美里):34% 農集(平均):9% 農集(美里):34% 全体(平均):85% 全体(美里):68%	公共(平均): 公共(美里):35% 農集(平均): 農集(美里):33% 全体(平均): 全体(美里):67%			
(3)有収率 県内平均(仙台市除く。)	市町村 決算概要	3月	公共(平均):91% 公共(美里):88% 農集(平均):95% 農集(美里):100%	公共(平均):89% 公共(美里):77% 農集(平均):88% 農集(美里):98%	公共(平均): 公共(美里):85% 農集(平均): 農集(美里):100%			
(4)使用料単価 県内平均(仙台市除く。)	市町村 決算概要	3月	公共(平均):168円/㎡ 公共(美里):200円/㎡ 農集(平均):174円/㎡ 農集(美里):200円/㎡	公共(平均):173円/㎡ 公共(美里):203円/㎡ 農集(平均):178円/㎡ 農集(美里):201円/㎡	公共(平均): 公共(美里):205円/㎡ 農集(平均): 農集(美里):203円/㎡			
(5)汚水処理原価 県内平均(仙台市除く。)	市町村 決算概要	3月	公共(平均):207円/㎡ 公共(美里):384円/㎡ 農集(平均):439円/㎡ 農集(美里):429円/㎡	公共(平均):236円/㎡ 公共(美里):368円/㎡ 農集(平均):348円/㎡ 農集(美里):243円/㎡	公共(平均): 公共(美里):367円/㎡ 農集(平均): 農集(美里):298円/㎡			
(6)経費回収率 県内平均(仙台市除く。)	市町村 決算概要	3月	公共(平均):81% 公共(美里):52% 農集(平均):40% 農集(美里):47%	公共(平均):73% 公共(美里):55% 農集(平均):51% 農集(美里):83%	公共(平均): 公共(美里):56% 農集(平均): 農集(美里):68%			
(7)1か月20㎡あたり 一般家庭使用料 県内平均(仙台市除く。)	市町村 決算概要	3月	公共(平均):3,065円 公共(美里):3,570円 農集(平均):3,072円 農集(美里):3,570円	公共(平均):3,065円 公共(美里):3,570円 農集(平均):3,072円 農集(美里):3,570円	公共(平均): 公共(美里):3,570円 農集(平均): 農集(美里):3,570円			
(8)処理区域内人口密度 県内平均(仙台市除く。)	市町村 決算概要	3月	公共(平均):未公表 公共(美里):33人/ha 農集(平均):未公表 農集(美里):13人/ha	公共(平均):34人/ha 公共(美里):33人/ha 農集(平均):11人/ha 農集(美里):13人/ha	公共(平均): 公共(美里):32人/ha 農集(平均): 農集(美里):12人/ha			

< 上記経営指標の算出方法 >

- (1)水洗化率 = 水洗便所設置済人口 ÷ 処理区域内人口 × 100
公営の下水道のみの集計であり、個人で設置した合併処理浄化槽等は含みません。
- (2)普及率 = 処理区域内人口 ÷ 行政区域内人口 × 100
全体（平均）については、公共下水道や農業集落排水のほか、林業集落排水などの他の下水道も集計しております。
公営の下水道のみの集計であり、個人で設置した合併処理浄化槽等は含みません。
- (3)有収率 = 年間有収水量 ÷ 年間汚水処理水量 × 100
- (4)使用料単価 = 使用料収入 ÷ 年間有収水量
- (5)汚水処理原価 = 汚水処理費 ÷ 年間有収水量
- (6)経費回収率 = 使用料収入 ÷ 汚水処理費 × 100
- (7)1 か月 20 ㎡あたり一般家庭用使用料 = 一般家庭において、1 か月当たり 20 ㎡使用した場合に徴収される下水道使用料。
- (8)処理区域内人口密度 = 現在処理区域人口 ÷ 現在処理区域面積

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○ 公共下水道水洗化率は、目標値に対し3%上回る結果となった。 ○ 農業集落排水水洗化率は、目標値に対し1%上回る結果となった。 ○ 合併処理浄化槽設置に係る費用の補助を行い、水洗化率の向上を図った。 ○ 水洗化向上のための普及・啓発活動の取組が十分に行えなかった。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 公共下水道供用開始区域内への新築戸数の増加 ○ 農業集落排水区域内の新築戸数の増加 ○ 合併処理浄化槽設置補助基数の増加	○ 公共下水道建設のための事業費の不足 ○ 下水道供用区域内の空き家が増加 ○ 合併処理浄化槽設置促進事業費の不足 ○ 下水道の普及・啓発活動のための人員確保
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
【新規事業】			
○ 下水道事業を平成28年度から地方公営企業法適用とする。			
【継続事業(改善内容)】			
○ 公共下水道事業計画に基づいた整備を行い、普及率を向上させる。 ○ 農業集落排水事業施設の計画的な修繕を行い、適切な維持管理を図る。 ○ 合併処理浄化槽設置の促進を図るため、継続的に事業を実施する。 ○ 水洗化促進のため、普及・啓発活動を実施する。			
【完了・廃止】			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

- ・目標は、達成している。
- ・設定した目標値は、その設定値の内容から「自然増」と読み取られる可能性があるので、十分に留意されたい。
- ・水洗化の推進は急務であり、他市町村の水洗化率を踏まえながら、啓発活動の充実及びインセンティブなど新たな取組を検討されたい。
- ・施設維持管理の事業費については、コスト縮減、水洗化率の伸び率や推移を踏まえ、収支バランスを考慮した実施を検討されたい。
- ・汚水処理原価や経費回収率について、公共及び農集排それぞれについて、分析を進められるとともに今後の傾向を把握されたい。
- ・公共施設の下水道の接続状況を整理し、施設担当課と調整し、工事費を財政健全化計画へ反映されたい。
- ・合併処理浄化槽区域の水洗化率の把握に努められたい。
- ・地方公営企業法適用に向けた取組を計画的に進めることとしているが、移行に際しての課題を明らかにし、平成28年度以降又は移行までの準備期間を含めた組織体制について検討を要する。

政策・施策形成に係る進行管理調書 VOL.5

自立をめざすまちづくり

（定住化、住民活動、行財政などの視点）

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	53.0	対象年度	25	担 当 課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策19	定住化の促進							
施策53	定住化を促進するための対策							
分野別計画								
行革関連項目	分譲団地の販売促進強化							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	本町は、鉄道交通の要衝であるとともに国道・県道が県内の各方面を結んでいます。
➤	通勤・通学には良好な住環境といえますが、町全体の人口は年々減少していることから、減少要因を詳しく分析するなど、人口をどのように維持していくかが大きな課題となっています。
➤	雇用の場の確保、起業の支援を行うとともに、安心して子育てができる環境の整備と各事業間の連携による総合的な施策の展開が求められています。
➤	分譲住宅地の「グリーンタウンなんごう」と「ゆとり～と小牛田」の販売促進はもとより、美里町に新しく住宅を構え、転入した方に対する支援金の拡大についても検討が必要となっています。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	人口減少の要因を分析するとともに「住み慣れた地域に住み続けたい」という愛着の持てる町づくりを推進します。
(2)	子育てを行う家庭に対する各支援策の推進とその周知に努めるとともに、雇用を確保、創出する施策などを推進し定住化を促進します。
(3)	分譲住宅地「グリーンタウンなんごう」と「ゆとり～と小牛田」の販売を促進します。
(4)	美里町に転入し、民間分譲住宅地などに住宅を取得した方に対する住宅取得支援金の適用拡大を検討します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	子育て支援策の推進及びその周知(施策30と連携)
(2)	雇用の確保、創出施策の推進(施策42と連携)
(3)	住宅取得支援金の継続
(4)	民間分譲住宅地などに住宅を取得した方に対する住宅取得支援金の適用拡大を検討

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

人口減少を抑制する。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	住民基本台帳人口(各年3月末)			ベンチマーク (BM)		
指標名	美里町総合計画における基準人口の維持率					
指標の 考え方	人口減少社会においては、いかに人口減少を抑制していくが必要な視点となります。このことから、本計画に掲げる基準人口を維持することを目標としました。 (各年の実績人口÷各年の基準人口×100)					
目標又は 基準値	H22	H23	H24	H25	H26	H27
	—	—	100以上	100以上	100以上	100以上
BM						
実績値	—	—	100.45			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
ゆとり～と小牛田契約数	ゆとり～と小牛田販売センター	年度	10	84	63			
グリーンタウンなんごう契約数	町	年度	0	6	1			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○美里町総合計画における基準人口の維持率は、目標値を上回る結果となった。 ○ゆとり～と小牛田の販売は、町外からの申込者が町内からの申込者を上回っている。 ○雇用の場の確保や子育て環境の更なる整備の取組が必要である。 ○就学や就職、婚姻などを契機として流出する人口を減らすための施策が必要である。 ○目標達成に向けて、引き続き住宅取得支援制度を継続する。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○分譲価格の見直し ○新しい住宅関連補助金の創設	○生活支援施設等商業施設の未開設
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○少子高齢化で家族構成が変化し世帯数が増加 ○東日本大震災で被災した方々の購入が増加	○消費税の増税 ○住宅の長寿命化 ○金利の上昇
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	○町が推進している住宅分譲地以外に未就学の子供を扶養している世帯が転入し、新たに住宅を取得した方へ定住促進奨励金を交付する事業については、子育て支援策との連携を含め、なおその有効性と手法の検討を要する必要がある。 ○推進地域外へ対象を広げる場合、推進地域の販売への影響が懸念される。 ○就職や就学を機に離町する人を減らす改善策が必要である。		
	【継続事業(改善内容)】		
	○町が定住を推進する地域に対し、引き続き住宅取得支援制度を活用して販売促進を図る。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・総合計画の見直しにおいて、定住化対策はエポックである。 ・目標は、達成している。 ・達成要因としては、東日本大震災による外部要因が大きいが、当初の販売計画を大きく上回る状況ではない。公社所有分のみならず、民間所有分も含めた残数を確認されたい。 ・担当課においても記述するように、他部門とも連携や人口流失防止策についても、この機会を捉えた施策を展開されたい。 ・「 具体的な取組」の(3)及び(4)について、ゆとり～との販売状況や全体の社会増減なども勘案され、具体的に整理し、結論を出されたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	54.0	対象年度	25	担 当 課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策20	住民活動の促進							
施策54	住民参画と協働のまちづくりの推進							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	公共サービスや地域課題など、まちづくりに不可欠な住民の意向を十分に把握する必要があります。そのためには、住民懇談会などの開催方法の見直しが必要です。
➤	また、住民と行政が協働するまちづくりを進める上では、自治会などの地縁組織やNPOやボランティア団体などの志縁組織の自立した活動が大切です。
➤	東日本大震災発生時には各地域で自主防災組織が機能し、行政の手が行き届かないところで多くの問題が解決されました。このように身近な社会貢献活動に住民一人ひとりが参加できる支え合いと活気に満ちたまちづくりを進める必要があります。
➤	“まちづくりは人づくりから”と言われるように人材の発掘と育成が大切です。
➤	まちづくり人材育成基金を活用し、小学生、中学生、高校生、大学生、社会人のそれぞれの年代にあわせた人材育成が求められます。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	自治会などの地縁組織やNPOなどの志縁組織と連携して地域課題の解決を図り、住民のだれもが参画できるまちづくりを進めます。
(2)	自治会などの地縁組織やNPOなどの志縁組織を支援していくために、活動発表やボランティア情報、補助金情報等を一元化して提供する場を設置します。
(3)	各年代別にあわせた事業内容を提供しながら、人材育成基金の有効な活用を図り、住民に研修の場を提供します。
(4)	行政情報を広く提供し、公共サービスや地域課題などまちづくりに不可欠な住民の意見や意向の把握を十分に行います。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	歩くまちづくり推進事業による情報提供と地域リーダーの育成支援
(2)	地域課題の解決に向け活動をしている団体への支援
(3)	NPO等の“広場”の設置
(4)	まちづくり人材育成事業の効果的な運用
(5)	広報紙、掲示板、ホームページ、みんなの予算等による行政情報の提供
(6)	広聴活動の推進(住民懇談会・パブリックコメント手続など)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

地域課題に取り組む活動を支援する。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	地域課題に自ら取り組む団体等			ベンチマーク (B M)		
指標名	(仮称)課題解決提案事業の提案数					
指標の 考え方	地域課題に自ら取り組む団体等の活動を促進するため、新たな事業を創設するとともに、提案される事業数の増加を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	—	—	事業制度化	基準値	基準値 ↑	基準値 ↑
B M						
実績値	—	—	未実施			

基準値の設定概要	地縁組織や支援組織、あるいは地縁団体が新たに連携して取り組む地域課題解決のために提案・実施する事業の数
----------	---

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○ 歩くまちづくり推進事業を実施し、全行政区の課題を地域住民と話し合い確認した。 ○ まちづくり人材育成基金を活用し、青少年育成、平和体験、国際交流の各事業を実施した。 ○ 地域活動サポートセンターを設置し、各団体活動の紹介と講座を実施し団体運営を支援した。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 地域活動サポートセンターを駅東地域交流センターに設置	○ 団体運営の自立化
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 県内NPOサポートセンターとの連携強化	○ 各種機関の補助金等の情報収集及び団体への提供
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○ 地域活動サポートセンターの講座内容を見直し、団体の自立支援を強化する。 ○ 歩くまちづくり推進事業により地縁団体に続き、志縁団体と情報交換をし、地域づくりの推進に努める。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、未着手であり、達成もできていない。 ・昨年度の政策評価による評価意見も、反映されていない。 ・「歩くまちづくり推進事業」からの課題抽出がない。 ・「地域活動サポートセンター」の課題抽出がない。次年度以降の方針もない。(施策56共通) ・特に、「 具体的な取組」掲げる(2)及び(3)については、今後の方向性を早期に明確にされたい。 【施策55、施策56も含めた意見】 本施策は、まちづくり推進課と生涯学習課が統合された中においては、大きな舵取りが求められる施策である。 生涯学習や文化、スポーツ振興及び地域づくりを一体的な視点をもって推進するとともに、地域内の清掃活動や除雪作業などに至る様々な視点を包括した、自主自立的な地域づくりを推進して行く必要がある。 さらに、各コミュニティーセンター指定管理者、文化及びスポーツ関連の指定管理者、NPO 中間支援組織などなど、サービス提供者の官から民へのシフトを加速させ、事業効率を高めつつ投入資源を削減図る必要がある。 具体的には、生涯学習基本計画に代わる「(仮称)地域づくり基本計画」等を早期に策定するとともに、実施内容及び実施時期を明確にするとともに、地域団体やNPO への計画的なシフトが必要と考える。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	55.0	対象年度	25	担 当 課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策20	住民活動の促進							
施策55	地域における住民活動を活性化させるための対策							
分野別計画								
行革関連項目	地域づくり支援制度の確立							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	地域住民が集い活動する拠点である集会所施設については、建物の老朽化や震災により被災した施設の修繕等を支援していくことが求められています。
➤	地域づくり支援事業では、一般コミュニティ事業や自主防災推進事業の取組みが顕著であり、災害時には自主防災組織が主体となって避難所運営を行った地区もあるなど、地域の連帯感が深まっています。今後も継続して地域住民が一体となる取組が求められています。
➤	地域を担う人材を育成するために、各地域における活動内容の情報交換や研修等の支援を行う必要があります。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	地域住民の活動拠点の充実を図るために、「集会所等建設・修繕等事業補助金」の交付を継続します。
(2)	地域づくり支援事業を継続するとともに、事業提案枠を新たに創設するなど、地域の課題を地域住民自らが解決し、地域の絆が一層深められるよう支援します。
(3)	地域コミュニティ活動や防災活動など、各地域が取り組む活動について情報交換や地域間相互の研修等を支援します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	コミュニティ助成事業の継続(活動備品購入)
(2)	地域活動施設整備支援事業の継続(建設助成、修繕助成)
(3)	地域づくり支援事業の継続(ソフト支援)
(4)	地域づくり情報の提供と相互研修

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

地域が自ら取り組む活動を支援する。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	行政区			ベンチマーク (B M)		
指標名	地域づくり支援事業の実施率					
指標の 考え方	地域課題に住民自らが取組み、地域が活性化していくことは大切なことです。地域づくり支援事業の活用は、活性化に向けた取組であることから、地域づくり支援事業の実施率を目標としました。 (地域づくり支援事業を実施した行政区数÷町内行政区数×100)					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	1 0 0 %	1 0 0 %	1 0 0 %	1 0 0 %	1 0 0 %	1 0 0 %
B M						
実績値	1 0 0 %	1 0 0 %	1 0 0 %			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○ 地域づくり支援事業は、全行政区で取り組まれている。 ○ 地域づくり支援事業は、自主防災と自主防犯事業を必須事業としているため、行政区において地域の各種イベントを通じたコミュニティづくりとともに防災訓練や防犯活動等を通じたコミュニティの向上に寄与している。 ○ 地域住民の活動拠点となる集会所等が、老朽化や震災に伴う修繕が多くなってきている。 ○ 災害時には初期段階の避難所として使用される集会所等に配備する防災備品の充足に引き続き努める。 ○ (財)自治総合センターの助成事業を活用してコミュニティ施設や備品の整備を図り、町内の地域づくりを支援することができた。 ○ 地域の特性を生かす自主的な地域づくりを目指して支援していく必要がある。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 全行政区で地域づくり支援事業に取り組んでいる。	○ 行政区によって事業の偏りが見られる。 ○ 行政区の財政基盤が弱い。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ (財)自治総合センターの助成事業の継続	○ 集会所施設や備品の老朽化、管理運営費の増加 ○ 住民ニーズ・価値観の多様化 ○ 地域のコミュニティの希薄化
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
○ 地域づくり支援事業については、引き続き、全行政区が効果的な組織活動ができるよう、取組を進める。 ○ 地域づくり支援事業の取組内容は、コミュニティや防災、福祉、環境等多岐にわたっているため、関係課と連携を強化して進める。 ○ 地域の課題・問題は地域で解決する取り組みを目指す。 ○ 地元負担の軽減を図るため、(財)自治総合センター等の補助事業の情報提供を行いながら事業申請の支援に努める。			
【完了・廃止】			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマレービューの結果】

・目標は、達成している。 ・施策54に同じ。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	5 6 . 0	対象年度	2 5	担 当 課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策 2 0	住民活動の促進							
施策 5 6	NPO活動やボランティア団体を活性化させるための対策							
分野別計画								
行革関連項目	住民協働によるまちづくりシステムの構築と推進							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤ 地域における様々な課題に対して、NPO、企業、行政などの多様な担い手が協働・連携して解決に取り組む「新しい公共」という価値観が生まれています。
➤ 福祉や文化、体育、環境、教育やまちづくりなど様々な課題があり、従来、町が独占的に行っていた業務や、行政では対応が行き届かない課題を、住民参加の下に支え合う仕組みを作り上げることが課題となっています。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1) まちづくりや地域づくりを進めるに当たって、地域と行政をつなぐ、中間支援組織の設立を図ります。
(2) みやぎNPOプラザと連携し、住民組織活動についての情報発信や研修機会の充実を図ります。
(3) NPO等(法人格の有無を問わない。)の実態把握に努めます。また、行政サービスとの連携を図ります。
(4) NPO等の活動内容について情報提供に努め、住民の社会貢献活動への参加を促します。
(5) NPO等の活動を支援するための各種情報を、一元化して提供する場を設置します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1) (仮称)みさとNPOサポートセンターの設立
(2) みやぎNPOプラザと連携しての情報提供
(3) 町内を中心に活動しているNPOの実態調査
(4) NPO活動の促進と住民への周知

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

持続的な活動を促進する。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	地域課題の解決に取り組む団体等			ベンチマーク (B M)		
指標名	町内に活動拠点を置くNPO法人の数					
指標の考え方	地域における様々な課題に対し、多様な担い手が必要となっていることから、法人格を取得し、持続した活動を行う団体の増加を目標としました。					
目標又は基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	6 団体	6 団体	6 団体	7 団体	7 団体	8 団体
B M						
実績値	6 団体	6 団体	6 団体			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○ 地域における様々な課題に対して、NPO、企業、行政などの多様な担い手が協働・連携して解決に取り組む「新しい公共」という価値観が生まれており、そのための仕組みづくりに取り組んでいかなければならない。そのため、地域と行政をつなぐ中間支援組織として「みさと地域活動サポートセンター」を位置づけ、設置した。今後、連携・協力を行い、NPO等の団体の育成に取り組んでいく。 ○ みさと地域活動サポートセンターでは、NPO等(法人格の有無を問わない)の実態把握に努め、NPO等の活動を支援するための各種情報を一元化して提供するとともに、それらの団体の活動内容について情報提供を行い、住民の社会貢献活動への参画を促す活動と研修機会の提供を担ってもらうことで、社会的信用性の高いNPO法人の増加を目指していく。 ○ 地域における様々な課題に対して、多様な担い手が必要であり、中でも社会的信用性のある法人活動団体がより望ましいことから、みさと地域活動サポートセンターと連携・協力して様々な研修機会を提供しながら人材育成を行い、NPO法人の設立へ誘導していく。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 宮城大学との地域連携協定	○ みさと地域活動サポートセンターの自律的な運営 ○ NPO活動に対する理解度
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
○ 認定要件の緩和、申請手続きの負担軽減 ○ PST(パブリックサポートテスト)要件の見直し等 ○ 税制上の優遇措置		○ NPO法人の多くは資金源が少なく、活発な活動を行っている法人の多くは、行政からの事業委託に依存している。 ○ 法人化によるデメリットもある。	
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○ 住民活動団体を活性化し、その中からNPO法人へ誘導していくためには、「みさと地域活動サポートセンター」と連携した活動において、「みやぎNPOプラザ」や関係機関の協力を得ながら情報発信や研修機会の提供を行っていくことが効率的な進め方と考える。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙 「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・目標は、現状維持であることから達成はしているが、次年度達成へ向けた取組が進んでいない。 ・中間支援組織として「みさと地域活動サポートセンター」を位置づけているのであれば、期待する役割を明らかにしつつ業務の委託等についても検討されたい。 ・施策 5 4 に同じ。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	57.0	対象年度	25	担 当 課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策21	交流の促進							
施策57	国際交流を促進するための対策							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

- 平成20年度に美里町と米国ミネソタ州ウィノナ市が、国際友好姉妹都市協定を結び、中高生を中心とする相互訪問を行っています。
- 中高生の交流は、国際友好や異文化理解を深めることに加え、生きた英会話を学ぶ貴重な機会として、英語教育の重要な役割を担っています。
- 旧南郷町が実施してきた中国山東省済南市長清区との交流は、職員を派遣するなど意向を確認しているところですが、平成18年6月から現在まで連絡がない状態が続いています。
- また、町内在住外国人との交流を行い、共生社会の形成と異文化理解の推進に努めています。
- 今後は、こうした国際友好姉妹都市との交流の継続と、町内在住外国人との交流から、国際性豊かなまちづくりと国際社会に対応できる人材の育成に努めていきます。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

- (1) 国際社会に目を向けた人材を育成するために、次代を担う中高生を積極的に姉妹都市へ派遣します。
- (2) 国際理解を深めるため、姉妹都市や町内外に在住する外国人との交流による広域的な国際交流事業を展開します。
- (3) 国際貢献活動に参加できるよう情報提供を行います。
- (4) 国際交流関係団体を支援するとともに、事業の連携を図ります。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

- (1) 姉妹都市米国ミネソタ州ウィノナ市との友好・教育交流
- (2) 国際交流フェスタ事業(スプリングフェスタ、オータムフェスタ)
- (3) 国際貢献活動(国際協力機構「青年海外協力隊」など)の情報提供
- (4) 国際交流関係団体の支援及び事業の連携

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

国際社会への理解を深める。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	住民			ベンチマーク (B M)		
指標名	国際交流事業への参加者数					
指標の考え方	共生社会の形成と異文化への理解を進めるためには、国際交流の推進が必要なことから、国際交流事業への参加者数の増加を目標としました。					
目標又は基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	6 2 0人	1 8 0人	6 3 0人	6 4 0人	6 5 0人	6 6 0人
B M						
実績値	6 2 0人	2 0 2人	6 3 9人			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○ 国際交流事業への参加者数は目標値に対し9人上回る結果となった。 ○ 姉妹都市米国ミネソタ州ウィノナ市との相互派遣及び地域在住外国人との交流(オータムフェスタ)を継続して実施した。 ○ 姉妹都市締結10周年として米国ミネソタ州ウィノナ市で日米桜寄贈100周年記念式典が実施された。 ○ 参加者数を維持しつつ、交流の質を向上させることが必要。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 中高生アメリカ派遣事業は各中学校に浸透し、安定した事業を実施できている。	○ 成人向け国際交流事業の実施 ○ 国際交流協会の完全な自立化 ○ 学識経験者や専門家による意見
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 姉妹都市米国ミネソタ州ウィノナ市及びウィノナ市内の各学校の協力	各機関の募集事業の調査及び町民への広報
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○ 中高生アメリカ派遣事業は引き続き実施するが、募集方法及び報告方法について波及効果が期待できる方法を検討する。 ○ 地域在住外国人との交流(オータムフェスタ)は、参加者数増加より交流内容を重視し、国際性やコミュニケーション力の向上に努める。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・目標は、達成している。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	58.0	対象年度	25	担 当 課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策21	交流の促進							
施策58	地域間交流を推進するための対策							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	現在、福島県会津美里町と観光関係者やイベント等を通じた交流が行われています。また、神奈川ゆめコープとの交流では、田植え・草刈り・稲刈り等の体験を通して、生産者と消費者との交流が行われています。
➤	交流人口を増加させるためには、産業、歴史、文化、物産・観光などの分野における新たな交流の展開が求められています。
➤	東日本大震災のような広域的な大規模災害に備え、県内外の市区町村との災害時相互応援などの新たな地域間協力が求められています。
➤	平成24年2月に東京都足立区と「災害時における相互応援に関する協定」を締結しました。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	東日本大震災のような広域的な大規模災害に備え、東京都足立区をはじめ、県内外の市区町村との災害時相互応援や自治体間の交流事業について検討します。
(2)	歴史、文化、物産・観光の分野における新たな交流を実施するとともに、現在、交流を実施している団体などを支援し、交流人口の増加を図ります。
(3)	グリーン・ツーリズムの受入農家や農家レストランを起業する住民を支援するなど、都市農村交流をはじめとする地域間交流を進めます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	県内外の市区町村との災害時相互応援協定の締結に向けた検討(施策46と連携)
(2)	交流団体の活動支援(施策38と連携)
(3)	都市農村交流事業及びグリーン・ツーリズム推進事業

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

地域間交流を促進させる。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	地域間交流者			ベンチマーク (B M)		
指標名	地域間交流人口					
指標の 考え方	歴史、文化、物産・観光等の分野において、交流を生み出すことは、地域に活力を生むとともに、相互の助け合う関係構築につながることから、地域間交流人口の増加を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	—	1 2 0人	1 5 0人	1 6 0人	1 7 0人	1 8 0人
B M						
実績値	—	3 0人	9 1人			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○東京都足立区、福島県会津美里町との間でイベント参加や物産販売を通じて交流を行っている。 ○物産・観光面の交流事業は順調であるが、歴史・文化面での交流についてはまだ取り組むことができていない。 ○田園フェスティバルでの農村交流(グリーン・ツーリズム)をはじめとした継続実施している交流については順調に進んでいる。 ○まちづくり推進課、産業振興課および商工観光室と、美里町物産観光協会などの関係団体が連携を密にしていく必要がある。 ○今後、効果的な交流を進めるためには、本町の資源の再発掘及び民間主導での交流事業に取り組むことが重要と考える。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○現在展開している交流事業が順調 ○自治体間の災害時相互応援協定の締結	○交流事業をコーディネートする人材の育成 ○関係課および関係団体の連携が弱い。 ○町内資源の再発掘が必要 ○受け入れ態勢が不十分
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○仙台・宮城DCが好調 ○震災後被災地視察が増加 ○他市町村でのグリーン・ツーリズムが好調	○グリーン・ツーリズムにおける広域連携が弱い。
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	○まちづくり推進課、産業振興課及び商工観光室と、美里町物産観光協会などの関係団体が連携を図りながら、地域間交流事業について協議を進めていく。 ○町民交流の推進、地域間交流を継続する企画づくりに取り組む。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙 「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・施策担当課として、自主的な施策展開が必要であるとともに、関係課との関わりを深められたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	59.0	対象年度	25	担当課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策22	平和行政の推進							
施策59	非核・平和社会を実現するための対策							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤ 戦争から65年以上が経過し、過去の戦争体験や被爆体験の風化、さらには平和の尊さに対する意識の希薄化が懸念されます。
➤ 本町では、平成18年6月に永遠に“非核・平和都市”であることを宣言し、同年10月には「非核・平和都市宣言記念セレモニー」を開催しました。また、次代を担う若い世代に平和の尊さを伝えるために、被爆地である長崎市へ中学生を派遣しての体験学習、さらには「原爆パネル展」を開催するなど、平和行政を推進するための取り組みを行っています。
➤ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、原子力エネルギーに対する関心が高まっています。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1) 平和の尊さを学ぶ学習機会を提供します。
(2) 国際平和展等の開催を通し、世界平和・非核平和について啓発します。
(3) 中学生を中心とした平和教育に努めます。
(4) 原子力エネルギーに関する学習機会を提供します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1) 被爆地へ訪問団の派遣
(2) 国際平和展(原爆パネル展示、平和写真展、平和朗読事業など)
(3) 原子力や核燃料サイクルに関する学習機会の提供

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

平和の大切さに対する意識を高める。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	住民
目 標	平和の尊さを学ぶ活動を促進し、平和の大切さに対する意識向上に努めます。

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○ 平和展(原爆パネル展)や被爆地への訪問団の派遣を継続して行い、平和意識の向上に努めた。 ○ 「平和を考えるつどい」を実施し、原子力エネルギーに関する学習機会を提供した。また、広島市と長崎市から寄贈された被爆樹2世を南郷庁舎に植樹した。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 各中学校による平和学習への取組	○ 被爆地以外の戦争地域等の情報の提供
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○ 非核宣言自治体協議会による全国的な連携機能 ○ 長崎市の協力	○ 被爆者の減少による被爆体験の風化
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
○ 平和展として原爆パネルを展示するとともに、被爆地以外のパネル等を展示する。また、被爆地への訪問団の派遣を継続して行う。			
【完了・廃止】			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙 「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマリーレビューの結果】

(定性目標) ・引き続き、継続的な啓発活動及び事業改善に取り組まれない。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	60.0	対象年度	25	担当課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策23	男女共同参画社会の推進							
施策60	男女共同参画社会を推進するための対策							
分野別計画								
行革関連項目	委員会等への委員の公募制度の積極的な導入(女性委員の構成比の目標と取組み)							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組みが進められてきましたが、性別による固定的な役割分担等を背景とする諸問題は解決されとは言えない状況にあります。
➤	少子高齢化の進展に伴う労働人口の激減により、これまで以上に女性の労働力や社会進出が求められることは間違いなく、就労や社会参加を希望する女性を支援する制度の改革や社会的な体制づくりも不可欠となります。
➤	町では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、平成20年3月に美里町男女共同参画推進基本計画を策定しました。
➤	関係機関と連携を図りながら、住民に対する啓発活動をはじめ、身近に起こりうるドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント、ストーカー行為の被害防止活動や相談窓口の設置が求められています。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	美里町男女共同参画推進基本計画に基づき、関係機関・団体との連携強化を図り、男女共同参画社会の実現に取り組めます。
(2)	町の政策形成の場に女性の意見を反映させるため、各種審議会等における女性の参画機会の拡大に努めます。
(3)	「広報みさと」やホームページ等を活用した情報提供や男女共同参画週間のキャンペーン、講演会・研修会の開催等による啓発事業を行います。
(4)	ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント、ストーカー行為の被害防止のための相談窓口の設置や相談活動を行い、警察など関係機関との連携を図ります。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	男女共同参画社会推進体制の充実
(2)	各種審議会等における女性の参画機会の拡大
(3)	男女共同参画の啓発事業
(4)	被害者相談窓口の継続と関係機関との連携

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

男女共同参画社会の実現

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	住民			ベンチマーク (B M)		
指標名	町の各種審議会等の女性委員の登用率					
指標の 考え方	法令、条例、規則等に基づいて、所掌する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関である各種審議会等で、その審議会委員全体に占める女性の委員の割合を３０％以上とすることを目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	-	３０％	３０％	３０％	３０％	３０％
B M						
実績値		２７．８％	２７．６％			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○各種委員会・審議会などへ女性委員の登用率30%を目標として、啓発事業を行ってきた。 ○平成25年4月1日現在、美里町の各種審議会等への女性委員登用割合が30.06%となり、目標を達成した。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○美里町男女共同参画推進基本計画の策定	○専門に担当する職員の配置の検討
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○内閣府男女共同参画アドバイザー派遣事業の活用	
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
○男女共同参画推進懇話会の開催と、内閣府男女共同参画アドバイザー派遣事業の活用を通して、男女が共に個性と能力を発揮して、安心して生き生きと暮らせる男女共同参画社会を推進してゆく。 ○町職員への男女共同参画に関する啓発と研修の充実を図り、地域で活動する女性への支援体制を固めてゆく。			
【完了・廃止】			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙 「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・目標は、達成できていない。 ・今後も、継続的な啓発活動及び事業改善に取り組まれない。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	61.1	対象年度	25	担当課	企画財政課	課長名	須田 政好
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策24	健全な行財政運営							
施策61	行政運営の効率化を推進するための対策							
分野別計画								
行革関連項目	総合計画の進行管理の徹底							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

- 複雑化、高度化する社会の中、専門性の高い行政サービスが求められています。
- 総合計画の進行管理及び行政評価については、試行錯誤を繰り返しながら、取り組んできたところです。
- 一方で、合併後、短期的かつ集中的に予算編成や行政評価制度などの各システム(仕組み)がそれぞれの部署で構築されてきたことから、システム相互の連携不足が生じています。
- 今後は、トータルシステム(連携の仕組み)としての再構築とマネジメント感覚を身に着けるため、さらに徹底した対応が求められます。
- 平成19年2月に策定した第1次行政改革大綱が平成24年3月に終了し、引き続き、第2次行政改革大綱の策定が求められています。
- 無駄の排除と事務の効率化を図るためには、日々の業務を遂行する中で、一人ひとりの職員が自覚を持って自主的に取り組むことが求められます。そのためには、その根底となる職員の意識改革と組織体質の改善に取り組んでいかなければなりません。
- 大崎地域広域行政事務組合については、共同事務の現状と課題を整理し、効率性を重視した共同事務の展開が求められます。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

- (1) 「最大の効果」を「最少の経費」であげる施策を推進するため、実施計画、予算編成、政策評価などの連携を強化し、公正で透明性の高い総合計画の進行管理を行います。
- (2) 高度専門化する政策課題に対し、迅速かつ的確に対応するため、大学など学術機関との連携強化を図ります。
- (3) 第2次行政改革大綱を策定し、事業の重点化を図りながら一つひとつ着実に推進します。また、専門的な助言・指導を行う専門指導員を配置するなど、効率よく組織的に行政改革を進めます。
- (4) 共同事務の現状と課題を整理し、新たな共同事務の検討と併せ（仮称）大崎地域広域市町村圏計画を策定するとともに、効率性を重視した広域行政の運営を推進します。

【具体的な取組(総合計画抜粋)】

- | |
|--|
| (1) 事業別予算及び決算と連携した実施計画及び政策評価の展開
(2) 公正で透明性の高いマネジメント・サイクルの確立
(3) 第2次行政改革大綱の策定及び計画的な実施並びに進行管理
(4) (仮称)大崎地域広域行政市町村圏計画の策定
(5) 大崎地域広域行政事務組合の継続運営
(6) 大学など学術機関との地域連携協定の締結 |
|--|

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

美里町総合計画の着実な推進を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	美里町総合計画			ベンチマーク (ＢＭ)		
指標名	主要施策目標の達成率					
指標の 考え方	美里町総合計画の着実な推進と進捗状況の見える化を図るため、主要施策目標の達成状況为目标としました。 (達成できた主要施策目標の数÷主要施策目標の数×１００)					
目標又は 基準値	Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７
	—	—	１００％	１００％	１００％	１００％
ＢＭ						
実績値	—	—	３０.６％			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
各施策の主要目標数								
うち、定量目標 62	68	平成24年度末	—	—	—	—	—	—
うち、定性目標 6								

達成した主要目標数	19	平成24年度末	—	—	30.6%			
未達成の主要目標数	43	〃	—	—	69.4%			
うち、未達成	34	〃	—	—	58.4%			
うち、基準値を設定したもの	5	〃	—	—	8.1%			
うち、基準値を設定できなかったもの	4	〃	—	—	6.5%			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・M)	取組総括	○ 目標値の100%に対し、30.6%の実績となり、目標を69.4%下回る結果となった。 ○ 目標管理意識の欠如及び政策マネジメント能力の低さを露見する形となった。 ○ 政策形成過程の充実を図るため、サマーレビュー(夏季政策協議)を試行的に導入した。 ○ 総合計画実施計画の再編を行った。 ○ 政策形成過程の充実を図るため、各事務事業の有効性に視点を置いた政策評価を重点的な5政策11施策を対象に実施した。 ○ 目的・目標をより意識した事業展開を図るため、事業別予算から施策別予算への体系の移行を図った。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		・政策施策形成過程におけるサマーレビュー試行導入 ・総務課との連携強化 ・職員研修の充実	・目標管理に対する意識が低い。 ・事務事業を推進する上で、中長期的な視点が乏しい。 ・職員数の減少及び財政規模の縮小
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
・人口減少の一時的な抑制 ・新規企業の立地		・少子高齢化の進展 ・扶助費の増加 ・人口減少	
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	総合計画の構造的理解やマネジメント・サイクルの認識からはじまり、各分野が掲げる目的と手段、そして、目標との関係性など、基礎的な理解を更に深めることが必要である。また、政策・施策と言った理論的要素をより具現化して行くために、事務事業編成段階から施策編成段階に至る形成過程において、適時適切に担当課をサポートし、ベクトル(方向性)を同一にした施策展開を行う。 1 政策・施策形成に係るスケジュールの大幅な見直し 中長期的な視点を確保し計画的な行財政運営を行うため、政策・施策形成に係る各スケジュールを大幅に見直すとともに、早い段階で事業化に向けた検討・整理を行うことにより、中長期的な視点は勿論のこと、活用できる制度や補助金など財源確保に向けた取組も考慮 2 政策協議の充実 上位目的との連鎖構造を一層明確にし、より有効な事務事業を編成するため、サマーレビュー(夏季政策協議)及びオータムレビュー(秋季政策協議)を導入 3 実施計画・行政評価システムの導入について 政策・施策を優先した行財政運営を行うため、実施計画システム等の導入による構造改革を推進 4 経営管理部門の連携強化 目標達成手段である事務事業を効果的、効率的に展開するためには「ヒト、モノ、カネ」の適正配分と適正管理が不可欠であることから、総務課及び企画財政課の連携を一層強化		
	【完了・廃止】		

【翌年度以降の事務事業編成】 別紙「翌年度以降の事務事業編成一覧表」とおり

【 サマーレビューの結果】

- ・職員研修の充実が図られる一方で、各施策の目標に対する取組管理、説明責任が十分でなかったとあり、今後、下記について組織的に検討されたい。
- ・職員研修を接遇やコミュニケーション能力向上等、住民に対する職員のスキルアップを中心に取り組んでいるが、事務事業を管理するためのスキルアップ研修の充実を検討されたい。特に、目標管理手法は各階層別研修に含まれているにも関わらず、目標の管理意識の欠落が見受けられたことは、本町の普段からの仕事に対する取組課題である。町主催形式の研修により、多くの職員を対象とした研修開催が望ましい。
- ・調書作成に当たっては、課内ミーティングを推奨しているが、実施されているのか疑問である。職員数を削減する中でセクションの責任者である課長の負担は、増大する一方であるが、調書の作成が担当職員の質に依存し過ぎているとすれば、担当課長が十分に機能できていないことになる。職員研修により個々のスキルアップを図り、役職ごとの責任の明確化等を具体化し、組織管理を強化し、研修で得た知識を実践できる職場づくりをしていかなければならないのではないかな。
- ・スプリングレビューが試行されたが、来年度は、よりテーマを明確にして各課の取組管理及び施策推進を図られたい。
- ・来年度は、新たな総合計画の策定作業が始まるが、総合計画、行政改革、財政健全化、定員適正化計画の位置づけを明確にし、後期計画の成果管理から、目標の妥当性及び補足する統計資料を十分に担当課に整理させる必要がある。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	61.2	対象年度	25	担当課	総務課	課長名	佐々木 守
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策24	健全な行財政運営							
施策61	行政運営の効率化を推進するための対策							
分野別計画	第2次行政改革大綱							
行革関連項目								

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤ 複雑化、高度化する社会の中、専門性の高い行政サービスが求められています。
➤ 総合計画の進行管理及び行政評価については、試行錯誤を繰り返しながら、取り組んできたところです。
➤ 一方で、合併後、短期的かつ集中的に予算編成や行政評価制度などの各システム(仕組み)がそれぞれの部署で構築されてきたことから、システム相互の連携不足が生じています。
➤ 今後は、トータルシステム(連携の仕組み)としての再構築とマネジメント感覚を身に着けるため、さらに徹底した対応が求められます。
➤ 平成19年2月に策定した第1次行政改革大綱が平成24年3月に終了し、引き続き、第2次行政改革大綱の策定が求められています。
➤ 無駄の排除と事務の効率化を図るためには、日々の業務を遂行する中で、一人ひとりの職員が自覚を持って自主的に取り組むことが求められます。そのためには、その根底となる職員の意識改革と組織体質の改善に取り組んでいかなければなりません。
➤ 大崎地域広域行政事務組合については、共同事務の現状と課題を整理し、効率性を重視した共同事務の展開が求められます。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1) 「最大の効果」を「最少の経費」であげる施策を推進するため、実施計画、予算編成、政策評価などの連携を強化し、公正で透明性の高い総合計画の進行管理を行います。
(2) 高度専門化する政策課題に対し、迅速かつ的確に対応するため、大学など学術機関との連携強化を図ります。
(3) 第2次行政改革大綱を策定し、事業の重点化を図りながら一つひとつ着実に推進します。また、専門的な助言・指導を行う専門指導員を配置するなど、効率よく組織的に行政改革を進めます。
(4) 共同事務の現状と課題を整理し、新たな共同事務の検討と併せ(仮称)大崎地域広域市町村圏計画を策定するとともに、効率性を重視した広域行政の運営を推進します。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1) 事業別予算及び決算と連携した実施計画及び政策評価の展開
(2) 公正で透明性の高いマネジメント・サイクルの確立
(3) 第2次行政改革大綱の策定及び計画的な実施並びに進行管理
(4) (仮称)大崎地域広域行政市町村圏計画の策定
(5) 大崎地域広域行政事務組合の継続運営
(6) 大学など学術機関との地域連携協定の締結

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

美里町総合計画の着実な推進を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	ベンチマーク (BM)					
指標名						
指標の考え方						
目標又は基準値	H22	H23	H24	H25	H26	H27
BM						
実績値						

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
定性目標の取組み28項目の取組実施・完了数	行革実施計画書	5月	-	-	5			
定量目標の取組み32項目の目標達成数	行革実施計画書	9月	-	-	9			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	第2次行政改革大綱の大項目である7項目を、行政運営の効率化、財政の健全化及び住民の利便性向上の3つに分類、また、重点項目として7項目を位置付け、取り組むべき方向性を明確にできたことから、今後、効果的に取組を進める。 全体的な取組としては、第2次行政改革大綱で掲げている取組の42項目について、一部項目を細分化し60項目とした。また、行政改革推進委員会を設置し、前回の行政改革の取組総括の反省から、取組項目を定性目標と定量目標に分類し、計画期間5年間の取組を推進する管理体制を整えた。 具体的な取組としては、施策63に関連した情報公開に関する条例等運用管理体制の強化、人材育成計画策定による中期的な取組の方向性を明確にした。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○職員の資質向上に向けて職員研修を積極的に実施 ○総合計画が数値目標化され、職員の目標管理意識の向上 ○行政改革推進委員会を設置、住民・職員の立場視点で取組を推進するための提案が活発に議論されている。 ○組織機構の見直しにより、平成23年6月に総務課を総務課と防災管財課に体制を見直したことで、総務課が組織管理担当課として機能し始めつつある。	○職員の削減が先行して行われ、事務改善、委託化及び人材育成の取組が遅れたこともあり、職員の業務余力が生まれず、新たな取組への職員のモチベーションが低い。 ○組織風土の改革は、普段からの町長、課長等の言動が職員に影響するものと思われるが、各課において議論及びOJTの実践が十分とは言えない。 ○各課において取組管理が十分に行われていない。 ○内部統制を意識した組織的な仕組み、職員のリスク管理が十分ではない。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
○住民の行政への参画意識の上昇 ○住民の財政の健全化に向けた取組への理解 ○情報化時代の到来により容易に情報収集が可能		○公務員の不祥事及びバッシング ○地域力の低下、住民個々の関係が希薄となり、本来の行政サービスの範囲を超えた要望が多くなっている。	
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	行政運営の効率化を図るためには、人材育成方針に基づく中長期計画及び中期研修計画を策定し、人材育成に努めつつ委託化を推進する。また、内部統制の確立について検討し、仕組みづくりを進める。 財政の健全化を図るためには、財政健全化計画の取組の具体化及び管理の徹底、下水道の地方公営企業法適用に向けた取組、債権管理の徹底を進める。 住民の利便性の向上を図るためには、積極的な情報公開の推進体制の強化、広聴機能の充実及び事務改善に努めながら、住民等との協働から住民主体の取組も推進する。 なお、取組管理を徹底するために、行政改革の実施計画書に担当者及び進捗管理者の氏名を記入することとし、責任の所在を明確にする。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・引き続き、効率性の向上に努められたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	62.1	対象年度	25	担当課	企画財政課	課長名	須田 政好
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策24	健全な行財政運営							
施策62	財政を健全化するための対策							
分野別計画	第2次財政健全化計画							
行革関連項目	2(1) 中期収支見込・財政健全化計画の策定及び公表							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	平成19年度に策定した財政健全化計画においては、平成19年度から平成23年度までの5年間に生じると予測した財源不足額(約19億2,300万円)の一部について、基金の取り崩しによって補てんすることとしていましたが、実際には財政調整基金及び減債基金を減少させることなく財政運営を行ってきました。
➤	これらの基金を減少させなかったことで、東日本大震災時の緊急対策を考える際、大きな不安を抱くことなく対応することができました。
➤	一般会計における地方債残高が平成21年度末で126億5,537万円、平成22年度末で144億5,808万円と増加傾向にあります。
➤	これは地方交付税の現金交付の不足分を肩代わりしている臨時財政対策債を引き続き発行したこと、平成22年度において国営かんがい排水事業負担金を償還し、及び大崎東部土地開発公社に対し土地代金を繰上償還するために、合わせて20億9,320万円を借り入れたことにより、増加したものです。
➤	財政健全化については、平成22年度においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた健全化判断比率をクリアしましたが、このことが将来とも財政が健全であり続けることを保証するものではないことから、「事業の選択と集中」を継続的に進め、無駄を排除するとともに、無理な投資は行わないことが必要です。
➤	今後、災害復旧・復興事業を実施していくためには、多額の資金が必要になりますが、大幅な税収の落ち込みが予想され、一段と厳しい財政運営となることから、中期(平成24年度から平成27年度まで)の財政計画を策定し、確実に実施していかなければなりません。
➤	町税、特に町民税及び固定資産税の賦課額が減少している中で、自主財源である町税の収入の確保は、財政の健全化には重要です。また、徴収対策の強化は、税の公平性と納税秩序の上からも重要です。
➤	東日本大震災により倒壊した家屋、その後に新築される家屋が相当数に及ぶことから、課税客体の適正把握に努めなければなりません。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	見直し後の総合計画における主な事業に係る経費並びに一般職に属する職員に係る定員適正化計画に基づく人件費及び特別職に係る人件費を推計の上、中期(平成24年度から平成27年度まで)の財政計画を策定し、毎年度の予算に反映させ、着実に実施していくこととします。
(2)	現年度の収納率向上に向けて、納税者の利便性に配慮し、コンビニ収納及びゆうちょ銀行納付を継続するとともに、新たにクレジット収納も検討します。電話催告などについては、一部民間委託を推進します。また、住民税特別徴収義務者一斉指定の実現に向けた取組みを推進します。
(3)	町の基本的な姿勢は「新たな滞納者はつくらない」ことです。滞納者には、文書催告(催告書、差押え予告)、納税が困難な方には、随時、納税相談を実施します。
(4)	公共施設の一元的な管理を進め、長寿命化や更新時期の平準化、最適規模、最適配置の検討を進めるとともに、ライフサイクルコストを考慮した施設管理に努めます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	中期(平成24年度から平成27年度まで)の財政計画を策定し、公表。また、財政計画と毎年度の決算を比較し、その内容を公表するとともに、必要に応じた見直しを図る。
(2)	予算編成に当たっては、財政計画に従い予算枠配当方式を継続し、元金ベースのプライマリーバランス(基礎的財政収支)のプラスに努める。
(3)	借入金残高を減らすことにより、実質公債費比率を下げる。
(4)	借入金残高及び公営企業債に対する繰入金を減らすことにより、将来負担比率を下げる。
(5)	一般職及び特別職に係る人件費、物件費など経常的経費の節減に引き続き努める。また、無理な投資はしない。
(6)	必要に応じてアウトソーシングを進める。
(7)	合併特例債を活用して、合併振興基金の増額を図り、平成28年度から平成32年度までの合併算定替の段階的縮減に伴う地方交付税の減少及び平成33年度以後の一本算定による地方交付税の減少に備える。
(8)	公営企業に対する一般会計からの基準外繰出金の縮小
(9)	公営企業については、投下資本を回収するため、定期的な料金水準の見直し。
(10)	納税者の利便性に配慮したコンビニ収納、ゆうちょ銀行、口座振替等の利用拡大
(11)	各部署連携による納税相談、徴収対策の実施
(12)	税務職員の専門性の向上
(13)	ライフサイクルコストを考慮した施設管理の推進(施策7、施策50と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

実質公債費比率の上昇を抑制することにより、自由に使える財源を増やす。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金			ベンチマーク (B M)	合併した県内市町村で、人口及び財政規模が同規模の自治体として加美町を設定する。	
指標名	実質公債費比率					
指標の考え方	収入に対する借入金返済の割合を示す数値で、この数値が高いほど財源を他の行政サービスに回す余裕がないことを意味することから、実質公債費比率を指標としました(地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく計算方法により、算出します。)					
目標又は基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	1 5 . 9 %	1 5 . 9 %	1 5 . 5 %	1 5 . 0 %	1 5 . 0 %	1 5 . 0 %
B M	1 5 . 9 %	1 3 . 5 %				
実績値	1 5 . 9 %	1 5 . 2 %	1 4 . 8 %			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
一般会計公債費(単位:千円)	決算統計	年度末	1,285,292	1,603,247	1,582,612			
一般会計起債残高(単位:百万円)	決算統計	年度末	14,458	13,942	14,038			
一般会計基金残高(単位:百万円)	決算統計	年度末	2,125	2,701	3,535			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	・目標値である、実質公債費比率については、14.8%と前年度より減少し、目標値をクリアすることとなった。公債費自体は減っていないが、普通交付税に算入率が高い地方債の償還が多くなったことが原因である。 ・一般会計の基金残高が増え、35億円を超えた。そのうち財政調整基金についても、概ね1億円増えて、13億となっており、健全化の方向に向かっているといえる。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		交付税算入率の高い地方債の活用 人件費の減少 収納率アップによる税収の増加	事業展開に、補助事業等の活用がまだ不足している。 事務事業等の委託化方針が明確となっていない。 施設マネジメント(新設、維持、廃止、統合)が明確となっていない。 職員数の削減が進んでいる。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		国の経済対策事業の実施 東日本大震災に係る財政支援	復旧事業等が、資材不足や工事の遅れなどにより当初の予定どおり進まず、繰越事業がかなり多くなり、計画どおりの事業執行とならなかった。
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	【継続事業(改善内容)】		
	・健全化計画については、進捗管理を行いながら、種々の要因変化に対して適時に対応するため、必要に応じて計画数値の見直しを行うとともに、元金ベースのプライマリバランスを黒字にしてい。 ・サマーレビュー等を通して、財政健全化について、職員が共通認識を持って進めていけるよう周知を図り、新年度予算に反映させていく。 ・「みんなの予算」は、当初の発行から5年が経過した。一つの節目として、当初予算内容に重点を置くべきか、財政状況などに重点を置くべきか、内容について検討したい。		
	【完了・廃止】		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙 「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

- ・目標は達成している。
- ・行財政環境の転換期を目前に控えている状況にあり、次期を想定した取組が必要であるが、事務事業のアウトソーシングや学校教育施設を含めた施設マネジメント等、今後の財政運営を考慮した取組が明確となっていない。
- ・事務事業委託化方針や施設管理計画など、関係課と連携した取組を推進されたい。
- ・なお、こうした取組にはアウトソーシングなどにより「改善余力」を内部で創出し、取り組むことが望ましいが、やや人件費の削減が先行している感がある。定員管理と連携を強化した取組を進められたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報 】	調書 NO	62.2-3	対象年度	2 5	担 当 課	税務課・徴収対策課	課長名	川名政彦・菅井清
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策 2 4	健全な行財政運営							
施策 6 2	財政を健全化するための対策							
分野別計画								
行革関連項目								

【 現状と課題（総合計画抜粋）】

- 平成19年度に策定した財政健全化計画においては、平成19年度から平成23年度までの5年間に生じると予測した財源不足額(約19億2,300万円)の一部について、基金の取り崩しによって補てんすることとしていましたが、実際には財政調整基金及び減債基金を減少させることなく財政運営を行ってきました。
- これらの基金を減少させなかったことで、東日本大震災時の緊急対策を考える際、大きな不安を抱くことなく対応することができました。
- 一般会計における地方債残高が平成21年度末で126億5,537万円、平成22年度末で144億5,808万円と増加傾向にあります。
- これは地方交付税の現金交付の不足分を肩代わりしている臨時財政対策債を引き続き発行したこと、平成22年度において国営かんがい排水事業負担金を償還し、及び大崎東部土地開発公社に対し土地代金を繰上償還するために、合わせて20億9,320万円を借り入れたことにより、増加したものです。
- 財政健全化については、平成22年度においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた健全化判断比率をクリアしましたが、このことが将来とも財政が健全であり続けることを保証するものではないことから、「事業の選択と集中」を継続的に進め、無駄を排除するとともに、無理な投資は行わないことが必要です。
- 今後、災害復旧・復興事業を実施していくためには、多額の資金が必要になりますが、大幅な税収の落ち込みが予想され、一段と厳しい財政運営となることから、中期(平成24年度から平成27年度まで)の財政計画を策定し、確実に実施していかなければなりません。
- 町税、特に町民税及び固定資産税の賦課額が減少している中で、自主財源である町税の収入の確保は、財政の健全化には重要です。また、徴収対策の強化は、税の公平性と納税秩序の上からも重要です。
- 東日本大震災により倒壊した家屋、その後に新築される家屋が相当数に及ぶことから、課税客体の適正把握に努めなければなりません。

【 施策の展開（総合計画抜粋）】

- (1) 見直し後の総合計画における主な事業に係る経費並びに一般職に属する職員に係る定員適正化計画に基づく人件費及び特別職に係る人件費を推計の上、中期(平成24年度から平成27年度まで)の財政計画を策定し、毎年度の予算に反映させ、着実に実施していくこととします。
- (2) 現年度の収納率向上に向けて、納税者の利便性に配慮し、コンビニ収納及びゆうちょ銀行納付を継続するとともに、新たにクレジット収納も検討します。電話催告などについては、一部民間委託を推進します。また、住民税特別徴収義務者一斉指定の実現に向けた取組みを推進します。
- (3) 町の基本的な姿勢は「新たな滞納者はつくらない」ことです。滞納者には、文書催告(催告書、差押え予告)、納税が困難な方には、随時、納税相談を実施します。
- (4) 公共施設の一元的な管理を進め、長寿命化や更新時期の標準化、最適規模、最適配置の検討を進めるとともに、ライフサイクルコストを考慮した施設管理に努めます。

【 具体的な取組（総合計画抜粋）】

- (1) 中期(平成24年度から平成27年度まで)の財政計画を策定し、公表。また、財政計画と毎年度の決算を比較し、その内容を公表するとともに、必要に応じた見直しを図る。
- (2) 予算編成に当たっては、財政計画に従い予算枠配当方式を継続し、元金ベースのプライマリーバランス(基礎的財政収支)のプラスに努める。
- (3) 借入金残高を減らすことにより、実質公債費比率を下げる。
- (4) 借入金残高及び公営企業債に対する繰入金を減らすことにより、将来負担比率を下げる。
- (5) 一般職及び特別職に係る人件費、物件費など経常的経費の節減に引き続き努める。また、無理な投資はしない。
- (6) 必要に応じてアウトソーシングを進める。
- (7) 合併特例債を活用して、合併振興基金の増額を図り、平成28年度から平成32年度までの合併算定替の段階的縮減に伴う地方交付税の減少及び平成33年度以後の一本算定による地方交付税の減少に備える。
- (8) 公営企業に対する一般会計からの基準外繰出金の縮小
- (9) 公営企業については、投下資本を回収するため、定期的な料金水準の見直し。
- (10) 納税者の利便性に配慮したコンビニ収納、ゆうちょ銀行、口座振替等の利用拡大
- (11) 各部署連携による納税相談、徴収対策の実施
- (12) 税務職員の専門性の向上
- (13) ライフサイクルコストを考慮した施設管理の推進(施策7、施策50と連携)

【 施策の意図（総合計画抜粋）】

収納率の向上を図る。

【 主要な目標（総合計画抜粋）】

対 象	町税（国保税を除く市町民税、固定資産税等）			ベンチマーク （ B M ）	宮城県市町村税徴収率（県平均現年）	
指標名	現年度分の町税の収納率					
指標の 考え方	自主財源である町税の収入の確保は、財政の健全化に重要です。また、徴収の強化は、税の公平性、納税秩序の上からも重要であることから、収納率の向上を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	9 6 . 3 %	9 7 . 0 %	9 7 . 4 %	9 7 . 8 %	9 8 . 0 %	9 8 . 0 %
B M	9 7 . 5 %	9 7 . 3 %	9 8 . 5 %			
実績値	9 6 . 3 %	9 7 . 3 %	9 7 . 8 %			

対 象	町税（国保税を除く市町民税、固定資産税等）			ベンチマーク （ B M ）	宮城県市町村税徴収率（県平均滞繰）	
指標名	滞納繰越分の町税の収納率					
指標の 考え方	自主財源である町税の収入の確保は、財政の健全化に重要です。また、徴収の強化は、税の公平性、納税秩序の上からも重要であることから、収納率の向上を目標としました。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	2 6 . 8 %	3 0 %	3 0 %	3 0 %	3 0 %	3 0 %
B M	1 8 . 0 %	1 9 . 8 %	2 5 . 1 %			
実績値	2 6 . 8 %	3 0 . 2 %	3 1 . 4 %			

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
全国自治体市町村税 全国平均値（現年）	総務省	翌年度	98.2%	98.4%	***			
宮城県市町村税徴収率 県平均（現年）	県市町村課	7月	97.5%	97.3%	98.5%			
美里町（現年）	市町村課	7月	96.3%	97.3%	97.8%			
全国自治体市町村税 全国平均値（滞繰）	総務省	翌年度	20.6%	21.4%	***			
宮城県市町村税徴収率 県平均（滞繰）	県市町村課	7月	18.0%	19.8%	25.1%			
美里町（滞繰）	市町村課	7月	26.8%	30.2%	31.4%			
全国自治体市町村税 全国平均値（現年＋滞繰）	総務省	翌年度	93.3%	93.7%	***			
宮城県市町村税徴収率 県平均（現年＋滞繰）	県市町村課	7月	91.6%	91.5%	93.3%			
美里町（現年＋滞繰）	市町村課	7月	88.9%	90.1%	91.7%			

【 施策に対する自己評価】

（目 標・B M） 自 己 評 価	取組総括	税務課での徴収対策 住民税特徴義務者一斉指定（宮城県下一斉）では、新規で 950 事業所を指定、今後も継続としている。 督促について、はがきから封筒に変更、納税憑憑チラシを同封。滞納処分ができる環境づくりの醸成。 その後の対処として督促状発送者を対象に臨戸訪問を実施した。 出納閉鎖期間では 580 人対象に実施し、期間内納付の成果は 16.6%であった。 徴収対策課での徴収対策 町債権全体を網羅する対策本部を 11 月に立ち上げ、所管課の状況をヒアリングした。 動産・不動産の公売を実施した。動産のみ 231,201 円を現金化できた。 債権差押については、196 件で、10,173,805 円を現金化できた。 納付受託では、4 件で、2,734,200 円を現金化できた。 執行停止につき 51 件、欠損処分につき 311 件執行 搜索については 6 件執行 上記のとおり滞納処分を実施した。税の公平性を保つためにも、継続して滞納処分を実施する。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
		徴収対策課で、税外債権を含めた町の債権調査を開始したことにより、徴収に対する意識の醸成効果があった。 滞納処分を強化することにより、現年度分を含め納税者へのアナウンス効果が広がりつつある。	債権管理に対する統一した指針が確立されていない。 町債権の中で、電算によりきちんと管理されているものは少ないため、管理について齟齬が生じる。 人事のローテーションとして、新たな担い手の育成がなされず、徴収技術の広がりが見い出せない。
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		滞納整理機構への参加の効果 滞納処分執行への一助となっている。人事交流により、研修効果が期待できる。 (comment 町単独で、納付難航している案件について多くが納付となる結果をもたらしている。人的派遣をしている市町村は、年間 60 件を移管でき県で職員の実務研修ができることは、町として力強い組織である。	滞納整理機構存続の問題 平成 27 年 3 月で解散のため、移管分の徴収困難事案処理が難しくなる。また、市町村間では徴収に対して温度差があるが、一部事務組合や広域連合設立の独立した組織の立上げが必要となる。
今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】		
	現年度対策のための、新手法（コールセンター）の導入検討 正規職員減少に対する方策として、退職者以外の任期付職員を導入検討、即戦力として活用する。 確定申告の要員確保のための 3 手段について実施に向け検討 新規採用職員従事 税務情報を活用する所管課の応援体制 国税 O B の活用の 3 点により複合的に確保する。・・・(comment (11)の表現変化・・・各部署連携の文句は「現実不可能が判明」している。) 徴収特別指導員の導入 滞納整理機構解散後の新たな体制調査 美里町町税及び債権収納向上対策本部の決定による条例等の改正、電算システム統合方針、債権研修の実施		
	【継続事業（改善内容）】		
	美里町町税及び債権収納向上対策本部を中心に、町債権の管理を行っていく。 宮城県地方税滞納整理機構と連携していく。		
	【完了・廃止】		
	徴収員による、各戸訪問による集金業務の撤廃 (comment 平成 24 年度までは、納付不便者のために有効事業として実施して来たが、コンビニ、口座振替等身近に納税できる環境整備を整えた成果であり、滞納者への過剰サービスに当たり期限内納税者と不公平であることから平成 25 年度から徴収事業の一環としていたが廃止した。)		

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・目標は、達成している。 ・現年度分、滞納繰越分ともに目標を達成している。 ・特に、国民健康保険税の現年度分の徴収率が 90 % 台を回復したことは大きな成果である。 ・徴収対策課については、今後、課設置の本来目的である私債権を含めた対応を推進されたい。 ・担当課から、徴収体制を強化するためには、職員の増員が必要であるとの意見が出されている。債権管理については、法的な位置づけの整理、職員の債権研修、徴収職員の任命等が行われた。一般的に取組が進まない理由が、時間、意識、スキル等の不足であるとするならば、スキルアップが図られ意識もあるとすれば、無いのは時間であり、職員の増員又は時間外勤務手当の予算増等、時間の確保について検討されたい。

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	62.4	対象年度	25	担 当 課	防災管財課	課長名	伊勢 聡
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策24	健全な行財政運営							
施策62	財政を健全化するための対策							
分野別計画								
行革関連項目	施設管理の民営化・委託化方針の策定							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	平成19年度に策定した財政健全化計画においては、平成19年度から平成23年度までの5年間に生じると予測した財源不足額(約19億2,300万円)の一部について、基金の取り崩しによって補てんすることとしていましたが、実際には財政調整基金及び減債基金を減少させることなく財政運営を行ってきました。
➤	これらの基金を減少させなかったことで、東日本大震災時の緊急対策を考える際、大きな不安を抱くことなく対応することができました。
➤	一般会計における地方債残高が平成21年度末で126億5,537万円、平成22年度末で144億5,808万円と増加傾向にあります。
➤	これは地方交付税の現金交付の不足分を肩代わりしている臨時財政対策債を引き続き発行したこと、平成22年度において国営かんがい排水事業負担金を償還し、及び大崎東部土地開発公社に対し土地代金を繰上償還するために、合わせて20億9,320万円を借り入れたことにより、増加したものです。
➤	財政健全化については、平成22年度においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた健全化判断比率をクリアしましたが、このことが将来とも財政が健全であり続けることを保証するものではないことから、「事業の選択と集中」を継続的に進め、無駄を排除するとともに、無理な投資は行わないことが必要です。
➤	今後、災害復旧・復興事業を実施していくためには、多額の資金が必要になりますが、大幅な税収の落ち込みが予想され、一段と厳しい財政運営となることから、中期(平成24年度から平成27年度まで)の財政計画を策定し、確実に実施していかなければなりません。
➤	町税、特に町民税及び固定資産税の賦課額が減少している中で、自主財源である町税の収入の確保は、財政の健全化には重要です。また、徴収対策の強化は、税の公平性と納税秩序の上からも重要です。
➤	東日本大震災により倒壊した家屋、その後に新築される家屋が相当数に及ぶことから、課税客体の適正把握に努めなければなりません。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	見直し後の総合計画における主な事業に係る経費並びに一般職に属する職員に係る定員適正化計画に基づく人件費及び特別職に係る人件費を推計の上、中期(平成24年度から平成27年度まで)の財政計画を策定し、毎年度の予算に反映させ、着実に実施していくこととします。
(2)	現年度の収納率向上に向けて、納税者の利便性に配慮し、コンビニ収納及びゆうちょ銀行納付を継続するとともに、新たにクレジット収納も検討します。電話催告などについては、一部民間委託を推進します。また、住民税特別徴収義務者一斉指定の実現に向けた取組みを推進します。
(3)	町の基本的な姿勢は「新たな滞納者はつくらない」ことです。滞納者には、文書催告(催告書、差押え予告)、納税が困難な方には、随時、納税相談を実施します。
(4)	公共施設の一元的な管理を進め、長寿命化や更新時期の平準化、最適規模、最適配置の検討を進めるとともに、ライフサイクルコストを考慮した施設管理に努めます。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	中期(平成24年度から平成27年度まで)の財政計画を策定し、公表。また、財政計画と毎年度の決算を比較し、その内容を公表するとともに、必要に応じた見直しを図る。
(2)	予算編成に当たっては、財政計画に従い予算枠配当方式を継続し、元金ベースのプライマリーバランス(基礎的財政収支)のプラスに努める。
(3)	借入金残高を減らすことにより、実質公債費比率を下げる。
(4)	借入金残高及び公営企業債に対する繰入金を減らすことにより、将来負担比率を下げる。
(5)	一般職及び特別職に係る人件費、物件費など経常的経費の節減に引き続き努める。また、無理な投資はしない。
(6)	必要に応じてアウトソーシングを進める。
(7)	合併特例債を活用して、合併振興基金の増額を図り、平成28年度から平成32年度までの合併算定替の段階的縮減に伴う地方交付税の減少及び平成33年度以後の一本算定による地方交付税の減少に備える。
(8)	公営企業に対する一般会計からの基準外繰出金の縮小
(9)	公営企業については、投下資本を回収するため、定期的な料金水準の見直し。
(10)	納税者の利便性に配慮したコンビニ収納、ゆうちょ銀行、口座振替等の利用拡大
(11)	各部署連携による納税相談、徴収対策の実施
(12)	税務職員の専門性の向上
(13)	ライフサイクルコストを考慮した施設管理の推進(施策7、施策50と連携)

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

実質公債費比率の上昇を抑制することにより、自由に使える財源を増やす。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標・BM)	取組総括	○施設管理計画の前段となる公有財産台帳のシステム化を実施し、精査を行った。引き続き精査を行っていく必要がある。	
	内部要因	【プラス要因】	【マイナス要因】
			○職員のファシリティマネジメント推進能力向上が必要
	外部環境	【プラス要因】	【マイナス要因】
		○全国的に公共施設の有効活用、維持管理についての計画策定の加速	○少子高齢化社会、人口減少
	今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】	
【継続事業(改善内容)】			
○施設管理については、計画の策定を行うために、内容検討、手法の検討を行う。			
【完了・廃止】			

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・施設管理については、本町の行政運営、財政、人事など様々な面に大きく影響を及ぼしていくことが想定される。 ・人口減少社会において、施設の老朽化比率や現世代・将来世代の負担比率などを見極めながら、施設管理台帳の管理方法を含め、確実な計画策定をお願いしたい。
--

政策・施策形成に係る進行管理調書

【 基本情報】	調書 NO	63.0	対象年度	25	担 当 課	総務課	課長名	佐々木 守
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策24	健全な行財政運営							
施策63	住民の立場に立った行政サービスを提供するための対策							
分野別計画	美里町第2次定員適正化計画							
行革関連項目	「職員の意識改革と職員管理、人材育成」及び「開かれた、公正で透明性の高い行政システムの確立」の各取組項目							

【 現状と課題(総合計画抜粋)】

➤	職員研修については、これまで研修機関等が開催する研修に職員を派遣する派遣研修を中心に実施してきました。今後は、町が主体となって企画・開催する主体性のある職員研修の実施が求められています。
➤	職員給与の見直しと職員の定員管理については毎年度実施しており、その実施状況をホームページと広報紙で公表しています。
➤	平成19年4月に「美里町定員適正化計画」を策定し、計画的な定員管理に努めてきました。
➤	住民が町政に関心を持ち町政に参加するためには、住民と行政の情報の共有が欠かせません。このことから、町の積極的な行政情報の公開と提供が強く求められています。
➤	技術革新による多様なメディアがあるにもかかわらず、それらを活用した情報発信が十分ではありません。特に、公式ホームページ上のコンテンツの充実と携帯電話を活用した情報発信が求められています。
➤	住民懇談会における参加者数は少なく、また一部の住民に固定化する傾向にあります。開催方法と内容について見直しが必要です。
➤	パブリックコメント手続は制度化されたものの、住民参加、住民意向の把握として有効な手段になっていません。周知の徹底や応募意見の反映など、実施方法の見直しが必要です。
➤	各種委員会等の会議の中には、形式的に運営される会議も一部に見受けられます。住民ニーズを把握する有効な手段として、また、住民の大切な協議機関として、各種の会議運営のあり方を見直していかなければなりません。

【 施策の展開(総合計画抜粋)】

(1)	人材育成基本方針を策定して、本町が目指す職員像を明確にします。この職員像を実現するため、計画的で戦略的な研修を、町が主体性をもって継続的に実施します。
(2)	職員の意識改革を図るために、職員研修の徹底と人事評価の導入を行います。
(3)	第2次定員適正化計画を策定し、今後も職員数の適正管理を行います。
(4)	若手職員を育成するために、業務を通した職場内研修の制度化を図ります。
(5)	専門指導員による接遇対策を定期的に開催し、職員の接遇向上を図ります。また、外部評価委員による職員の接遇評価を実施します。
(6)	「求められてから出す」の姿勢から「求められる前に出す」の姿勢に改めて、積極的な情報開示に努め、住民との情報共有を進めます。
(7)	技術革新が進む中、多様な情報媒体の積極的な活用を図ります。
(8)	住民懇談会、パブリックコメント手続等の広聴制度の見直しを行います。また、住民の町政参加の多様な方法について導入の検討と試みを行います。

【 具体的な取組(総合計画抜粋)】

(1)	人材育成基本方針の策定と職員研修の徹底
(2)	人事評価制度の導入
(3)	第2次定員適正化計画の策定
(4)	接遇研修と外部評価制度の導入による顧客満足度の向上
(5)	若手職員育成研修の制度化
(6)	人事方針の策定と公表
(7)	(仮称)町政相談員制度の導入
(8)	事務カイゼン指導員の配置
(9)	公益通報者保護制度の整備
(10)	行政情報コーナーの拡充整備
(11)	個人情報保護条例の制定
(12)	行政情報の開示拡大のための制度の整備
(13)	多様な媒体を活用した行政情報の受発信

【 施策の意図(総合計画抜粋)】

行政サービスの品質向上を図る。

【 主要な目標(総合計画抜粋)】

対 象	美里町職員（臨時職員等を含む。）			ベンチマーク （ＢＭ）		
指標名	外部評価による職員の接遇評価結果					
指標の 考え方	接遇は行政サービス提供の入り口です。接遇対策を定期的に開催し、職員の接遇向上を図るため、外部評価委員による接遇評価の結果を指標としました。 平成２４年度に実施するアンケート調査結果を基準値とします。					
目標又は 基準値	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	—	—	基準値	基準値 ↑	基準値 ↑	基準値 ↑
B M						
実績値						

基準値の設定概要	外部評価委員による接遇評価を実施する。
----------	---------------------

【 主要な目標を補足する統計資料等】

情報名称	根拠	時期	H22	H23	H24	H25	H26	H27
類似団体別人口1万人当たりの普通会計職員数の状況	総務省自治行政局公務員部資料	4月1日	—	美里町 87.87 人	美里町 85.67 人			
				類似団体 67.32 人	類似団体 68.95 人			
ホームページの訪問者数	行政情報への住民の関心	年間	—	—	104,044 人			
職員数	美里町第2次定員適正化計画	4月1日	285 人	281 人	275 人			

【 施策に対する自己評価】

自己評価 (目標BM)	取組総括	○ 目標については、専門指導員(外部委託)による職員の接遇状況調査を行えず、基準値設定ができなかった。平成25年11月に町内4施設(本庁舎・南郷庁舎・健康福祉センター・町立南郷病院)を対象に、専門指導員(外部委託)による接遇状況調査を行い、接遇評価基準値を設定する予定である。 ○ 美里町職員人材育成基本方針を平成25年5月に策定し、目指す職員像を明確にした。 ○ 人事評価制度については、制度構築を平成25年度中に行うこととし、試行を行う。 ○ 平成25年度研修計画を策定し、職員研修を実施。また、接遇に関する研修については、平成23年度から継続して実施している。平成24年度は外部研修に36人を派遣、外部講師による庁内研修に187人、職員を講師にしての実務研修に47人が参加している。 ○ 第2次定員適正化計画に基づき、職員の定員管理を行っている。 ○ 住民が提案し易い環境づくりとして提案箱を設置したものの、情報収集方法の拡大及び周知が不足している。また、提案、要望等に対する回答までの一元管理が不十分である。 ○ ホームページからの情報発信量を増やすよう職員研修に努め、また、スマートフォンへの最適化などの環境整備を行ったが、ホームページ掲載データ量の増大に対する公開サーバーの容量確保の工夫が必要となっている。 ○ 平成24年9月に個人情報保護条例を制定した。 ○ 審議会などにおける委員の公募制の導入、会議の公開及び会議録の公開などを進めている。また、行政情報コーナーの整備にも取り組んでいる。				
		【プラス要因】		【マイナス要因】		
	内部要因	○ 各種研修会への自主的な参加希望者が増加 ○ 地域等からの要望による出前型住民懇談会の開催、パブリックコメント手続の見直し ○ 行政相談員と町政相談業務担当者との意見交換会を年2回開催		○ 広聴制度及びその実施方法について、住民への周知が不足 ○ 提案・要望等に対する回答までの一元管理が不十分 ○ 住民懇談会での要望・課題に対する対応及び結果が未回答		
	外部環境	○ (財)宮城県市町村振興協会からの研修費用に関する助成金制度の活用 ○ 地域等からの住民懇談会の開催要望が増加 ○ 行政相談員と町政相談員が兼務していることにより、行政評価と連携が図られる。		○ 多様化する課題や要望に対して、組織として力量不足		

今後の取組方針 (事務事業編成)	【新規事業】
	【継続事業(改善内容)】
	○職員研修事業については、中長期研修計画が未策定のため、今年度中に作成を行う。 ○提案箱等に寄せられた意見や要望に対する回答をホームページで公開していく。 ○ホームページ内において、各種委員会の内容紹介や会議開催ページなどを再編集していく。 ○新たな情報発信手段として、ソーシャルネットワーキングシステム(SNS)の活用を今年度中に検討する。 ○住民懇談会での要望・課題に対して、その対応などについて、できる限り公表するよう努める。 ○行政情報の発信及び公開について、委員の公募並びに会議の公開及び会議録の公開を継続して推進する。
	【完了・廃止】

【 翌年度以降の事務事業編成】 別紙「 翌年度以降の事務事業編成一覧表」のとおり

【 サマーレビューの結果】

・目標は、基準値設定がされていない。 ・平成25年度中に町内4施設を対象に、専門指導員(外部委託)による接遇状況調査を実施する予定であることから、引き続き、定点観測を行うとともに、調査結果の改善に取り組まれない。 ・目指す職員像に対する各種取組をより一層、具体化し、職員意識の改革、資質向上に努められたい。 ・次年度の研修計画においては、政策形成能力の底上げを図るため、課題解決や目標管理、統計分析などの研修についても検討をお願いしたい。 ・本町では、待機児童ゼロを目標に掲げている。保育士の確保については全国的な問題となっているが、現在の臨時及び非常勤の雇用条件から任期付職員などへの移行や、域外からの人材確保のための支援制度(例えば、本町に転入した場合における住居手当の支給)の検討など、保育士の確保策が望まれる。 ・財政環境の転換期を目前に控えている。今後の行財政運営においては、事務事業のアウトソーシングや学校教育施設を含めた施設マネジメント等をより明確にしていく必要がある。 ・通常業務をアウトソーシングすることにより、当該業務に従事していた職員を重要施策の推進に従事させることが可能となり、定員管理と並行した人材資源の投入に配慮されたい。
--